

第三部 轉換する臺灣經濟

第三部門に於ては再編成過程を辿りつゝある臺灣政治經濟の根幹的な諸問題を取り上げ、經濟統制の進展、戰時臺灣經濟の相貌を髣髴せしめ、併せて南進基地としての臺灣の實相を描き、以て本年報の主要的内容たらしめる。

第一章 臺灣經濟再編成の基本的動向

序説 — 臺灣經濟再編成の經過（準戰階段、戰爭階段） — 結論

第一節 序 説

臺灣の經濟は、周知のごとく、今や一大變革を閲しつゝある。この變革は、臺灣にとつては、まことに文字通りの「經濟再編成」であり「産業革命」である。固より變革を経験しつゝあるのは、經濟の領域ばかりでなく、政治的・行政的・法律的領域において、また教育・宗教・言語の領域において、はたまた風俗習慣の上に、本島のあらゆる文化的・社會的事象が未曾有の變動をなしつゝあるのであるが、我々は今こゝに主として經濟の領域に就て考察しよう。私は本章において、以下の諸章における分析的研究の端緒として、個々の經濟的諸部門の動きでなしに、臺灣經濟の全變革過程の精髓ともいふべきものを、換言せば、この經濟の基本的構造の變動を指示しようと思ふ。

さて臺灣經濟の「産業革命」的變貌は、その現象的な相をほど示してゐるところの別掲クロニクルによつてもほぼ明かであるやうに、全體としての日本經濟そのものと全く同じく、滿洲事變を契機として俄然顯著となり、殊に支那事變の勃發によつて一層本格化したところの統制經濟化と工業化との途を辿つてゐる。自由主義的經濟の統制化と、農業本位の經濟の工業化とは、内外地を通じての本邦經濟の基本的構造的變化の内容をなすものであるが、外地としての臺灣の經濟は、この一般的變化に加ふるに、外地に特有なる色彩をもつてすることによつて、その變革過程が、

内地經濟のそれに對して、大きな差異を持つこととなる。

我々は變革の過程を知るためには、先づもつて變革せらるべきものゝ性格を知らねばならぬが、これは主として第一部、殊にその第三章「統制化以前の臺灣經濟」に譲らう。一言にして云へば、

第一に、臺灣經濟は、一つの外地經濟として、その統制經濟化以前において既に、内地經濟に比して自由主義的色彩が著しく淡かつた。換言すれば、それは「植民地」的な「政治的經濟」の相貌を示してゐた。これは單に經濟的事象ばかりでなく、社會的事象の主流が一般的に自由主義的に進行してゐた階段においてさへ、外地では、生活統制・文化統制が内地におけるよりも、何等かの形態で、何程かの程度において、より著しく行はれてゐたと云へる。そしてかかる性格が經濟的側面において最も強く現はれ易いことはいふまでもない。かくして外地經濟の統制經濟化は、概言すれば、内地のそれよりも早期に、且つ迅速に、そして深刻に進行した。そもそも總督政治なるものは、從來議會の掣肘を受けることが比較的少く、善い意味においても、悪い意味においても、官僚政治的體制を備へてゐ、この機構は、日本經濟全體が準戰階段に入つた時において、直ちに經濟統制に役立つことができたのである。尙その上に、外地經濟においては、比較的少數の大資本家が樞軸的産業を支配してゐ、これらの資本家の多くは國家的・民族的使命を擔つてゐるとの自覺を、少くとも外觀的にだけでも、比較的多く持つてゐ、且つ官廳に對する依存性が比較的大であるがゆゑに（經營上種々なる形において助長され保護されてゐる。たとへば補助金交付・減免税・官營施設の利用・技術的指導・等々）、もし官廳にその意思さへあれば業者の活動をして營利主義一點張りから公益優先的建前に轉針せしむることは、内地におけるよりも比較的容易であると概していへるのである。かやうにして、外地經濟の一つとしての臺灣經濟の統制經濟化は、島民の社會生活一般の總動員化ともいへ、割合に容易に且つ早期に行はれ得た。

第二に、今までの臺灣經濟の一つの大きな特色は、それが米糖を樞軸とせる農業本位の經濟であるといふ點にある。臺灣經濟の「産業革命」は、かくて、農業本位の經濟の工業化への轉針を意味する。工業を可成りの程度において導入せんとする産業體系再編成を意味する。この工業化への動向は、いふまでもなく、臺灣においてのみ顯著に顯はれてゐることではなく、實に滿洲事變を契機として、日本經濟そのものが全體として經驗してゐるところであるが、一つの外地として、殊に米糖二作を中心とする農業國として、さらに現在の世界情勢下において帝國の南端に位置する地域としての臺灣における工業化は、それ自體の特色を充分に持つてゐるわけである。

第三に、農業部門だけに就て見ても、それは體系的變革を蒙りつゝある。すなはち米糖以外の特殊作物、殊に熱帯・亞熱帶的作物の生産が、あるひは工業化が要求する原料の給源として、あるひは軍事上の需要から、あるひは貿易關係（外貨獲得、輸入制限のために、または輸入杜絶への對策として）から、導入または擴充を要請せられて、従來米糖の占據し來つた地積に割り込んで來、そのために農業の多角化・高度化・計畫化が行はれてゐるのである。そしてこのことは、殊に、臺灣が皇國の南端、熱帶圈・亞熱帶圈に位してゐるといふことに依據してゐる。こゝにその農業再編成過程の根本的性格を見る。

第二節 臺灣經濟再編成の經過（昭和十五年末まで）

然らば臺灣經濟の統制經濟化と工業化とは、どのやうな歴史的過程を辿りつゝ行はれて來たか。その現象的な相貌は、第四部における昭和六年以後のクロニクルによつて指示することゝして、こゝでは大體の階段づけをなし、クロニクルにおいて示してゐる個々の現象が全體としての再編成過程において持つ意義を知る便としようと思ふ。

臺灣經濟再編成の過程は、容易に推察せられるやうに、母國經濟全體の再編成過程の進展の線に沿つて行はれてゐる。たゞ臺灣經濟の持つ上記の諸特性は、ある種の現象に對しては、内地經濟におけるよりも早期に變貌を來さしめ、内地經濟が却つて之を模範とするやうな場合があるのである。(その著例は、準專賣ともいふべき臺灣米移出管理の制度——それは現實には消費米の管理にまで發展した)——が、昭和十四・五年の米穀逼迫時に對處する内地の米穀對策に大なる示唆を與へたことである。だが概して云へば、臺灣經濟の統制化も、工業化も、ともに時間的に母國經濟の變動過程に追従して顯現した。ともあれ、我々は、臺灣經濟再編成の過程を、日本經濟再編成の過程と同じやうに、大體左のやうに階段づけることができるであらう。

一、準戰階段——滿洲事變より支那事變前夜まで。

二、戰爭階段——(イ) 支那事變勃發より昭和十五年八月まで。
(ロ) 新體制提唱以後。

第一項 準戰階段

周知のごとく、日本の政治的經濟は滿洲事變を契機として一大轉換を遂げた。もちろんこれが萌芽は、同事變以前に既に次第に醸成せられて來てゐたのであるが、殊に一九二九年に始まる世界恐慌の潮流は、日本をも含む世界のすべての國を襲ひ、これが切り抜けのための各國の苦惱は種々なる形において現はれ、わが國においては、それは行き詰れる經濟の打開と大陸問題の解決といふ形をとつた。滿洲事變は、この世界的潮流のうち必然的に生まれて來た歴史的事實であり、我が國は、これによつて、一九二〇年代における思想界の主潮としての自由主義に基づく政治

形態たる政黨政治を打倒し、舉國一致的政治形態への階梯たる超越内閣(齋藤内閣)を迎へ、また滿洲國の誕生とその健全なる成長といふ表現形態における日滿經濟ブロックの結成と發達との可能性を見透しつつ、わが國の産業體系が、全體としてのわが國民經濟が、こゝに劃期的な轉換を見ることがとなつたのである。

かゝる情勢は、日本帝國の一領土としての、また日滿ブロックの一環としての、わが臺灣の政治的經濟に對してもまた重大なる變轉を命ぜずにはおかなかつた。今この準戰階段における臺灣經濟變革の趨勢を見よう。それについての現象的な觀察は、第四部のクロニクルに依ることとするが、臺灣經濟の展開の此の階段もまた、これを概言せば、日本經濟全體のそれと同じく、今日の高高度國防經濟への再編成の準備行程と見做すべき態勢を執つてゐたのである。後に詳述するやうに、今日の臺灣の政治的經濟の志向するところは、臺灣をして「高度國防國家の一翼」たらしむることであり、この目的追求の爲めに採られる方策の主なるものは、(一)皇民精神の發揚顯現、(二)國土防衛の強化徹底、(三)國民經濟の安定確保、(四)南方施策の擴大、(五)生産力の擴充、(六)國際收支の改善などである。

註、以上の諸項目は準戰階段以後毎年度の豫算編成方針に現はれたところの政綱である。小林前總督は、これをその統治の指導原理として、(一)皇民化、(二)工業化、(三)南進政策といふ風に一層簡潔に表現した。

この動向が準戰階段においては、如何なる形で、如何なる程度にまで展開して來てゐるであらうか。

準戰階段における臺灣經濟の展開の推進力となるものは、後に第三章において詳述するやうに、臺灣經濟そのものに内在する要因としては、米穀と甘蔗とを中心作物とせる農業本位の經濟の行詰りから逃れんとするための工業化への要望であり、また臺灣經濟に對して外在する推進力としては、内地米穀統制による臺灣米作者の不當利得の是正を目標とせる移出米の統制強化(これは、周知の通り、昭和十四年十一月一日から準專賣的な管理制度の確立となつた)と、國際情勢の變遷に對處するための重要産業、殊に軍需産業のあるものゝ整備への要請とが擧げられ、此の線

に沿つての産業統制化、交通機關の整備などが顯著に看取される。

政治的に之を見ると、準戦階段の初期においては、内地における政黨政治がこゝにもまた延長され、内閣更迭の度に總督、總務長官をはじめ、總督府部長ならびに地方長官の大部分が更迭することを例としてゐた。したがつて恒久的政策を企畫し實行することがほとんど不可能であつた。この弊害を痛感した島民は、次第に、政黨に對して超越的立場に立つところの軍人總督を要望するやうになり、この階段の末期までに、この要請を貫徹し得た。なほ從來わが南方政策が統一的ならず、且つ概して東京經由の迂路を取つて實施されてゐることを矯正するために、臺灣總督を南方總督とする大總督制を採用すべしとする輿論が島内においても、内地においても、次第に醸成され來つた。

思想的に見ると、この階段の初期においては、大正・昭和の交における自由主義的、民主主義的、民族自決主義的思潮の餘波がなほ去らず、或は前述の政黨政治的殘滓があり、或は本島人の側における共產主義的、または社會民主主義的、乃至は左翼自由主義的運動の餘喘が尙保たれ（臺灣共產黨事件、臺灣赤色救援會事件、臺灣民衆黨事件、太湖事件、臺灣民族解放文化サークル事件、衆友會事件、臺灣地方自治聯盟の活動、臺灣議會設置請願運動など）或は嘉南大圳組合總會における年中行事の一たる感ありし騷擾や、臺北印刷業労働組合・基隆炭礦坑夫・基隆港荷役苦力・臺北市營バス従業員等の労働爭議などがあつたが、昭和十年四月一日より地方自治制が實施せられて民意暢達の途が従前に比して大いに開かれることとなり、大正十年以來十五年の歴史を持つ臺灣議會設置請願運動のごときも九年九月をもつて打切られた。いはんや、共產主義的または準共產主義的運動ならびに小兒病的民族運動は、當局の適切な彈壓と滿洲事變以後における本島人の皇民化への覺醒とによつて、漸次に屏息することとなり、昭和十一年十月に記事解禁となりたる秘密結社衆友會事件（事件發覺は昭和九年）をもつて、恐らくはかゝる運動の終止符と見做すべきであらう。かくて、支那事變の勃發した頃には、島民の間に多少の動搖があつたことは否定し得ないけれども、概し

て云へば、今日の皇民化運動の素地が既に耕されてゐた。ともあれこの階段において、大正末期から昭和初頭にかけて本島にも跳梁した共產黨、文化協會、農民組合などの「赤」は既に清算され盡くして居ると見て差支へなからう。

(一) 二つの産業調査會

臺灣經濟の現實的相貌を知り、且つこれに對する内外の要望と、したがつてまたその將來における動向と、要するにこの現狀に對處するための政策の性格を知るためには、總督府が主催せる數次の総合的な産業調査會における議事録と答申書とを見るのが便宜であらう。準戦階段に入る前後より今日に至るまで、本島産業・經濟の全體を對象とする調査會は次のごとく、三回に亘つて催され、島内はもちろん、内地より、また時には南洋よりも、軍官民各界の權威者を委員として網羅し、當面の重要問題を調査研究し、その對策の根本方針を樹立し、總督府はこれをもつて、その政策上の參考となし來つた。

一、昭和五年十一月、臨時産業調査會（石塚總督時代）

二、昭和十年五月、熱帯産業調査會（中川總督時代）

三、昭和十三年九月、重要産業調整委員會（小林總督時代）

また高度國防國家建設、東亞共榮圈確立の一翼としての臺灣の新體制構成のためには、昭和十五年八月二十六日から府政調査會（これは小林總督就任直後に設置され、二三回開かれたまゝその機能を停止してゐたものである）を再び活用して現下の臺灣に相應しい新體制を構想せしめることとなつた。

我々はこゝでは、準戦階段における二つの産業調査會について述べよう。

第一、臨時産業調査會（昭和五年十一月十日より十四日まで）——これは石塚總督によつて開催されたものであつてその目的とするところは「國際間の經濟戰は益々深刻となり國內産業發展充實の途を講ずるの要愈々切なるものがある。之を本島産業の現状に見るに施設經營の改善を要すと認むるもの多々あり、又向後の方針についても考覈研鑽を要すべき根本的重要問題も尠くない」（註）ので、（石塚總督談）「臨時産業調査會の使命に就て」——昭五・七・二六・臺灣日々新報所載）。本島産業經濟上の重要問題を調査考究しようとするにある。その答申を要約すれば次のごとし。

第一號 一般農業に関するもの

第一 産米改良増殖——作付面積の擴張、品種の改良、耕種法の改善、調製並に貯藏法の改善。

第二 青果産業の振興——鳳梨産業の振興、芭蕉産業の振興、柑橘産業の振興。

第三 肥料の奨励。

第四 畜産の改良奨励——豚、役畜及び乳牛、家禽。

第五 蠶業の奨励——本島は蠶業地として好適なるに拘らず、從來豫期の發達を遂げざりしが、將來適當なる地方にて之を奨励すべし。

第六 小作制度の改善——農業及び農産加工業の合理的發達のため、地主小作人の親善を基とする現行協調團體の充實統制を圖り、小作法規を設くべし。

第二號 糖業に関する件

本島糖業の發達は帝國領土内の自給自足を可能ならしめ居るも、人口増殖と消費増進に應ずるやう増産を計り、生産費を低下し關稅を遞減し、國民負擔を軽くし、外糖に對抗してわが糖業の獨立を圖り、進んでは海外輸出を實現すべし。（試驗機關の統一と擴充、製糖事業の整理合同、海外糖業調査並に販路開拓擴張、副産物利用—酒精とバガス工業—砂糖稅法改正）。

第三號 茶業に関する件——茶業の疲弊を救ひその發達を圖り製茶の海外進出を促すため耕作法改善、優良種普及、經營組織改革、機械導入をなすべし。

第四號 樟腦事業に関する件——斯業は本島産業及び財政上頗る重要な故、之が維持存続を期し、樟樹の積極的造林、事業組織の合理化と統制、關係工業の發達を圖るべし。

第五號 林業に関する件——國有林の利用開發に努め、民林業を奨励し、保安林を整備し、水源を治むべし。

第六號 鑛業に関する件——全島の地質調査をなし、困難なる經營は保護助長し、稼行中のものゝ經營を合理化し、石炭、石油等の重要資源については、國家的見地より將來を豫想し、地域を限りて之を保留すべし。（石炭、石油鑛業の振興、天然瓦斯の利用、砂金調査、其他の鑛物の資源調査等）。

第七號 水産業に関する件——本島沖合及び南支南洋の漁場を對象とする遠洋漁業の開發に主力を注ぎ、海洋調査・漁港の整備、冷蔵施設の完備、漁業移民の招致を圖るべし。

第八號 商工業に関する件

第一 工業の振興——第三章「工業化の諸問題」を見よ。

第二 貿易の振興——本島の經濟上輸移出貿易の進展を計るは極めて緊要なるを以て新規工業の勃興を促し、生産品の増加を圖るべし。

第九號 動力に関する件——第三章「工業化の諸問題」を見よ。

第十號 土地及び河川に関する件

第一 土地改良の促進——水利整備を行ひ又は改善擴張をなすべし。

第二 河川整理の促進。

第十一號 道路に関する件——道路の普及・自動車交通に適する如き改善・産業道路改善の促進。

第三部 第一章 臺灣經濟再編成の基本的動向

第十二號 鐵道に關する件——東西連絡鐵道の建設・支線の普及・既設線の改善・運輸の改善・自動車政策の確立。
第十三號 港灣に關する件——基隆高雄兩港の充實改善・地方港・漁港の調査修築。
第十四號 海運及び航空に關する件。

第一 海運の改善——内臺・沿岸・支那各航路の改善・南洋航路の整備（臺北命令航路新設・シヤバ線の改善・シンガポール線命令航路新設）、歐洲メーブルの寄港、等。

第二 航空路の開闢——内臺・島内・對支空路を可及的速かに設くべし。

第十五號 金融に關する件——金融機關の改善充實（臺銀の機能充實擴大・普通商業銀行の業務整理の促進・南支南洋放資の促進・勸銀の不動産資金化の機能擴充・信託業法施行・信組の金利低下と貸付普遍化）、島外資金の誘致。

これを概観するに、滿洲事變突發の前年たる昭和五年といふ、いはゞ準戰階段の前夜における本島經濟の實相と、その向ふべき方向（したがつて採らるべき政策の性格）とを大體において指示してゐると思はれる。たとへば、この階段においては、臺灣の産業體系の重點は尙農業部面に、殊に米糖に極度に偏在せしめられてをり、貿易にしても、砂糖・米・青果・茶・鳳梨罐詰・帽子などの農産加工品の輸移出の振興が中心問題とされてゐる、他には石炭とセメントが擧げられてゐるに過ぎない。工業のごときは、今日臺灣工業界の花形視されてゐる化學工業や纖維工業は、殆どすべて、なほ調査研究を行ひ、その企業化を圖るべしとされてゐるに過ぎない。また動力産業についても、開發すべき動力資源の調査の促進・電氣事業の統制・瓦斯事業の調査を擧げてゐるのみである。

しかも朝野のエクスパートを動員して形成されたこの調査會も、結局、答申をなすこと自體がその使命であつたかの如き運命に終つた。何となれば、政黨政治的色彩を帯びてゐた當時の臺灣統治は、總督をして充分にその抱負を實踐するに足るの時を持たしめなかつたからである。それは洵に名詮自性「臨時」産業調査會であつた。

第二、熱帯産業調査會（昭和十年十月十九日より二十三日まで）。——中川總督によつて開催された。恰も始政四十年を迎へ、しかも準戰階段の眞中であつて、本島の經濟・産業も、昭和五年に比して、飛躍的な進展を遂げてゐた。

この調査會の目的とするところは、「本島の地理的地位に鑑み本島産業の開發に更に一段の努力を拂ふと共に……南支南洋地方と經濟上一層密なる關係を保持し、其の貿易の進展を圖り、相互慶福の増進を期するは正に本島の使命なり……〔乃ち〕南支南洋地方との貿易其他各般の事項に付検討を重ね、島内に於ける産業・交通・文化等各方面の進展と相俟つて隣保共榮の實を擧げ、帝國國運の隆昌に資する所あらんことを期す」といふにある（「熱帯産業調査會設置意書」）。

今その答申の大略を摘記すれば、

第一號 貿易の振興に關する件——本島の南支南洋貿易も、本邦各種工業の進歩、日支關係好轉、圓安に依りて、漸く伸暢の曙光を認むるも、彼地における輸入防遏政策によつて樂觀し得ず、有効適切なる方策を講ぜざるべからず。

第一 有望なる輸出品に關する事項——茶・バナナ・鳳梨罐詰・豚・石炭・水産物・食鹽等の増産・品質改善、輸出補償制度の擴充、新販路開拓。

第二 關稅制度に關する事項。

第三 商品の宣傳紹介並に調査に關する事項——これらの施設を創設すべし。

第四 中繼貿易に關する事項——配船増加・運賃低減等につき攻究すべし。

第二號 企業及投資の助成に關する件——邦人の南方進出には臺灣は大いに寄與すべき使命を有する故、南方における企業及び投資に關し官民協力して一層之が開發助成に努むべし。

第一 有望なる事業に關する事項——既に邦人の關係せるもの、外適當なる投資對象多し。これらに關しては徹底的に調査

第三部 第一章 臺灣經濟再編成の基本的動向

三八六

し之を本島内外の資本家に紹介し、投資を斡旋し、既存企業をも一層助成すべし。

第二 中小企業に關する事項。

第三 試験研究及經濟調査に關する事項——中央研究所其他の試験研究機關、經濟調査機關の擴充をなし、有望事業の調査研究をなし、起業に要する資料を供給せしむべし。

第四 有力なる拓殖機關の設置に關する事項——島内の拓殖事業の經營と拓殖金融、及び南支南洋における邦人企業助成の爲の機關を設くべく、府は研究調査して、その實現を期すべし。

第三號 工業の振興に關する件(第三章「工業化の諸問題」を見よ)

第四號 金融の改善に關する件(南支南洋邦人の金融について)

第一 商業金融に關する事項。

第二 拓殖金融に關する事項。

第三 中小商工業者の金融に關する事項。

第五號 交通施設の改善に關する件(彼我の連絡・貿易の進展・企業の振興のために)

第一 陸運に關する事項。

第二 航路及航空路に關する事項。

第三 港灣に關する事項。

第四 通信に關する事項。

第六號 文化施設の改善に關する件(彼我の相互の理解を深め、親善を増進し、經濟的提携を容易ならしめるために)

第一 報道宣傳機關に關する事項。

第二 教育施設に關する事項(邦人の南方進出のために)

第三 醫療施設に關する事項。

第四 觀光施設・學藝交換・熱帶學術の研究其他に關する事項。

この調査會の目的とするところは、本島の南支南洋に對して持つ使命達成のための諸方策の樹立であり、その調査業績を見るとき、我々は貿易に、拓殖に、文化的交渉に臺灣の當時なしつゝある所をほと推知することができ、又臺灣の正に志すべき動向をも指示せられてゐるのを知るのであるが、遺憾ながら準戰階段においては、皇國は尙この答申の所期するやうな南方進出の力を臺灣に與へ得なかつた。答申の提案したところは、臺灣拓殖會社が之を基として創立せられたことを除いては、ほとんど全部單なる畫餅に過ぎなかつた。たゞ我々は「工業の振興に關する件」において、「本島の工業化を圖り、我が國の需要を充足し、更に販路を南支南洋の市場に求むるの要あり」といひ、そのために「有望なる新規工業並に各種資源に付速かに科學的・經濟的研究調査を遂げ、之が勃興の機運を醸成すべし」となせるところに、戰時階段に入つて俄然促進された本島の工業化と産業體系再編成との觸れ太鼓を感じるのである。邦人南方進出に至つては、この調査會の開催の當時においては、いふまでもなく、大規模にはほとんど不可能のことであつた。たゞ本邦商品の進出は目覺しかつた。が本島産物は懸け聲程ではなかつた。何故なら、本島産業は、殊にその工業部門は尙そこまでの發展を遂げてゐなかつたからである。

我々は準戰階段における本島經濟・産業の態容とその動向と政策とを指示するに足ると思はれる二つの調査會について見た。がこゝで考察の方向を少しく轉じて、準戰階段が次に來る戰爭階段において顯現する諸現象の萌芽を如何やうに育んでゐたかを見よう。

(二) 重要産業の統制

産業、殊に重要産業の統制は準戦階段において既に發足してゐる。いふまでもなく、統制は種々なる見地から、種々なる目的指定のもとに行はれるが、本島における産業統制の第一歩は、(既に出荷配給方面における統制機關として成立してゐる青果同業組合、同聯合會、ならびに移出統制機關としての臺灣青果株式會社—大正十三年創立—等を除いて考へると)私の見るところによれば、經營合理化を目標とする鳳梨罐詰企業の大合同にあつた。即ち斯業は昭和二年同業組合の結成とともに新式工場が創設せられ、同五年營業取締規則公布によつて工場設立の許可制が布かれたが、小資本工場の濫立による原料の爭奪・粗製品廉賣の弊著しく、品質の向上と、産額の増加とが期待され得なかつた。かくて昭和六年九月臺灣鳳梨共同販賣會社を設立して、まづ販賣の全島の統制を圖つたが、更に斯業の健全なる發展のために、昭和十年六月臺灣合同鳳梨會社を創立して、全島を事業區とし、すべての既設の工場を買収し廢置分合を斷行し、生産・配給の全分野に亘る統制を行ふこととなつた。なほこの種の經營合理化を目指す統制は、日本準戦經濟における著しい現象であるところの外貨獲得の一翼たらしめんとする目的をも持つてゐるのであつて、鳳梨罐詰業における統制の目的の一つもまたこのことにあつたことは云ふまでもない。我々はこれが他の例を、紅茶・臺灣帽子などの産業における業界の統制にも見得るが、その當初においては、業者の側において(殊に鳳梨の場合に著しかつた)、統制の趣旨を理解せず、當局は啓蒙と監督と指導とに大なる努力を費した結果、業者の理解と讓歩と協力が次第に行はれるやうになり、支那事變勃發以後における種々なる經濟統制遂行の素地は既にこの階段において作られてゐたと云へよう。

なほ上記の統制とは聊か趣を異にするが、製糖業における統制も、この階段において若干行はれてゐる。(たとへば、昭和七年十一月の赤糖同業統制組合の結成、八年十月の新竹・沙糖兩製糖會社の昭和製糖會社への合併、九年十二月の大日本製糖會社と新高製糖會社との合併など)。これは主として、内地の米穀統制に基づく島内米價高による蔗作への壓迫を殊に感じた北・中部所在の製糖會社が、自衛策として經營の合理化に出づべく行はれた業界統制と見るべく、昭和十五年における大日本製糖と帝國製糖との合併および現に一部で提唱されつゝある島内全製糖會社の大合同への魁と見得るであらう。

(三) 産米制限を中軸とする農業再編成

これこそ臺灣經濟の上に、なにかんづくその産業體系の上に、まさに革命ともいふべきものを招致した最も著しい(少くとも純經濟的に見たる)要因であり、しかも時局と内地米界の趨勢は、當初(大體において準戦階段と時間的に一致する)むしろ臺灣米減産と、之を補ふに特殊作物の増産を目標としたかに見えたこの統制をして、進んで移出米管理に成長せしめ、それがその制限的効果を發揮せんとしたときに、逆に米穀増産策に變質せざるを得ざらした。米穀を繞つてのこの消極的な制限策の強行的實施から積極的な生産擴充策へのポイントの切替へは、臺灣産業をして、殊にその農業部門をして、一時混亂に陥らしめたのであつて、こゝに一大問題——極めて興味深き——が潜んでゐるわけである。詳細は竹市氏の筆による第二章「臺灣農業の發展と米管・糖業令」に譲ることとして、こゝには米管實施に至るまでの沿革を先づ出来るだけ簡潔に叙べよう。

後に米管に發展し、更に將來進んでは專賣にまで及ばんとしてゐる臺灣の米穀統制は、周知のごとく、内地の米穀事

情に促がされて招來され、しかも戦時下食糧政策確立の急を告ぐる警鐘が鳴り渡るや、内地の米穀統制實施の模範となつたものであるが、臺灣における米作は、大體大正十二年を出發點として、内地食糧問題解決のために一役を買つて蓬萊米を仕立て上げ、爾來増産に次ぐに増産を以てし、本邦食糧政策に貢献するところ頗る大であつた。然るに昭和五年の全國的大豊作以來はゆる「豊年不作」の状態に入り、政府の米穀政策は米價の傾向的の下落を喰ひ止め以て内地農村の疲弊を救済することに集中せられるに至つたのであるが、臺灣における繼續的な産米増加は、この間においてその生産費の比較的低廉性によつて、内地の米界に對する一大壓力となつて現はれ、臺灣の米作者は、内地農村の犠牲において、不適正なる利得を得る情勢となつた。内地米穀政策は、米穀法（大正十年四月法律三六・大正十四年三月改正）米穀統制法（昭和八年三月、法律二四）を通じて、單に商品としての米の流通市場操作のみによつて米價の引上げを圖つたが、その結果は連年の豊作によつて却つて逆効果をすら生むこととなり、遂に生産の分野にまで統制を加へざるを得なくなり、昭和八年九月の「臨時作付反別制限法案」（「減反案」）の提唱となり、また臺灣米ならびに朝鮮米の低廉生産費性よりの壓迫の除去または緩和こそ、最も有効的・合理的なる米穀政策であることが次第に明白となつて來た。準戦階段にはいつたときは、恰も臺灣米がかかる壓力を内地米界に對して次第に加へんとしつゝある時であつたがしかもこのことは臺灣においては勿論、被壓迫者たる内地自體によつてすら、尙殆んど意識せられて居らず、臺灣においては増産策一點張りであつた。たとへば、昭和五年十一月石塚總督によつて開催された「臨時産業調査會」の答申においても、産米改良増産が第一番に掲げられてゐる、爾後の産業政策もまたこゝにその重點の、少くとも最大の重點の一つを置いて來た。がかかる政策は無意識のうち内地米に對して壓迫を加へることとなり、昭和七年頃から内地では臺灣米移入に對する制限の提唱が次第になされ、島内ではこれに對抗して制限反對の運動が盛んとなつた。これが議會でも繰り返して問題となり、昭和八年八月頃から移入制限が本格的に日程にのぼされることとなり、島内では

減反案・代作獎勵案が協議せられ、また米穀統制法がいよいよ十一月一日より施行せられた。九年三月に臨時米穀移入調節法が、また十一年五月には米穀自治管理法が公布施行され、同年十月には殖産局に米穀課が新設されたが、内地における米價對策は本島米に對してますます攻勢に出でざるを得ない情勢にあつた。この間本島においては、米の代作として特殊作物の獎勵を大に行ひ、それらが軍事的に、また輸入防止・外貨獲得の上を持つ重要性が次第に認識せられるやうになつて、こゝに米穀増産をもつて政策の中心となした總督府の方針が一大轉向をなした。その著明なる表現の一つとして、我々は昭和十年十月に催された總督府「熱帯産業調査會」の答申のうちに、米穀について殆ど關說せられてゐないことを擧げることができらう。かかることは、従前においては決して見得なかつたところである。

然らば米穀産額の制限を目的とするこの統制は、米に代ふるに何をもつてしようとしたか。米糖中心の産業體系は領臺四十年（昭和十年はまさに始政四十年にあたる）を閲して、今や概ね大成するに至つた。すなはち米糖ともに、技術的にも既に極めて高度にまで發達し、作付面積もほとんど飽和状態に達してゐる、増産を圖るための技術的改善ならびに土地改良は、今までに比して極めて困難になつたといはねばならぬ。しかも砂糖のことは暫く措き、米穀のみについていふと、上記のごとく、日本全體の米穀事情によつて本島の米作制限が要望せられてゐるとすると、必然的に今まで米作に充てられてゐた耕地のある部分は、これを他の作物に振り向けざるを得ないこととなる。如何なる作物にか。これに答へるものは、臺灣が熱帯・亞熱帯に位し、作物のうちにも自ら特殊性を持つてゐるといふ事實である。殊に、恰も準戦階段において、その確立の可能性を次第に見出し來つたところの日滿經濟ブロックにおける唯一の熱帯・亞熱帯圏たる臺灣の地位がこゝで物を云ふこととなる。準戦階段において主なる目標とされた事柄は、諸重要産物の自給力の確立である。また今一つの目標は外貨獲得力の擴大である。臺灣の農業は、まさにこの要請に應ふ

べきであつた。かくて米作減反案は代作案を意味し、代作案は、その消極的な性質を特用作物の導入および増産といふ積極的なものに止揚していつた。特用作物といふのは、棉花・黃麻・苧麻・亞麻・蓖麻・甘藷・小麥・落花生・鳳梨・バナナ・柑橘・コーヒー・カカオ・蔬菜類などであつて、これらは、あるひは熱帯・亞熱帯でなければ栽培できぬものであり、あるひは内外地を通じてその増産と自給とが焦眉の急を告げてゐるところの重要作物である。若くは外貨獲得について重大なる役割を演ずるものである。また拙稿・第三章「工業化の諸問題」において述べるやうに、農業中心の本島産業體系の工業化が必至の勢であるが、導入せらるべき工業のうちには、ある種の輕工業が當然はいつてゐるべきであり、この部門に對する原料の給源たる農業部門の導入もしくは生産力擴充が要望せられるわけである。

要するに従來ほとんど米糖のみから形成されてゐた本島の農業體系を自體が、米糖を中心とする多角形的なものに轉換しようとするのであつて、しかもこれが推進力は、一つには、内地の「豊年不作」の一つの大原因となつた本島米作の意外の發達ならびにその生産費低廉性であり、二つには、滿洲事變以後における世界情勢の推移に適應せんとする、日滿ブロック結成の形態における皇國の努力に對して臺灣の持つ意義である。

かくのごとくにして、本島における米穀政策は、こゝに單に臺灣だけのこととしてではなく、また米穀だけの政策としてではなく、否單に農業に關するものとしてではなく、日本經濟の一環としての臺灣としては是を取りあぐべきであり、また臺灣内部のこととして考へるにしても、その農業全體の、否産業體系全體の立場からなすべきであるといふことが、次第に當路者の意識のうちにも明確となつて來たのである。このやうにして樹立されんとするものが即ち「臺灣移出米管理」(「米管」)の制度である。それは上來述べ來つたやうに、自然的展開のまゝに放置すれば必然的に招致せられるであらうところの米穀増産に對する抑制を、これを反面からいへば、米作に向つてゐた土地と勞力と資本財との、他の農作物または他の産業部門への轉向を目的とする。かゝる米管制度がまさに實施されんとするとき、支那

事變が勃發した。そして戰時食糧對策樹立の早急なる必要性は、米穀の可及的増産を本島にも命ぜずには措かなかつた。さらにそれは、砂糖の増産を命じ、麥類・麻類をはじめとする各種特用作物の生産の導入と擴充をも命じた。殊にこの命令は、昭和十四・五年に亘る凶作に際して、本島農業にも米糖その他食糧品の大増産を強制した。要するに、準戰階段において準備された米管は、戰爭階段にはいつて、その當初の目標と異なつた目標を持たしめられて機能しなければならなくなつたのである。

(四) 工業化への出發

準戰階段は、日本經濟の工業化、殊に際だつての重工業化・化學工業化の時代であつたが、臺灣經濟にとつてもまた工業化の階段である。否、眞實をいへば、後者にとつてはそれは實に工業導入の階段であつた。(それが如何に進行したかについては、第三章「工業化の諸問題」を見よ。)

(五) 地下資源の開發

工業の新しい導入のためには、もちろん農・林・畜・漁業などの生産擴充によつて、また輸入振興によつて、原料を豊富に獲得することも必要であるが、殊に自らの領域内の地下資源の開發に大なる期待がかけられねばならぬ。然らば準戰階段において、臺灣の地下資源の開發は、どのやうに行はれたか。

別章で知られるやうに、臺灣で既に發見されてゐる鑛産物は、八十餘種の多きに達してゐるが、産額の上からいつ

て、必ずしも豊富であるとはいへない。その重要なものは、燃料としての石炭（北部および中部）と石油（殊に天然瓦斯）（全島的、特に中南部）、金屬としての金・砂金・銅（北部および東部）、硫黄（北部）、石灰石（北部および東部）などである。これらのものが、準戦階段にはいつて、その生産に拍車が加へられたことは内地におけると同じであるが、今その動向を示す重要な出来事を擧げよう。

燃料 石炭——昭和十二年四月、臺灣石炭組合創立——六月、新竹州竹南郡南庄に豊富なる優秀炭層發見せらる。

石油——昭和七年四月、日石の牛肉崎三號井瓦斯大噴出——七年十二月、日石の錦水油田同上——八年三月、

日鑛の竹東油田、日石の甲仙油田試掘——九年二月、臺灣の竹東油田員嶼子第一號井開坑深度二九九米で瓦斯の大噴出あり、發火して四十日間燃えつゞく——五月、日石の寶山油田開坑——十一月、臺灣の湖口油田

開坑——十年一月、臺灣の凍子脚油田開坑——二月、日石の通霄油田開坑——三月、日石の六重溪油田再開

坑——四月、日石の中和油田開坑——十一年五月、臺灣の九層林油田開坑——十一年八月、石油保有補助金

交付規則（府令六三）公布——十月、日石の八卦力油田開坑——十二月、日石の新營坑場開設。

金——昭和八年三月、金瓜石鑛山、日本鑛業系となる。八月、同社は二百萬圓より一千萬圓に大增資。

砂金——昭和六年六月、兼ねて東臺灣砂金四十億圓埋藏説を執る横堀博士タツキリ溪砂金地帯の探査を始め——八

年五月、三菱鑛業東部砂金調査——九年六月、タツキリ溪砂金採取許可方針決す——十一月、同上第一回

許可二件——十年五月、同上第二回許可。

これらの事象は、要するに、燃料對策ならびに國際貸借改善策として、臺灣が準戦階段において、如何ほどに貢獻

してゐるかの指標と見らるべきものである。燃料においては、石油・天然瓦斯（それより採取せらるゝガソリン・カー

ボンブラック其他）、石炭など、本島はこの階段において、生産力擴充に相當の成績をあげた。殊に石油事業は、昭和

二年度から六年度にかけて主要なる油田の地質調査が行はれ、さらに十年度から第二期調査が開始され、從來稼行せるものはますます重要性を加へ、さらに島内各所に試掘が開始され、相當の効果を擧げてゐる。金屬鑛業としては、昭和二年度から五年度にかけて東部臺灣を中心に行はれた砂金調査がこの階段において完成し、山金とともに、ゴールドラッシュ時代の様相を呈し、昭和十四年における中央山脈の大砂金地帯發見の準備階梯となつた。

然しながら本島の地下資源は、天然瓦斯と石炭と石灰石を除いては、本島工業化のために貢獻するものはほとんどなく、これらのものといへども、その産額においては尙極めて不充分であつて、鑛業の發達は戦争階段に入つて、ますます深刻に要請されつゝある。

(六) 經濟再編成の其他の徴候

(イ) 臺灣拓殖會社の創立、國策會社としては既に臺灣銀行・臺灣電力會社の二者があり、また日本勸業銀行支店も開かれてゐるが、準戦階段にはいつて、島内・南支・南洋における拓殖事業の經營および拓殖資金の供給を目的とする半官半民の國策會社臺灣拓が創立された。（昭和十一年六月三日、臺灣拓殖株式會社法——法律四三——公布施行。七月三十日、同施行法——勅令二三八一——公布施行。同年十一月二十五日創立總會。資本三千萬圓、株式總數六十萬株、内一千五百萬圓——三十萬株——は、總督府より官有地を現物出資し、殘餘の三十萬株中二十萬株は日本糖業聯合會・三井・三菱其他の有力資本團體で引き受け、十萬株は一般募集。）同社は國策會社として種々なる特權を享受し、その反面政府および總督府の特別な監督を受ける。事業としては、干拓・開墾・造林・栽培・土地改良・移民・製油工業・化學工業・バナナ・纖維工業・移民貸付・投資（仔會社および關與會社）調査等を行ふ。これらの事業は、本島の農業・林業・畜産業・水産業・工業の種々なる部

門の開發・振興に極めて大なる役割を演ずるものである（戦争經濟にはいつてから、同社は、その仔會社とともに、對岸、殊に廣東・海南島ならびに佛印などに進出し、南方開發の使命を果してゐる）。

(ロ)交通・通信、準戰階段において、本島の交通事業は可成りの發達を遂げた。陸運において殊に著しいのは、自動車交通事業の發達であつて、就中バスの交通局直營は、合理化と擴充とを目的とする統制の最も著しい表現であつた。海運も東京横濱直通貨物線・大連線・北鮮九州線・高雄比島ア、パリ線の新設、佛印直通航路復活等が行はれ、日滿ブロック樹立のために、また來るべき東亞共榮圈確立の準備として、その意味大である。航空事業もこの階段において新しく導入され、内臺線・島内線が乗客の過少をかちつゝも、次に來るべき交通輻輳と南支南洋への空路延伸の時代に備へた。

通信の方は、無線電信・電話の施設がこの階段において大いに整備された。これも、支那事變勃發後、臺灣が海外通信および宣傳の第一線に位置するやうになつたことに對する極めて周到なる準備であつたと見なしてよい。

(ハ)財政および金融の方面における準戰時的諸相については、第六章および第七章の記述に譲ることとする。

(七) 軍部の推進性

最近における日本經濟の全體的性格の一として著しいことは、その展開のうへに、軍部の推進と指導とを受くることと至大であるといふことである。これは、いふまでもなく、一つには、既に最高度にまで發達しきつた我が國の資本主義經濟は、それ自體に内在する要因のみによつては、その矛盾——種々なる弱點——行詰りを打開し、さらに資本主義的體制において展開してゆくことが到底できなくなつてゐる、經濟外的な或る力の出現を待つてゐたからであり、

一つには、主として世界資本主義のかゝる行詰りの表現としての戦争切迫の脅威は、自づから各國をして國防力充實の必要を悟らしめ、この世界情勢は我が國も例外視せず、國防力の早急の再編成を促がし、したがつて直接的にその任に當る軍部をして、わが資本主義經濟に對して新しき態勢を取ることを要求せしめ、このためのイニシアチヴを取らしむるに至つたからである。

臺灣經濟に對してもまた然りであつた。前にも述べたやうに、準戰階段にはいつて、臺灣の政治體制もまた、政黨政治から、そして自由主義的體制から、漸次に舉國一致的な、また統制主義的なものへ推移した。その最も著しい表現は、昭和十一年九月二日、豫備海軍大將小林躋造氏が總督に親任せられたことであらう。多年政黨政治の弊に禍されて來た臺灣においては、政黨政派に超越せる軍人總督への要望が次第に輿論の主流をなすやうになつて來てゐたが、こゝに大正八年明石元二郎總督以來はじめて軍部出身の總督を迎へることとなつた。しかも海軍大將をもつて之にあてた所に、我が南進政策の積極性の片鱗を窺ふことができると思はれる。さらに準戰階段の終期に近づくにつれて、大總督制（けだし現役の海軍々人をもつて來、南洋群島および沖繩縣をその管下に置き、政府に對しては朝鮮總督と同格となすといふにある）採用の聲も次第に高まつて來た。また民間から鎮守府ならびに師團設置の要望が政府に對してなされるなど、軍事的に臺灣の地位が次第に高まるにつれて、これに對處する心構へが官民の間に熟して來、また種々なる軍事的施設が次第に充實して來た。

かゝる情勢のもとにおいて、臺灣の産業および一般的經濟の戰時體制化もまた軍部の推進力によつて覺醒されたことは、むしろ當然といはねばならぬ。軍部の臺灣經濟への警鐘が最初に鳴らされたのは（少くとも我々圈外にあるものにも分かるやうな形において）、昭和十一年十月に臺灣軍參謀山本募中佐によつて「國家總動員とは何か——臺灣産業に對する期待の概要——生産力擴充の爲」といふ論策が島内日刊新聞に掲げられたことにある。それは、同氏

の私見の形式において、はあつたが、國家總動員・總力戰準備の見地からせる臺灣の社會、殊にその産業の現状に關する軍部の觀察、その將來に對する要望と、さし當つての企畫の公示と見ることが得べく、爾來今日までの臺灣の政治的經濟の進展の動向が、大體において、この論策において見ることができ、したがつて臺灣の社會、殊にその産業に對する軍部の推進性を推知することができるといふ意味において、私はこの論策の意味は頗る大であつたと見なしてゐる。

その要旨を略記するならば、「臺灣の産業は主として、本島の地理的並に資源的特性に應じて設定せらるべき總動員計畫上の要望に副ひ、國策に寄與する如く、之が振興若くは抑制を圖ると共に、其の施設は有事本島が孤立に陥りたる場合に於ても尙且つ十全の機能を發揮し得る如く物心兩方面に亘り平時より之が整備を一層強化するの要あり」、そのための方策として、(一)埋藏諸資源の開發並に其の確保、(二)軍需工業の振興、(三)その原料とすべき動植物資源の培養を擧げてゐ、軍事工業發達助成の爲に特にその現狀を検討し對策を講ずる要あるものとして、(一)自動車政策の確立、特に國產自動車普及の徹底、(二)電力の整備及び料金制度の合理化、(三)内臺海上運賃の整理、(四)勞務特に勞銀の統制、(五)科學研究機關の統制および其の活動助成並びに、行政・技術・事業三者の連絡協調、(六)非重要資源に對する課税、國產自動車税の減免、不用資源の抑制及び有用資源保育の促進、(七)鑛業權出願者並びに設定者の全面的整理、(八)無斷開墾地・大學演習林等官有地の革新的整理、(九)各種利權運動の抑制等を主張し、さらに「有事本島各種機能の保全を期せんが爲に内地人の入植増加」を圖るべく、從來の農業移民を擴充して、將來發達を豫想せらるゝ商工業方面にも内地人の増植を大いにすべしと論じてゐる。要するに、國家總動員計畫の立場から、本島の社會が、殊にその産業が、有事即應のために平素より如何なる準備をなしておくべきかについて、極めて強く鮮かにその大綱を示したもので、私見によれば、當時なほ舊態依然たりし本島官民、殊に財界に對して下された「氣を付

け」の號令であつたといへる。もちろん、この懸聲によつてのみ臺灣經濟の戰時體制移行が遂行されたなどとは云ひ得ないけれども、ともあれ、それがすこぶる時宜に適したものであつたことは否定し得ないところであつて、あたかも之に應ずるがごとくに、軍部の徳憑によつて、臺灣國產自動車會社が創設されたがごとき(十二年七月)、軍の要望が、本島經濟界の發達のうへに如何に大なる推進力・指導力を意味するかの好個の證左である。

同氏はさらに昭和十二年二月、臺灣日々新報紙上に、「臺灣を見直す——總動員業務に携る者の立場から」なる論文を十回に亘つて發表し、國家總動員準備に對する官民の協力を求め、臺灣産業・財界其他の動向に對して可成鋭い觀察と批判とを下した。また總督府刊行の「臺灣時報」昭和十二年八月號に「臺灣の生産力に關する考察」なる一文を發表し、産業指導方針としては、「日本の全體的産業經濟建設、乃至は社會情勢上之に必要な管理統制の作用を強行しなければ、國家としての計畫運営に支障を來すものありとすれば、茲に施策の一大轉換を行ふ」べきであるとなし、また「臺灣は地理的資源的に國に對し寄與すべき特異の立場をもつ。而して此の立場を活用し、且つ十全の機能を發揮するためには、物心兩方面に亘り帝國領土内の他の地域よりも一層眞劍なる施策を強行しなければならぬ」となしてゐる。氏はこの論文の冒頭に「私は此種の問題について數回私見を述べ、世間から賛否兩方の批評を受けた經驗を有つ。本來ならば産業などに我々が彼是いふべき筋合ではないかも知れない。しかし近代戰爭の特性に鑑み、且又帝國内外の情勢を觀察し、翻つて自分自身の環境を見渡すとき、現状のまま自然の推移に委せた結果が何處に落ち行くかについては、我等の立場からも心配がある」といつてゐるが、假にこれを軍部からの臺灣經濟に對する公的要請として、また島民殊に財界人に對する啓蒙的發言として受け取るとき、我々はこの行間に漲る軍部の推進性の迫力を感じずにはゐられないであらう。

そして、この迫力が支那事變がはじまつて一層強力なものとなつたことは云ふを俟たない。臺灣經濟の最近にお

る展開に對する軍部の指導の功績は偉大であつた。今や南進政策の基地として、殊にその兵站基地として立ちつゝある臺灣の産業としては、それが軍部の指導下に置かれることは必然的であり、また正當でもあらう。

第二項 戦争階段

昭和六年より十二年上半期に至る期間は、上來述べ來つたやうに、日本經濟全體の一環として、臺灣經濟もまた準戰時的な姿をとつて推移した。七年七月北支事件が勃發するや、本島における社會生活のあらゆる側面が直ちに戰時態勢に移行した。殊に地理的に南支に直面し、住民の九五パーセントが漢民族たる本島人よりなつてゐる臺灣の今次事變に處する態勢は、まことに興味深きものであり、また雄々しきものでもある。事變の進展に伴つて、臺灣の社會生活は一大變化を閲した。殊にその經濟的側面は極めて著しい構造的變化を遂げた。準戰階段において、あるひは萌芽を見せ、あるひは既に蕾にまで伸びてゐた種々な傾向は、戰爭階段にはいつて俄かに成育しはじめた。殊に事變の波が南支に及び、さらに佛印にまで達するに及んで、南進政策がわが國の輿論となるや、臺灣の地理的位置は、忽ちにしてその國際政治的および軍事的價值を高めることとなり、本島は、實に、皇國が南方に向つて發射した長距離砲の砲彈——發射された砲彈自體が更に小砲彈を發射してゆくところの——として現はれることとなつた。而もこの砲彈が、單に軍事的意味を負つてゐるばかりでなく、否、それ以上に經濟的・政治的ならびに文化的意味を持つことはいふまでもなく。

ところで我々は、この戰爭經濟の一環としての臺灣經濟の推移を、支那事變勃發の昭和十二年七月から第二次近衛内閣成立・新體制提唱の十五年八月に至る三年間と、十五年八月以後の二つの階段に分つて考察することとしよう。私は假に前の階段を前期、後の階段を後期と名づける。前期において、臺灣は準戰階段から戰爭階段に入つた。この期

における著しい現象は、皇民化・工業化・南進政策といふ三大政策が提唱され、それが著々と實踐されたことであり、これに絡んで經濟統制の擴大深化と、米管實施を中心とする農業政策、否もつと廣くいつて、産業政策に一大飛躍があつたことである。總督小林豫備海軍大將はこの航海のパイロットであつた。しかも大體において成功せるパイロットであつた。そして中央において新體制が提唱されるや、臺灣もこれに促されてやゝ動きを見せんとした時、長谷川海軍大將が現役のままに總督として莅任した（十五年十一月）。現役海軍大將を總督に迎へたことは、皇國の南進政策が單なる空念佛の域を脱して實踐に移されんとしてゐる時にあたつて、そこに無限の含蓄のあることを思はしめる。新體制への發足とともに新總督を迎へ、こゝに臺灣の戰時體制は、その後期にはいるわけである。我々は、まづこの二つの階段における動向を指示するに足る事象の生起を、その時間的順序に従つて摘出して見よう。（詳細は第四部クロニクルを見よ。）

第一款 前期 （昭和一二・七—一五・八）

この階段は、臺灣經濟にとつて、實に、その完全なる構造的變化を意味する階段である。否、經濟的側面のみならず、思想的・宗教的・習俗的・政治的等、あらゆる文化的側面においても然りであつた。殊に臺灣の産業としては、この期において、中央の生産擴充計畫に應ずる本島の「生産力擴充五箇年計畫」が昭和十三年より實施せられることとなり、その各部門の經營合理化と統制化と大規模な擴大とがいよいよその緒につくこととなつた。この生産擴充と經濟統制の進展に應ずるために、總督府の行政機構の擴大的編成替が實施された。即ち米管實施の爲には、まづ十一年十月殖産局に米穀課が設けられ、昭和十四年七月にはこれを米穀局に昇格せしめ、經濟統制の爲には、昭和十三年七月には經濟保安係が、昭和十四年十二月には統制警察課が設けられて、こゝに經濟警察制度が確立し、更に昭和十

五年二月には府に物價調整課が置かれた。殊に十五年十月には、地方行政制度中改正の勅令（第一七〇號）が公布施行せられ、州に産業部（農林課、商工水産課・經濟統制課・土地改良課）、廳および郡に勸業課が設置され、十六年一月には府企畫部が擴大強化されて、漸く戰時經濟に處すべき官廳側の布陣が整つた。

さてこの期における動向は、十四年五月小林總督によつて表明された「臺灣島民の皇民化」・「工業化」・「南進基地」なる三標語によつて形容し得、而もこの三大政策は「高度國防國家の一環としての臺灣の新建設」なる一事に綜合されるのである。この標語によつて示されてゐる動向は、この時期にはじめて登場したのではなく、準戰階段の後半から可成り著しくなりつゝあつたものであるが、殊に支那事變を契機として急速に展開し來つた。そして同總督がこの語をはじめて公に打出した頃においては、總督府の根本的政策としての方途が既に定まり、またそのための手段と計畫とにほゞ定形が與へられてゐたのである。小林總督の治績の著しいものゝ一つは、概言せば、爾後の動向に對してかゝる歸趨を明示した點にあらう。

（註）この三大標語は、小林總督上京の途上、十四年五月十九日拓務省詰記者團とのインタビューにおいて、はじめて公にされたものである。臺灣統治のうへに、その再編成のうへに、重要性極めて大なるものがあると思はれるから、こゝに特に引用する。

「事變第三年目を迎へ臺灣も一段と緊張して來たが、東亞新秩序建設の大事業を控へ臺灣の爲すべき役割は愈よ重きを加へて來た。この重大な役割を果す爲には第一に臺灣島民の皇民化運動で、之は今大事變勃發後、軍夫の使用及び其他の理由で特に顯著な効果を收めて來たが、將來に於ける臺灣の日本帝國構成上の重要性を考へる時、今後更に一段と努力せねばならぬと思ふ。第一には臺灣工業化の問題である。従來の臺灣産業は全く自然成長的な農業中心に放置せられて行詰つた觀が深い。然し今後帝國が南支南洋に伸んとすれば、距離の近い臺灣を工業化し、熱帯農産物を原料とする加工工業を起す必要があることは自明の理で、これが爲に工業用動力（電力）の開発に目下折角努力してゐる。この爲には勞働力供給の困難、資材の不足、原料難等色々の問題があるが、將來南支の復興に要する鐵材商品、南洋方面への市場開拓等を考慮すれば一日も忽せに出來ない問題であると思ふ。

第三には南方政策の問題で近頃色々南進政策論が説かれてゐるやうであるが、自分は飽まで臺灣は南方發展、南支南洋方面への經濟的進出の據點であり、臺灣統治はその觀點から考慮されなければならぬと思ふ。（一四・五・二〇・臺灣日々新聞）

以下我々の叙述も、大體において、皇民化運動・工業化・南進基地としての態勢整備といふ線に沿つてなしてゆく。がこゝに一言しなければならぬことは、工業化の問題は、實は單に、文字通りの工業化をその内容としてゐるのではなく、それは實に、農業本位なりし臺灣經濟に工業を導入し、もつてその産業體系を再編成し、農工併存たらしめんとするものである。したがつてこゝに農業臺灣の眞相が再検討されねばならぬこととなる。

しかも戰時下食糧政策の要請は、準戰階段において準備し、戰爭階段にはいつていよいよ實施せられるようになつた移出米穀管理制度をして、米穀確保を樞軸とする食料農産物の増産、ならびに、既に導入せられてゐた他の有用作物の生産擴充を目標とする計畫農業の招致を結果した。また戰時下物資の需給調整と物價政策とは、あらゆる分野における經濟統制を深化擴大し、臺灣經濟をして統制經濟化せしめた。故に前掲の三大標語には統制經濟化といふ著しい傾向が絡みついてゐるといはねばならぬ。以下我々は、これらの諸動向を表示するに足る現象をクロニクル的に拾つて見よう（詳細は第四部を見よ）。

（一）皇民化運動の進展

十二年七月、臺灣地方自治聯盟解散す。

九月、臺北州は州下本島人男女青年團を總動員し、銃後防衛の一助たらしむべく訓練す。各州とも漸次之に倣ふ。

同月、府に精動本部設置。

〇〇軍出征と共に本島人軍夫も大陸に進出、軍に貢献する所大なるものあり、皇民化運動の上にも効果大なりといふべし。

十一月、臺北、大稻埕青年團魁隊結成。

十二月頃より、各地に本島人の陋習打破、生活改善運動が行はれ、寺廟整理、冠婚葬祭の様式改善、舊曆廢止など盛んに提唱さる。

十三年一月、朝鮮は來る四月三日より志願兵制度を布くに決す。されど「本島ではこの制度は皇民化徹底を待つて始めて布くべきである」と總督は語る。

四月、臺灣農業義勇團出征——主として本島人青年を以て編成し、上海附近に農園を開設、軍用蔬菜類を栽培旁々本島人に精神的訓練を施す。後一部は南京方面にも進出。軍夫其他の形で従軍せるものと共に皇民化運動としての一面を具ふ。

十一月、府法令取調委員會（第一回）は、親族法・相續法の本島人適用につき協議す——十五年一月、第二回委員會は分頭相續制を中心に審議す。

十四年一月、皇民化運動の一方策としての寺廟整理は、地方によつて行き過ぎの所もあり、民意尊重の上なすべしとの文教局長通牒地方長官に對して發せらる。

八月、義務教育實施準備に着手——十五年七月、初等教育制度審議委員會設置、十月第一回特別委員會、同月本委員會において、義務教育制を昭和十八年度より布くこと、國民學校制は昭和十六年度より實施することを決定す。

十五年二月、臺灣戸口規則改正——これによつて本島人の改姓名可能となり、皇民化運動の一翼としての改姓名運動次第に行はる。

同月、臺灣總督府勸行報國青年隊企畫せられ、三月下旬實現。勞務問題解決の目的もあれど、主としては、皇民化運動推進の中核體たるべき本島人青年の鍊成のために、軍隊的訓練を施す。高雄州下〇〇作業所・霧社産金道路工事などに奉仕す。十一月からはこの運動の恒久化を圖るために臺灣神社境内に指導者訓練道場を設く。

九月、臺灣日々新報は「國語新聞」を創刊し、國語普及に資す。

皇民化運動は、要するに、漢民族の一枝派たる本島人をして、皇國の民たる自覺を持たしめ、これに相應しき精神を持つべく鍊成することを目的としてゐる。このことが完遂されて、はじめて、臺灣の國土のみならず、臺灣の人も眞に皇國の所有に歸することができ得るであらう。このことは固より至難の業であるが、これなくしては、皇國の外地政策は結局失敗であつたと云はれても仕方がないであらうし、またこのことすら完行され得ずしては、何の東亞共榮圈確立ぞやといふことにもなるであらう。今や總督府は萬難を排してこれを徹底化せんとしてゐ、心ある本島人もこれに積極的に協力しつゝある。我々はこれが成果に大なる期待をかけるものである。

(二) 工業および動力産業の飛躍的前進

本島産業體系の工業化は、滿洲事變とともに開始され、戰爭階段にはいつて、いよいよ本格化した。それは動力産業、なかんづく電氣事業の擴充を最重要條件として實現されてゐるのであるが、工業化進展の經過、ならびに工業化と臺灣經濟の他の側面との關聯についての研究は、これを第三章「臺灣工業化の諸問題」においてなすこととする。

(三) 農業再編成の本格化

準戦階段においてその緒についた臺灣農業の再編成過程は、戦争階段にはいるや一大躍進を遂げた。この過程の相貌を一言にして云へば、重要農産物の全般的増産を目標とする統制的農業政策の實施である。この農業再編成は、上述したやうに、一つには、臺灣の農業自體のうちに潜んでゐる力に依るよりも寧ろ内地の農業經濟、殊に食糧政策における變革の餘波として行はれたものであり、また二つには、臺灣産業體系の工業化に促されて行はれつゝあるものであるが、これらの二つの動因は、さらに、時局の進展の臺灣に對する要請といふ一事に統合せられ得ることは云ふまでもない。

さてこの階段において臺灣農業の再編成の過程を形成してゐる諸事象の重要なものについては、第四部クロニクルのうちに記述し、またこの過程全體の持つ諸關聯とその意味とについての理論的考察は第二章に譲り、こゝではその基幹的動向を略述しようと思ふ。農業再編成を意味する現象のうちで殊に比重大なるものは、米管制度の確立・肥料對策の樹立・糖業令の公布施行・農地管理令の公布施行などであり、殊に十三年九月に決定した「臺灣重要農作物増産十箇年計畫」(米管を中心とする綜合的農業政策)の實施である。

「米管」は準戦階段において既に漸次に準備せられ來つて、昭和十四年十一月より實施されたのであるが、その目的については、準戦階段に關説したときに既に述べた。がこの目的は、戦争階段にはいるや、俄かに産米制限より可及的増産に轉針した。殊に皮肉なことは、臺灣米作制限を本來の目的とした米管實施の米穀年度が恰も内地・朝鮮を覆ふ早魃による凶作の時に當つたために、また臺灣自體も十五年二期作が暴風雨によつて百四十餘萬石の減収を見たために、米管はその本來の機構のまゝで米穀増産強行の政策たらざるを得なかつたことである。米管の目的・機構そ

他の叙述については、第二章に之を譲ることとするが(「臺灣重要産業調整委員會々議錄」——昭和一三年——「臺灣米穀移出管理委員會々議錄」——昭和一四・一五年——その他の府の出版物を参照のこと)、米管は決して臺灣移出米管理による内地米穀政策への授助といふがごとき單純な目的のみから構想されたものではなくして、臺灣自體としては、その農業體系行詰りの一大打開策でもあつた。米管は實はこの農政轉換の、農業體系再編成の單なる一つの手段であつたに過ぎない。これについて、我々は當時總督府によつて發表された、米管實施に關聯する農業施設に關する説明文書を左に引用しよう。

米穀管理收益を農産施設に還元する事業

一、特用作物の獎勵事業 米管實施後の我國産米計畫は、年々内外地を含む國家全體の需給推算に基き作付割當が決定されやうから、本島ではその割當面積にのみ米作をなさしめ、他の土地には天惠的特質上臺灣でなければ出來ぬもので、且つ國家が最も必要とする作物を多角的に栽培せしめる必要がある。即ち優良棉花・黃麻・苧麻・苧麻等は國家の重要資源であるが、内地には出來ず獨り本島が適作地であり、將來南方開發の上にも必要作物であるから、之等の増殖に力を盡すべきであるが、米管實施により現在不利な作物も有利となり、又不採算なものに對しては米管收益を以て補助することとならう。

一、農事試驗場の充實特に國家有用作物の試驗事業 米・甘蔗は從來の二大主作物であり、多年に亘る試驗研究により、品種改良並に耕作法は完璧に近き進歩改良を見てゐる。然るに棉花・黃麻・苧麻・亞麻・苧麻・甘藷・小麥其他の有用作物は閑却されてゐたので、品種改良、耕作法等改善には試験研究の餘地が多く殘されてゐる。現に之等有用作物が米甘蔗に比し不利な作物とされてゐるのは、實に右の結果によるものであるから、米管收益により各地に之等試験研究場を置き品種改良と耕作法改善に努め甲當収量向上を圖ることとならう。かくして之等作物は一變して有利作物となり得よう。

一、土地改良事業 本事業は米管收益による事業中最大のものである。即ち米・甘蔗のみならず、あらゆる熱帶農業にあつて土

地の効用を十分發揮せしめるには、灌溉排水等水利施設を絶対必要とし、耕地造成、耕地整理等の土地改良をなさねばならぬ。然るに従来の米穀政策では本島米の増産抑制の必要から之等土地改良事業を抑壓するの矛盾を敢てし、現に水利新設にして願中のものは二萬五千甲に達して居り、其他の土地改良を必要とするもの二十七萬甲に及んでゐるが、米管實施と共にその收益を以て積極的に土地改良の諸施設を新設擴充し、單位收量の向上を計り熱帯農業の眞價を發揮せしめることとならう。

一、干拓事業 本島中南部の西部海岸地帯には干拓適地二萬五千甲あるので、米管收益により漸次干拓を實施、耕地を造成することとならう。

一、耕地防風林施設 西部海岸地帯約五十七萬八千甲は年々秋から春にかけて季節風により甚大なる被害を蒙つてゐるので、本年度より督府豫算を以て海岸線一帯に海岸防風林を造成する事となつたが、被害防止には之と共に耕地防風林をも併せ造成せねば効果が擧らぬ。故に米管收益を以て被害地域五十七萬八千甲に對し耕地防風林を造成することとならうが、之が完成による農産物の増收は米甘蔗のみに見るも優に年々五千四百萬圓の巨額に上るべく、他の作物の受ける増收をも考へれば實に莫大な收益増とならう。

一、農業經營指導事業 従來は米、砂糖の二大作物に對しては農業經營指導が徹底してゐたが、國家經濟上土地を最も高度に利用するには、輪作式並に畜農業經營の指導により、年中耕地を遊ばすことなく、且つ肥料自給と農家副業による農家經濟の向上を圖ることが必要である故に、米管收益を以て津々浦々に迄農業經營指導員を配置する事とならう。尙本島に於ては従來作物の肥培管理は農會の手で指導されてゐたが、經營の指導はなされてゐなかつたものである。

米管案に關聯する農業政策

一、糖業政策の確立 米管實施により島内米價は適正なる價格に引下げられるため、甘蔗のみ獨り有利となるので、綜合的農産政策上支障を來すこととなる。之を防止するため、甘蔗の栽培面積及び各製糖會社の買蔗價格を適正ならしめる必要がある。依つて臺灣糖業令を制定して法的に統制力を附與し、各製糖會社の原料採集區域、買蔗價格決定に當つては、當局が關與して

他作物との調和を考慮の上決定せしめることとならう。

一、主要農産物の販賣斡旋による配給統制の實施 米・砂糖・甘藷・黃麻・苧麻・苧麻等主要農産品に對し公定價格を制定し、適當なる機關をして販賣斡旋をなさしめ、配給統制し、各農産物の相剋を防止し、之が運用次第で政府の欲する作物を増殖せしめることとならう。

一、肥料政策の確立 各種作物に對する重要肥料を督府に於て管理し、適地適作適肥主義により良質、且つ安價な肥料を配給し肥料政策の合理化を圖るものと見られる。

一、小作法制定 米管案實施により米價を適正ならしめ、或はその他主要作物の統制強化により、過渡的に地主の收入には多少影響があると見られるが、之を直に弱體の小作人に轉嫁することあらば面白からぬ政治問題となる。故に之を防止し勞資の協力調和を期するため、現在の業佃組合等の小作改善組合の強化を中心とする小作法を制定することとならう。又之に關する諸施設も實施されよう。

一、農業金融の合理化 米管實施及び其他の重要農業の統制強化につれ、過渡的には中小農業金融の窮屈を來す虞あり、又將來に於ける金融の合理化を期するため、信用組合、産業組合等農村金融機關の合理化を圖り機構の擴充強化を企圖することとならう。

米管實施後における總督府の農業政策は概ねこの線に沿つて實施され來つた。且つ上述のやうに、低價と増收とを目標とする戦時米穀政策の強行（しかもこれに加重するに十四年における内鮮の凶作と、十五年における臺灣二期作の大減收とに對處するための必至的増産策を以てす）と、米穀以外の食糧の可及的最大の確保と、特用作物（なかくんづく軍事上重要なもの）の耕作開始と生産擴充の政策實施が、またこれに適應する肥料對策の確立（十五年八月）が行はれた。

殊に劃期的とも云ふべき事柄は、臺灣糖業令の公布施行である(十四年十月)。米管による米作の統制は、これと對抗的關係にある蔗作をも統制經濟的體制に置かねば完全なる運用の不可能であることは自明の理であるが(糖業令發布以前に本島製糖業を規正して來たものは實に明治三十五年公布の「糖業獎勵規則」と、三十八年制定の「製糖場取締規則」とであつた!)糖業令の目的・内容などに關しては、同令および施行規則その他の附屬法令を参照されたいが、我々の特に重要視することは、本令によつて、斯業の公益性が強調せられ、事業の發起・讓渡・廢止・合併・解散・主要設備の増設・變更を許可制としたこと、從來の原料採取區域制に加ふるに甘蔗買取義務制を以てして、蔗作農業と製糖工業との緊密な連繫を期したこと、製糖量の確保のために甘蔗は必ず砂糖の原料とすべきことを規定したこと、甘蔗の作付面積・買入價格・製糖期間などの計畫の認可制を採用したこと、砂糖の生産または販賣についての統制協定の届出制を採り、要すれば協定の成立・内容變更・加盟などを強制的になし得ることを規定したこと、業務・會計の監督を強化し、違反行為・反公益的行為に對する罰則を強化確立したことなど、要するに生産・流通兩面における合理化と統制化を圖つたことである。臺灣としては固よりのこと、我が國にとつても、日滿支ブロックにとつても、さらにまた結成さるべき東亞共榮圈にとつても、本島製糖業の統制經濟的體制的整備はむしろ遲過ぎたかの感があるのであるが、ともあれ、この戰爭經濟の急迫下において、それは第一歩を踏み出した。まさに劃期的な出來事である。が私見によれば、斯業の新體制は、さらに法律的に、行政的に、また政治的に、百尺竿頭數歩を進めなければならぬ。なかんづく製糖會社の合同が、出來得べくんば、一大國策會社への統合が圖られねばならぬ。(合同は既に準戰階段以來、日糖を中心に行はれてゐるが、こゝに提唱するのは「公益優先」原理に基づく合同である)。これが理由は多々あるが、技術的に、經營的に、國民經濟的に、急速な合理化が要請されてゐると云ふことが、その第一に擧ぐべきことであり、また南方政策實踐にあつて製糖會社も極めて重要な役割を演ずべきであるが、現在のカルテ

ル糖業聯合會ではこの役目を負ふべく不適任・不充分であると云ふことが、その第二の理由である。

さらに農地生産力の合理的・全幅的發揮と強化とのためには、内地と同様に總動員法に基づく臨時農地價格統制令および農地管理令が施行せられ(十六年二月)、農地價の適正化と、農地の保護・利用促進・作付調整とが圖られ、これによつて重點主義に基づく計畫的増産政策の遂行が可能となつた。また農地面積の増強については、臺拓の土地開發事業をはじめとして、河川浮覆地・干拓地などの新耕地の獲得が計畫され、實行されてゐる(十六年度より五箇年の豫定にて二十萬甲歩開發計畫あり)、増産に拍車をかけんとしてゐる。

このやうに、本島農業の統制經濟化、または計畫經濟化は、戰爭階段に入つて一大飛躍を遂げたが、殊にその本格的に實行され、ある意味において日本の統制經濟的農業の、計畫農業の模範となり得るほど前進してゐるのは、臺中州などにおける米・糖・雜穀・特用作物の輪栽式耕作であらう。かゝる方策の徹底は、一面官僚帝國臺灣なればこそ可能なのであり、また本島中南部の如き農業上天恵豊かな地域にして、はじめて實現し得たと思ふのであるが、我々は官廳の指導と民間の協力とに對して敬意を表さざるを得ぬ。

本島農業體系再編成の途上に現はれてゐる個々の事象については、第四部クロニクルを参照せられたい。

(四) 鑛業の進展

戰爭階段にはいつて、本島の地下資源の開發は一大飛躍をなした。これについての細論は第二部第六章「鑛業」に譲る。

(五) 物資・物價・貿易の統制強化

物資需給・物價ならびに貿易の調整については、第四章ならびに第五章に譲るが、概言すれば、内地のそれに準じそれと歩調を一にしてゐるが、中には臺灣の特殊事情に鑑み、またその特殊生産物を對象とするがゆゑに、特段の法規を以てし、若くは特殊な行政的操作を用ひた場合もある。要するに臺灣においても、戦争階段に入るに及んで、殊に十四年・十五年の交より、統制は急テンポをもつて深化擴大したと見るべきであらう。

(六) 勞務統制の出發

臺灣における勞務問題は、周知のやうに、相當複雑な相貌を呈してゐる。これについての細論は別の機會に行ふ心算であるが、今簡単に云へば、臺灣における勞働力は、農本的・外地的性格を備へてゐる、その殆んど全部が農業勞働力とその剩餘勞働力、殊に小作地を失つた出稼勞働力とから形成されてゐる。したがつてそれは内地におけるやうに農村勞働力と都市勞働力とに區別されて居らず、これを反面から云ふと、すべて不熟練勞働力であり、その量は、主として米價の高低に左右されるところの賃銀を通じて決定され、極めて浮動的である。しかも容易に抜き去ることのできない民族性（殊に能率劣悪性）を多分に含む勞働力である。

臺灣がその人口の稠密性・増殖率の至大性にもかかはらず、勞働力の不足を告げてゐるといふのは、その勞働力の上記のごとき根本的性格に基づいてゐるのであつて、すなはちかかる勞働界の狀況の所に工業を導入し、または土木工事を起すときに、必要にして且つ充分なる質と量との勞働力の調達が非常に困難であることを意味するのである。

かかる性質を帯びた勞務問題は、既に早くから生起してゐたので、米管實施の一つの目的も、米價の適正化によつて、従來米價高の結果としての農林家計の豊かさによつて農村に睡眠を食つてゐた勞働力を活動状態におき、一つには米糖以外の新興農業にこれを振り向け、二つにはこれを工業方面に流出せしむることにあつたのであるが、準戰階段にはいつて工業化がその一步を踏み出すや、殊に戦争階段に突入して工業化が本格化して、工場建設・發電工場の實施・交通機關の整備などの諸工事が始まり、工場勞働者の大量的必要が起り、また貿易振興に伴ふ荷役其他の勞働力の需要が擴大し、農・林業ならびに鑛業の生産擴充のための勞働力の動員が行はれるにつれて、勞力不足の聲は極めて熾烈となつた。さらに之に拍車を掛けるものとして、軍事的施設の整備に伴ふ勞務の需要の激増があり、従來對岸より來て居た支那苦力が事變勃發直後その約四分の一引き揚げた事實がある。

戦争經濟における最重要問題の一たる勞務問題の、かくのごとき逼迫状態を前提としつゝ、臺灣はその戰時勞力の動員を如何にして遂行しつゝあるか。その大體の態様を示す重要な事象は、第四部のクロニクルに掲げることとするが、有體にいへば、こゝには工場法などの基本的勞働法制が尙布かれてゐないことは勿論、勞務の需給調整、勞務の培養、陶冶などについての恒久的對策は尙確立されてゐず、いはゞその日暮しをして來てゐるに過ぎぬ。たとへば基礎的勞働調査すら尙全般的には完成されてゐない状態である。が十五年十一月に至つて、「臺灣中央勞務協會」ならびに「各州廳勞務協會」の設立要綱が決定し、中央と地方との緊密なる連絡のもとに、勞務配置調整・勞務供出・賃銀就業時間其の他勞働條件の改善・勞務管理の指導・産業報國運動の促進・勞働事情の調査等の事項に關して、勞働問題の解決に乗り出すことになつた。同協會は、差當つては、主として島内〇〇特殊工事に對する勞務調達の圓滑化の爲めの活動をなすやうであるが、漸次その機能を一般的に及ぼし、従來有るべくして缺けてゐた恒久的・綜合的勞務對策の樹立とその實踐とに貢献するに至るべく、劃期的な事象として、その活動が大いに期待されるのである。

(七) 交通機關の擴充

戰爭階段における臺灣の交通施設は、準戰階段が準備したるものを大いに擴張した。これが細論には、第二部第十章「交通」における記述に俟たねばならぬが、特に著しい出來事としては、東部開發の積杆たる花蓮港築港の一應の完成と、中部産業の新原動力たるべき新高港の起工とを挙げ得る。これらは高雄港の改修とともに本島工業化の一礎石であり、また南進國策實踐の現實的據點となるための態勢なりといへよう。今や貨客の猛烈なる輻輳を見てゐる本島を中心とするすべての交通機關は、新に東亞經濟ブロック確立のための國土計畫の立場から調整され、整備されねばならぬ秋を迎へてゐる。

(八) 財政膨脹と金融統制

第三部第七章ならびに第八章に譲る。

(九) 南進基地としての體制整備

第三部第九章に譲る。

第二款 後 期 (一五・八—現在)

昭和十五年八月内地において「新體制」の提唱あるや、やゝ遅れて臺灣においても、これに即應する動きが見えは

じめた。これを示す若干の事象をクロニクル的に挙げるならば、

八月十五日、企畫部を中心として、總督府内各課長は新體制研究會を開く。

八月二十六日、府部局長會議は、新體制に即應するため従來開店休業の狀態にありし府政調査會を再び活用することに決定す。九月十七日から四日間第一回府政調査委員會・幹事會開催。十月十八日、幹事會案決定・委員會は之によつて、十一月一日、新體制即應策要綱を決定す。

この頃より、臺北市・臺南市・基隆市等において市民の新體制研究會、翼贊團體の結成等あり。本島人方面においても十月に入つて臺北に臺灣大政翼贊協力會準備委員會が結成さる。

八月、本島行政組織の新體制移行の第一歩として殖産局機構の大改革案の法制局への廻付が報ぜらる。また地方廳新機構(産業部獨立)決定、十月より實施さる。

八月三十日、總督は新體制支持の見解を談話の形式で發表す。

九月、總督府事務再編成(九月十日閣議決定の官廳事務再編成案に依る)のため剩員一千二・三百人を生ずるも、之は新緊急事務に振向けることとなる。

十月九日、校友會の新體制化のため、文教局長は各學校に「學校修鍊組織強化要綱」の通牒を發す。

十月二十五日、臺灣商工會議所常議員會は商議所機構の新體制化を協議し、十一月二十八日の常議員會は事務局作成の試案を中心に協議す。

十一月二十二日、府政調査會は國防國家建設に即應すべき方策(統治機構擴充・文教新體制・經濟新體制確立・國土計畫樹立・南方政策擴充)を總督に答申す。また臺灣大政翼贊會(假稱)の計畫を發表す。

十二月三日、臺灣翼贊會組織準備打合會。

十二月十八日、臺灣時局同志會は總督に對して臺灣大政翼賛會に民間人を參畫せしむるやう陳情す。
下旬、全島文藝團體統合の機運動く。

十六年一月、府企畫部の擴充行はれ、企畫課・物資課・勞務課・統計課を設置す。

一月九日、翼賛會本部において内外地連絡協議會を開催、外地の同運動は政治性を持たせず、精神總動員運動を主とすること、臺灣においては「皇民奉公會」として特殊性を加味することとなる。

之を要するに、臺灣の「新體制的」態勢は、内地におけるそれと全く同じく、なほ生成過程のうちにあつて、徐々にその性格を自ら規定しつゝある。なかんづく臺灣經濟新體制的の動向についての見透しは、何人によつても適確には尙つけられてゐない。時局の進展が幸ひにして本年報第二輯の出版を可能ならしむるがときものでありとせば、これにおいて、我々は、臺灣經濟新體制論となすに足る資料を多分持ち得るであらう。冀くは臺灣經濟がそれ位の進展を今後一年間に遂げてほしいものである。

第二節 結 論

我々は臺灣の戰時政治經濟の變遷の諸相を、私のいはゆる「前期」と「後期」とに亘つて一通り見て來たのであるが、それは上に既に記した諸標語——皇民化・工業化・南進基地化——統制經濟化・計畫經濟化——によつて表示せ

られ得る傾向であり、そしてこれらの傾向は決して相互に無關係なものではなく、況んや矛盾對立したものでは勿論なく、「高度國防國家建設の一翼としての臺灣政治經濟の新體制」といふ一つの動向に綜合せられ得るものである。否もつと正確にいへば、それらは、この一つの動向の異なる側面に過ぎない。が我々は一應全一體としての臺灣政治經濟の總過程をこれらの諸過程に分析し來つて、それぞれを獨立的に考察し相互間の關聯について述べよう。

「皇民化」の過程は、それ自體としては一つの文化的統制の問題であるが、今經濟的な關聯に即して之を見ると、戰時經濟の運營のために、殊に農業部面ならびに工業部面の大規模な増産政策の強行のためには、經營者および勤勞者の大部分を占めてゐる本島人の心からなる協力を俟たねばならぬことは云ふまでもない。すなはち彼等が當局の經濟計畫をよく理解し、米糖其他の食糧増産に工業原料たる各種の農産物・林産物・畜産物ならびに礦物の増産に自發的努力を拂ふことが要請せられる。また物資ならびに物價調整のうへに、その協力を俟たねばならぬこと多大である（物資供出・勞務動員・死藏金供出・公債消化等が殊にこの場合の重要課題である）。本島人は漢民族の一枝流として、内地人に比して比較的打算に長じ、功利的であると云はれてゐる。かゝる民族性を持つものをして、滅私奉公・公益優先を原理とする經濟統制に心から協力せしむることは、難事中的難事といはねばならぬ。皇民化運動の經濟的効果は、かゝる問題の解決についてある程度の貢獻を意味するであらう。

さらに重要な事柄としては、皇民化運動は、南進臺灣の實踐の一つの基礎となることを擧げねばならぬであらう。從來本島人の南支南洋に在るものは、いはゆる「籍民」として、實は半支那人・半日本人たるの實情にあつた。彼等は自己に都合のよい時だけ日本國籍を振りかざし、然らざる場合には、殆ど全く支那人として行動するものが多かつた彼等の多くが國語を解せず、また臺灣を知らないものですらある。そのほとんどすべてが母國の實質と尊貴性とを毫も知らないのは云ふを俟たぬ。皇民化運動は、將來南方に進出する本島人をして、從來のやうな「籍民」的なものたら

しめず、眞の日本人としての自覺を持たしめ、南進日本の先驅者に相應しきものとして活躍せしむることを、その目的の一つとする。彼等がこの愛國心を持つて南方に進出するとき、殊に華僑と對立して活動する場合に、その固有の言語風習などの點において、内地人以上に母國のために活躍することができ得るであらう。固より皇民化がどこまで深く且つ廣く行はれ得るか大問題であるが、その經濟的効果としては、以上のやうなことが先づ考へ得るであらう。

工業化は、繰り返して云つたやうに、從來ほとんど農業によつてのみ占據されてゐた本島産業界に工業が割り込んで來たことによる本島産業體系の再編成を意味するが、この爲に衝撃を感ずるものは、何といつても農業部面でないならばならぬ。がこのことは決して農業部面を犠牲にすることを意味せずして、寧ろ之に新しい息吹きを吹き込むことを意味するであらう。何故なら、新に導入せられ、または生産の擴大に乗り出す諸種の工業は、農・林・畜産業等に對して原料の供出を命じ、農業部面の生産を促進することとなるからである。もちろん工業化に要する勞力はこれを主として農村に求めることとなるべく、農業勞働力は多少窮屈となるであらうが、本島農村においては尙惰眠を貪れる勞働力が若干存在する實情であり（ななかんづく婦人勞働力）、これが動員（適當なる配分と陶冶鍛鍊）によつて、當分は勞務の絶對的不足は告げないと見得るのである。殊に、臺灣の新興工業の可成りの部分は、勞働力の比較的僅少でやつてゆける重化學工業に屬するが故に、勞務に關聯して、工業がそれ自體として農業を犠牲にすることは、さほどに大でないと思はれる（「勞務問題」については、本年報第二輯において體系的に取り扱ひ度いと思つてゐる）。むしろこゝでは工業化は農業部門に對して刺戟を與へると見るべきであらう。すなはち工業化は、まづ、その要する原料の生産導入と増産とを命ずるであらう。これによつて、新耕地の開拓が促される。また單作的・粗放的耕作をなした來つた本島農業は、集約的・多角形的・立體的經營に移らざるを得なくなるであらう。そのために農業經營の合理化が促されるであらう。工業の勃興は、農業のために、肥料の島内での部分的、進んでは全部的自給を可能ならしめ、

また農業用機器の自給を可能ならしめ、本島農業をして高度化せしめる。かくて工業化は一面農業の技術的變革をも意味するわけである。

工業化は農業本位の本島産業體系の行詰り打開策として必然的なものである。本島人口の増加率は、別章で知られるやうに、極めて大である。この激増する人口を給養し續けて行く途は、農業の發達と貿易の振興と工業化とによる他はない。しかも農業の發達は耕地面積の點において、また技術の點において、既に殆ど飽和點にまで達してゐると見なければならぬ状態にあり、貿易の振興は、事實上大部分工業の發達に俟たねばならぬ。けだし既に農業の生産力が最高度まで發達してゐるとせば、農産物の輸出力が次第に出盡くしてゐるわけであり、結局は、自己の持つ資源の開發と、他よりの輸入とによつて獲得した原料を、自らの工業によつて加工精製し、その生産物によつて、又それを輸出して獲得する外國の物資とをもつて、人口を給養しなければならぬからである。臺灣の工業化も、その一面は實にかゝる理法に基づいて行はれてゐるのである。そしてこの原料の輸入は南支南洋よりし、また生産物の輸出は南支南洋を指してゐるので、工業化の反面は、取りも直さず南進政策そのものであるといはねばならぬ。

臺灣の工業化と南進政策の基地としての體制整備とは、交通機關の完備を要求する。工業の立地的要件の一つとして交通的要素の重要なことは言を俟たぬ。鐵道・自動車路の整備、港灣施設の完備が必要であるが、後者は特に南進基地たる爲の必須條件である。高雄港・基隆港の擴張、花蓮港および新高港の新設などが、これが表現である。

皇民化にしても、工業化にしても、農業再編成にしても、はたまた南進政策の實施にしても、それらの持つ軍事的意味は重且つ大である。前に述べたやうに、臺灣の政治的經濟の再編成過程における軍部の發意は顯著であり、その推進力は偉大である。本島人の皇民化は、殊に戦時下における治安維持の上から必要であり、さらには總力戦に協力せしむるためにも必要である。産業體系の工業化は、有事に際して、母國から離れてゐる本島において生活必需品な

らびに軍需品をある程度供給し得る工業を持つ必要性からであり、否、もつと積極的に云つて、本島をして南太平洋・東南亞細亞方面作戦のための兵站基地たらしめんがためである。農業再編成また然り。食料品はじめ重要農産資源の確保は軍事的に必須のことに屬するが、熱帯・亞熱帯に位する、しかも本邦における唯一の開発済み熱帯・亞熱帯地域たる臺灣は、この爲に大いに貢献しなければならぬ。米穀・砂糖・各種纖維類・油脂・畜産物などの増産を、またそのあるものゝ導入を含む農業體系の改變は、これが表現に他ならぬ。しかも遺憾ながら、臺灣の面積は餘りにも小であつて、たとひ百パーセントにその能力を發揮したとしても、到底この要請に應ずるに足るだけの生産力を、量的意味において持ち得ないのである。

かくて南方進出が企圖せられざるを得ぬ。もちろんこの進出は、單に重要農産物の確保のためのみではない。石油類をはじめ、各種の礦物その他の必要にして且つ充分なる量の確保をも目的としてゐることは今更いふまでもないが農業に關する限り、臺灣農業再編成は、他日日本の指導下において南方農業が經營せられるであらう時のためのテストたるべきものである。

臺灣の地理的位置は本邦の南門・南支の防波堤・南洋への渡廊下に當る。その軍事上の重要性は、言を俟たずして明白である。それは前進根據の一つであり、殊に最も重要な兵站基地である。「高度國防國家建設」をもつて、あらゆる政策の、さし當つての具體的最高指導原理としてゐる現下の日本にとつて、臺灣の持つ意義は極めて高い。今や臺灣の事は、産業にまれ、交通にまれ、金融にまれ、財政にまれ、政治にまれ、文化にまれ、すべてこの見地から見直され、再組織されねばならぬ。この再組織は上來述べ來つたやうに、既に十年この方、殊にこゝ三・四年以來徐々に實行されて來てゐるのであるが、私見によれば、現在までのところでは、それは尙日本の世界政策としては、北進主義を樞軸とせる階段、換言せば、南進政策としてはむしろ消極的であつた階段に相應しき程度のものに過ぎない。

が今や南進政策が、敵性諸國の欲すると否にかゝはらず、日本の國是となつてゐる。したがつて臺灣經濟の再編成も、こゝで北守南進主義の立場において改めて出直されねばならぬ。この立場から、大日本帝國、否、東亞共榮圈の國土計畫の一環をなすべき臺灣のそれを樹立し、これに適合して、その政治經濟が運営されてゆかねばならぬ。

(昭和十六年二月二十五日擲筆)

(楠井隆三)

第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令

臺灣農業の發展——臺灣農業の有利性——臺灣米穀の移田管理と臺灣糖業令

熱帯植民地臺灣農業の性格を最も端的に現はすものは「米・糖相剋」であらう。この「相剋」の中に植民地臺灣農業問題の核心が存してゐる。茲はこの相剋問題に副つて臺灣農業の發展を素描しながら最近の「米管」と「糖業令」に及ぶのこの小篇の課題としよう。

第一節 臺灣農業の發展

(一) 序 説

「植民地臺灣の耕野にまとも相剋しつゝある二つの植民地物産——米と甘蔗」の領臺前の歴史からみよう。臺灣における米・蔗の歴史は云ふまでもなく日本の領有以前に遡る。即ち米作（註一）にありては其の由來久しく往古より生蕃之を栽培して食用に或は釀造の用に供し、降つて十七世紀の初頭支那人の移住と共に稻種を移入し、次いで和蘭が臺灣を領有するに及び農耕を奨励し、其後、鄭成功の臺灣を占據するに及び一種の屯田法を用ひ田園の開拓を行つた。當時臺灣は臺南、彰化、臺中的一部分のみ開墾せられてゐたに過ぎなかつたがこの時代に於て南は鳳山、鹽水港、嘉義地方、北は苗栗、新竹、桃園、臺北地方等次第に開拓の緒に就き、次で宜蘭、臺東等漸次開墾せられた

清朝康熙三十一年より三十年間に埤圳の開築されたもの七十有余を算し、道光五年頃には米田十五萬乃至二十萬甲に達した。領臺當時に於ける米作状況は作付面積二十萬五千甲（註二）その多くは中部及び北部に在り、その生産高百五十七萬石にして十六萬石を支那對岸に輸出し、同時に十萬石を輸入し大體食糧自給の程度であつた。

次に蔗作（註三）にありては今を距る數百年前、支那民族のこの地への移住と共に傳來したと傳へられる。蘭人占據當時既に砂糖は重要輸出品であつたが當時和蘭政廳は砂糖を唯一の財源として甘蔗栽培と製糖業の獎勵に力を注ぎ、ために蔗園大に擴張し、其の後、鄭成功の臺灣を占領するに及んで所謂屯田組織の下に將兵を馴致して糖業の獎勵をなし、産糖大いに擧り、其の産額三十萬擔に達した。次で清朝の屬領に歸してより百數十年間は遅々として進歩の跡を見なかつたが一八三三年頃より多少發達し、一八五六年には北清に向けられたものが約十六萬擔、一八七二年には遠く倫敦へ三萬余擔を輸出してゐる。この頃安平（現在の臺南州下）打狗（現在の高雄）の開港を見、外人の砂糖輸出に従事するものが多くなり、日本は元より、漳州、米國にまで輸出せられ、一八八〇年の如きは百六萬擔の輸出を見、島内消費を入れれば百四十萬擔の生産高があつたと推測せられてゐる。其の後一八八四年の清佛戰爭の影響、一八八六年の暴風の襲來等のため臺灣糖業は萎縮し、一八九五年（明治二十八年）帝國の領有となつた當時の産糖高は僅かに七十八萬擔に過ぎなかつた。

さる人が「甘蔗農業の歴史は即ち植民の歴史である」と云つた如く、植民地臺灣が新しい支配者を迎へた時、支配者の着手する産業政策は常に糖業獎勵であつた。蘭人は砂糖を唯一の財源として甘蔗栽培と糖業の獎勵に力を注ぎ、鄭成功は屯田組織の下に將兵を馴致して糖業の獎勵を爲したが如き其の例である。我が國領臺後の産業政策も同轍を踏み、國際收支改善策として先づ糖業獎勵が爲された。又臺灣における糖業が時の支配者の保護獎勵のなかつた時代に於ては進歩せず又は不安定であつた例は之を清朝の屬領當時に於て見られ得る。

領臺前、米作・蔗作共に數百年間、時に一進、時に一退あるも米作は中部及び北部の水田にその立地を占め、蔗作は砂糖の輸出港安平、打狗にても知られ得る如く、臺灣の南北の中央を西に流れる濁水溪以南の現在の臺南及び高雄州の畑地にその立地を得、時の経過と共に徐々ながら發展の跡を残した。然しながらそれは日本領有以後における劃期的な發展に比ぶべくもなかつた。云はば動亂其の他によつて幾度か破壊されつゝさゝやかな進歩と停滞との反覆の途を歩いて來たのが領有前における臺灣農業の姿であつたのであるが、この停滞的な循環は領有以後の組織的な開發政策によつて徹底的に打破された。一言にして云へば資本主義的精力的な開發政策によつて劃時代的に打破せられたのであつて、爾來、臺灣の一切の經濟發展は我が國資本主義の發展と深き關聯を持ち、我國が資本主義の發展の必然的な反映現象として現はれる事となるのであるが、總じて相對的に顯著に未發達状態にある經濟地域が急激な發展の途上にある資本主義國家の領土として編入された場合、新附地域の主要産業たる農業が本國資本主義發展の影響下に如何に、如何なる態様に發達し、その結果が逆に本國農業の上に如何なる影響を及ぼすかは吾人の學的興味をそゝる。

（註五）

領臺後における臺灣農業の發展は之を米・糖相剋といふ觀點から四つの段階に分けることが出來ると思ふ（註六）即ち米・糖無相剋時代、米・糖相剋時代、米・糖相剋及内臺米作相剋時代、米・糖調整時代——産業調整時代之等各時代の敘述に入る前に先づ米・糖相剋について概観しよう。

註

（一）米作の歴史は臺灣總督府熱帯産業調査書「米」昭和十年に據る。

（二）明治二十九年の例

（三）蔗作の歴史は臺灣總督府「臺灣の糖業」昭和十四年に據る。

(四) 川野重任氏著「臺灣米穀經濟論」五頁。

(五) 大槻正男氏著「國家と農業」二三頁。

(六) 甘藷と甘蔗との相剋も存するが、本論文においてはこれに觸れないこととした。

(一) 米糖相剋概観

まづ、領臺後、糖業資本を背景とし、栽植農業として發展し來れる甘蔗農業と土着人による農業として展開し來れる米作農業とを其の生産物價額より發展のテンポを概観し、それらの臺灣經濟に占むる地位に一瞥を與へよう。順序として先づ臺灣産業の發展について見る。(第一表)

第一表 臺灣産業總生産價額並主要産業生産價額累年表 (單位圓)

總生産	明治三十五年		大正一年		大正一一年		昭和七年		昭和十三年	
	指	額	指	額	指	額	指	額	指	額
總生産	100	71,753	100	146,373	100	363,095	100	545,239	100	845,162
農業	100	56,107	100	92,734	100	182,557	100	276,662	100	460,111
工業	100	11,646	100	46,934	100	143,765	100	237,956	100	365,040
林業	100	33	100	181	100	1,104	100	1,890	100	3,006
水産業	100	1,375	100	101	100	1,811	100	16,840	100	27,800
其他生産價額	100	11,040	100	149	100	749	100	1,079	100	1,713
總生産	100	11,040	100	149	100	12,573	100	13,950	100	14,953

總生産額中農業生産額の割合 七六・三% 三三・五% 五二・〇% 五二・七% 五四・四%

總生産額中工業生産額の割合 一八・六% 三三・〇% 三九・三% 四一・八% 四三・〇%

備考 臺灣總督府殖産局「臺灣農業年報」に據る。

領臺直後の數年間の草創時代のことは之を省き、臺灣産業の發展の跡を見るに、明治三十五年臺灣産業總生産價額七千百萬圓が三十六年後の昭和十三年には八億四千五百萬圓に躍進し、此の間に十一倍余の進展を示してゐる。之を農・工業別に同様に明治三十五年と昭和十三年の生産價額を比すれば農業にありては五千六百萬圓が四億六千萬圓約三十倍に増加した。同様に總生産價額に對する農・工生産價額の割合をみるに農業にありては七割八分より五割四分に減退するも尙各産業中最高大割合を占め、工業にありては一割六分から四割三分に増加し、農業に迫らんとしてゐる。

次に農業生産價額及び工業生産價額の内譯並に米、甘蔗、砂糖の地位を次表にて示そう。(第二、三、四表)

第二表 農業生産中における米と甘蔗の地位(單位千圓)

農業總生産價額	明治三十五年		昭和十三年	
	價額	百分率	價額	百分率
(内譯)普通作物(米を主とす)	56,107	100.00%	460,111	100.00%
特用作物(甘蔗を主とす)	1,375	2.41%	27,800	6.04%
其他	11,040	19.59%	11,889	2.58%

園藝作物(バナナ、パイ)を主とす

三四、三九八
五、八八九

七、四七

畜産物

(米) (三、三九) (三、九九)
(甘蔗) (二、一四) (三、八一)

二、一九二
(五、六九)
(一六、九九)

備考 臺灣總督府殖産局「臺灣農業年報」に據る。

第三表 工業生産中における砂糖の地位 (單位千圓)

	明治三五年		昭和一三年	
	價額	百分率	價額	百分率
工業總生産價額	千圓 一三、六三	100.00%	千圓 三九、一四七	100.00%
(内課)食料品工業			二六、六六三	六七・四
化學工業			三九、六六六	一〇・一
金屬工業			二〇、八九〇	五・三
機械器具工業			一三、五二五	三・四
製材及木製品工業			六、四六五	一・七
(砂糖)	(三、三三)	(三、〇一)	(一九、〇五)	(四九・二)

備考 臺灣總督府殖産局「臺灣商工統計」に據る。

第四表 米、甘蔗及砂糖の臺灣總生産中に占む百分率

	明治三五年	昭和一三年
米	二六・二九%	二六・一五%

甘蔗	二・九六	九・二五
砂糖	五・八九	三三・九六

備考 前掲表三個より作成

右表により明瞭である如く、米生産額の臺灣總生産額に對する比重は明治三十五年と昭和十三年と殆んど不變であるに反し、甘蔗、砂糖の臺灣總生産額に對する割合は右兩期間の間に實に約四倍に躍進した。「資本主義」と「非資本主義」の「發展の不均衡」の姿を認めることが出来る。尙商品化の程度に一言しよう。砂糖は言ふに及ばず、蔗農生産の原料甘蔗は殆んど其の全部が商品化し、米にありても七〇%餘(註一)商品化し内地の五四・七〇%、朝鮮の四八・二%に比して著しく高く、米作農業、甘蔗農業、従つて臺灣農業は多少の程度の差こそあれ著しく商品生産に入り込み、臺灣農業を特徴付けてゐる。

云ふまでもなく甘蔗は砂糖製造工業の原料である。臺灣に於ても嘗つて玖瑠、比律賓に於て現に行はれつゝある如く、農民自ら甘蔗を砂糖にする建前の「分糖法」が數多存し、今日では山間僻陬の地になほその余勢を留めてゐるが産糖額は全産糖額の二二三%に(註二)過ぎず、製品は所謂赤糖と稱する低級な含蜜糖である。今日は殆んど全部が分蜜糖であつて所謂新式製糖場に於て製造される。

註 舊式糖廓は粗笨的な農耕と原始的機械を使用して主として自家消費的赤糖を製造し、産糖を糖廓主と蔗農に分配する所謂分糖法による家内工業的のものである。(舊式糖廓に於ても近時材料買収法によるもの増加し分糖法によるもの漸次減小してゐたが、砂糖配給統制から昭和十六十七年頃から之を認めないことゝなつた。)

この舊式糖廓は明治四十二三年頃より多數の新式製糖の設立起るに及び次第に消滅の傾向をとつたが今尙全然消滅せず。多くは新式製糖工場の採取區域に適しない山間僻地に小規模産業として存在してゐる。

改良糖廓は舊式糖廓を改良し新式製糖場に進む過度の一階梯として起つたものであつて、新式製糖場の勃興と共に之に合併又は變更せられる運命を持つものであるが設備が單純で如何なる山村僻地にも開設せられ、小資本の企業に適し、今尙全然消滅するに至らない。(臺灣糖業令により昭和十四年以後五ヶ年以内に分蜜工場になり得ない改良糖廓は舊式糖廓同様に取扱はれる。)

新式製糖場は設備完全なる分蜜糖製造工場であつて領臺後明治三十三年十二月臺灣製糖株式會社が資本金百萬圓を以て設立せられたに始まる。爾後急速の發展を遂げ、舊式糖廓又は改良糖廓を驅逐又は合併し或は一部の新式製糖場を合併し、昭和十三―十四年期に於ては八會社、資本金二億九千萬圓、拂込資本金二億二千萬圓、工場數四十九、能力六萬九千噸、産糖額二千二百九十萬擔、私設鐵道延長二千八百軒、耕作資金其の他の前貸金として蔗作農民に貸付けたる金、一千數百萬圓といふ膨大な資本主義的形態をなしてゐる。

新式製糖場、改良糖廓及び舊式糖廓の工場數、能力産糖高次の如し。この僅かの統計から臺灣糖業に於ける資本主義制覇の跡がよく窺はれる。(第五表)

第五表 新式製糖場、改良糖廓及舊式糖廓の工場數、能力及産糖高累年表

年 期	新式製糖場			改良糖廓		舊式糖廓	
	工場數	能力	産糖高	工場數	能力	糖廓數	産糖高
明治三十八―三十九	七	一、五五六噸	千九百	三	三、三六六噸	一、〇〇八	六、三三五
明治四十三―四十四	二	一七、二七〇	三三、七四四	七	六、一三〇	六、九三三	五、八九五
昭和 一― 二	四	三六、五〇〇	六七、〇八	九	三〇、〇〇〇	五、七七一	一、五八三
昭和 十二― 十三	四	四〇、〇〇〇	一、六〇、九五	七	三、三三五	六	一、六、九六

備考 臺灣總督府「臺灣糖業統計」に據る

新式製糖場が原料甘蔗を獲得するに三形態がある。即ち(一)分糖法、(二)原料自作法、(三)原料買収法之で

ある。分糖法は舊式糖廓に於て行はれてゐるが新式製糖場に於ては現在採用されてゐない。大正十一―二年期に分糖法を採用した會社あるも成績悪く一兩年にて買収法に復歸した(註三)。原料自作法は原料確保の安固を圖るため一時各會社に於て廣大なる耕地の買収或は開墾地の拂下げを受け或は借地料を拂ひ水田を賃借し自作蔗園を經營した。然し原料の經濟的生産を實現することが出来ず寧ろ所有地を蔗農に賃貸し、耕作法を指導するに於ては兩者共に利益であるとなし、大正十一年頃より自作蔗園を縮小せしめた。現在に於ては各會社平均に於て獲得原料の約二割が自作蔗園より得られてゐる。昭和十二―十三年期に於ける九新式製糖場の自作と買収の收穫面積、收穫原料及び甲當收量を示せば次の如し。(第六表)

第六表 新式製糖場自作及買収原料甘蔗收穫面積及收穫高表

自 作	買 収	收穫面積		甲當收量
		千甲	千斤	
二、六六二	八、四六六	二、八三二	一、三〇	二、五
二、八三二	一〇、一〇、三七	二、八三二	一、三〇	二、五

備考 臺灣總督府「臺灣糖業統計」に據る。

今日新式製糖場に於て原料甘蔗獲得の最も普通な形態は原料買収法である。こゝに於ては原料生産と原料加工とが社會的に全く分化してゐるのである。原料甘蔗生産者たる蔗農と原料甘蔗加工者たる製糖業者間の原料賣買取引を規定するものが所謂「原料採取區域」の制度である。この制度は古く明治三十八年の「製糖場取締規則」によつて制定され爾來この規則に基いて原料採取區域制が行はれて來た。本規則は全部又は一部新式の製糖場の設立及事業變更につき許可主義を採ることを明示し(第一條)原料區域を限定し(第三條)原料採取區域内には在來の構造による糖廓

の設立を禁止し（第三條第二項）、原料採取区域内の甘蔗は之を區域外に搬出し若くは砂糖以外の製造用原料に供することを禁止し（第三條第三項）、他方製糖場に對しては限定区域内の甘蔗は毎年製糖期間に於て相當代價を以て買取るべきことを命じ、過剰又は採取時期を失したる原料に對し賠償の責に任すべきことを規定してゐる。（全部新式製糖場設立許可命令條項第二條）（註四）。本制度によつて新式製糖場は原料獲得上完全なる獨占購買者たる地位を保證せられると同時に區域内原料を買取することを命ぜられ、原料甘蔗生産者は當該區域の製糖場に賣渡さねばならぬことになつてゐるのである。但し甘蔗の作付自體は農民の自由であつて、農民は製糖場が作付以前に發表する甘蔗買收價格と米其の他對抗作物の收益比較をした上で自らその作否を決定するのである。かうした原料買收の仕組の中に米・蔗相剋する可能性が内在してゐる。

この可能性を技術的に裏打ちするところは競争作物たる水稻、甘藷等の土地、勞働、農具、農舍、肥料等一切の生産手段が甘蔗のそれらと代替が自由であるといふことである。いはゞ兩者の生産の結縁關係が著しく大であるのである。即ち光と熱と水に恵まれた熱帯の自然的條件は作物栽培の季節的制約を少なくし、同一土地に各種の作物の栽培を可能にし、又田と畑の區別は本質的のものでなく、灌水すれば何時にても水田として利用し得、排水すれば畑として利用し得、土地利用の轉換は自由であり、甘蔗と競合する對抗作物の要求する勞働は其の質に於て異ならず、何れの生産物に對しても加工、貯藏を殆んど行はず、従つて加工、貯藏の設備を有せず、一犂、一畜、一舍、同質の勞働を以てよく生産が行はれ、肥料は元より、相互流用可能であるのである、従つてこれらの一切の生産手段は甘蔗と競争作物の收支關係——價格關係によつて自由に投下方向が決定される。加之、斯かる經濟下にあり、其上多く商品生産に従事してゐる農民は著しく經濟的訓練を受ける。斯くて政治經濟的條件、自然的條件、及び人的條件が「相剋」を可能にし著しく鋭化せしめてゐるのである。

註

- (一) 川野重任氏著「臺灣米穀經濟論」二四四頁、川野重任氏の計算によれば昭和十一年—十三年臺灣米穀の推定商品化率は七三・八四%である。
- (二) 昭和十二—十三年期に於ける含蜜糖產額は全產額の二・四%である。臺灣總督府第二十六次「臺灣糖業統計」
- (三) 臺灣總督府「臺灣の農業」昭和十四年、二十頁
- (四) 製糖場取締規則は昭和十四年十月臺灣糖業令の發布と共に廢止されることとなるが之については後述する。

(三) 米・糖 無 相 剋 時 代

この時代は大體領臺當時から明治の末葉頃までの十五—十六年間である。この時代の初めに糖業獎勵方針確立し、糖業著しく進展し、蔗作地又北進し明治の末葉には既に「相剋地」臺中州、新竹州及臺北州には新式製糖場並に蔗作地出現せるも、内地の臺灣米に對する要請未だ強からず、米・糖關係も「相剋」と稱する程でない。

領臺後最初に採用された産業政策は糖業獎勵政策であつたことは前にも觸れたところである。當時日本の砂糖消費額は年約三百萬擔であつて、其の四分の三乃至五分の四は之を外糖に依存し、其の價額二千數百萬圓の巨額に達し、當時の我國總輸入超過額の六一七割を占めてゐたので、臺灣糖業の振興により自給自足を圖り、正貨流出の防遏に資せんとした。即ち早くも明治二十九年布哇の甘蔗優良品種ローズバンブー及ラハイナが輸入され、三十一年には兒玉總督、後藤民政長官の來任あり、新渡邊稻造博士を殖産局長心得に任じ、明治三十四年九月糖業改良意見書を提出せしめ、この糖業意見書により臺灣における糖政並に糖業獎勵方法を確立した。

新渡戸博士の糖業改良意見の其の法的な現はれとして、明治三十五年「糖業獎勵規則」の制定となつた。本規則は甘蔗の耕作又は砂糖製造に従事する者にして臺灣總督に於て適當と認むるものには甘蔗苗費又は肥料費、灌漑費又は

排水費、製糖機械器具費に對し獎勵金を下附し或は現品を下附又は貸付け（第一條）、砂糖の製造に従事する者には補助金を下附し（第二條）、或は甘蔗耕作の爲官有地を開墾する者には之を無償にて貸付し全部成功の後無償にて之を其の起業者に貸付する（第五條）等規定し、總督府の手厚い保護、獎勵の發動の法的根據をなしたのである。本規則により昭和十年迄に獎勵金乃至補助金一千二百九十萬圓、其他諸經費を加へると二千九百萬圓、蔗苗現品補助五億四千萬本が交付されたのである。

總督府の糖業獎勵により新式製糖場の續設を見ることとなつたが之がため各製糖場は所々より原料を採取し、製糖場間に原料争奪戦を生じ又蔗作者との間にも種々の紛争を惹起したのでこれが取締りの必要となり、明治三十八年、「製糖場取締規則」―原料採取區域制度が制定されることとなつた。本規則については既に述べたところであるが、この規則により「不健全なる製糖場の濫興が抑制され、競争による蔗價攪亂の弊を免れ得る」（註一）こととなり、新式製糖場に對して至大の援護をなすこととなつた。

領臺直後一時不振であつた糖業も「糖業獎勵規則」「原料採取區域制度」の採用、「關稅保護」等により、新式製糖場の設立多くなり、其の蔗作地域擴張亦必要となつた。

元來領臺當時の蔗作區域は前述せる如く濁水溪以南の而かも畑地に限られ、其の面積一萬六千甲乃至三萬甲の間であり、其の多くは灌漑の便なく、米作に適せざる地方であつたので米作地と蔗作地は自ら劃然と區分されてゐたが、其後南部地方に多數の新式製糖場設立せられると共に其の蔗作面積擴張の必要に迫られ、南部に於ても水田地に之が植付を爲さざれば所要原料を充足すること能はず、幾分水田蔗作面積を増加するに至つたが其の水田地に侵入した蔗作面積多からず、且米價も未だ高からず、米價のため甘蔗の植付が左右せられるが如きことはなかつた。然るところ、明治三十九年糖業試驗場囑託松岡富雄氏が臺中市外の水田に蔗作を開始したのに刺戟せられ、明治四十一年、この地

を區域として能力百噸の改良糖廠設立され明治四十一年期より作業を開始した。之が實に水田のみを基礎とする製糖場の嚆矢であつたのである。爾來臺北州及び臺中州内の畑地に改良糖廠を開墾する者があり、越えて明治四十二年林本源製糖場及び新高製糖會社、翌四十三年帝國製糖會社が臺中州下水田地方を基礎として設立せられ、苗栗製糖、臺北製糖、南日本製糖等が北部地方に設立せられるに及んで、茲に蔗作は濁水溪の流れを越えて中北部水田地帯にも進出するに至つた。斯くして大正時代に入り、米價高の影響を受け強き相剋現象を惹起する地盤が出来たのである。「相剋地」新竹州、臺北州、臺中州に於けるこの時代後期の蔗作面積の擴大はこの間の事情を最もよく物語る。

第七表 州別甘蔗收穫面積の變遷表

	(1) 明治四〇―四一年	(2) 明治四二―四三年	(3) 明治四三―四四年	(4) 大正六―七年
臺北	八七	一一六	一三七	四、一九〇
新竹	四、九五七	四、五九八	三、〇五三	一三、九八八
臺中	二、九二〇	六、三三〇	一三、二七九	三、四三三
臺南	一七、一八六	四、三九八	五、五三八	七、三六七
高雄	三、七〇五	八、七三二	一五、七四一	一八、九八八
臺東	一一	三五	一一	一、六九二
花蓮港	一〇六	一三八	三四一	三、八三三
全島	二六、七〇四	六三、四一一	八九、四四四	一五〇、四五〇

備考 (1)(4) 川野重任氏「臺灣米穀經濟論」、十五頁に據る。

(2) 臺灣總督府「第十四統計書」二百四十八頁より作成

(3) 臺灣總督府「第十五統計書」二百七十九頁より作成

上述の如くこの時代に於て臺灣の資本主義的製糖業は國家の強力な行政的並に經濟的援助の下に急速な成長を遂げ、蔗作地は北進し、水田に侵入したに對し農民的農業たる米作の事情は如何であつたか。前にも記した如く糖業は當時、國際收支改善といふ國家的要請を背景とし積極的發展をしたに對し、この時代の後期になりて臺灣米に對する國家的要請は可成り強くなつたと云へ、大體として未だ強からず、米に對する政策は糖業のそれに比して少なからず立遅れた。米に對する具體的政策の第一は明治三十七年の「移出米検査規則」の實施であらう。内地への移出米の漸増に據るのである。然しこの時代の後期に於て、年々の米生産額約四百萬石であるに對し、年々の移出額は六一七十萬石に過ぎない。米に對する生産政策としては明治三十九年在來米改良事業——産米の改良と米種の限定が主で明治三十九年より大正九年まで之に交付した補助金累計四十一萬圓にして大正四年より同九年迄製糖場に交附せし交付金八十萬圓（註三）——が行はれ、明治三十四年公共埤圳規定及び明治四十一年官設埤圳事業に着手したに過ぎなかつた。埤圳事業——灌溉排水事業については後述する。

註

- (1) 臺灣總督府殖産局「臺灣の糖業」昭和十年、一四頁
- (2) 相良捨男氏「經濟上より見たる臺灣の糖業」大正八年
- (3) 熱帯産業調査會調査書「米」一六頁以下に詳し

(四) 米・糖 相剋時代

この時代は大體大正初年から大正末年頃までの十數年間である。この時代は大正七—八年の米價昂騰による米・糖相剋及び大正末年蓬萊米の普及による米・糖相剋を特徴とする。

明治四十四年及大正元年の大暴風雨被害は蔗作の不安を感じしめた結果、一時蔗作面積減少の徴があつたが再び恢復躍進の勢を示し、大正六—七年期收穫に於ては實に十五萬甲を越え作付面積上最大記録を作つた。然るに大正七年以來米價の昂騰に従ひ、糖價は之に伴はず、爲めに蔗作面積の減縮を來し、大正七—八年期收穫は十二萬甲、翌八—九年期は十萬八千余甲に急減し、次で大正九年以降米其他諸物價の暴落、經濟界大不況を招いたが糖價は比較的下落の時期遅かつたため蔗作面積は再び増加し、大正十—十一年期收穫は十四萬二千余甲に進んだが其の後蓬萊米の急激なる普及と米價昂騰に牽制せられ、昭和一—二年期（大正十四年植付）の如き水田地方に於ては減縮の傾向を示した。

米の側を見よう。在來米改良と蓬萊米出現である。前時代以來在來米の改良事業は引き続き行はれ、この改良事業は産米の改良と米種の限定であつたことは前時代と同様である。優良豊産として粒形内地米に近似せる品種を選択して當該区域内の栽培品種を限定することが引續いて行はれた。即ち在來米を基礎としての商品生産發展の促進であつたのである。斯くして内地への移出は年と共に増加した。かゝるところへ内地に於ては第一次歐洲大戰の好景氣を契機として俄然として米穀に對する需要増大し内地の米穀生産の増加が之に伴はなかつたため、米價は暴騰し、米穀の不足を生じ大正七年八月には空前の「米騒動」が勃發し、臺灣米は多量に内地市場へ移入されることゝなつた。大正七年には百萬石を越えた。かゝる米價の昂騰、從つて米作の發展は遂に前述せる如く大正七—八年植付蔗作面積の激減を惹起し、「臺灣糖業の行詰り説をさへ唱ふる者」（註一）、ある程糖業の原料確保を脅威し、所謂米・糖相剋問題が鋭く表面化したのである。これが政治的對策の一つの現はれとして大正八年、島米の「移出制限令」の發布となつたのである。この移出制限は元々米價高による内地への移出過度から島内の米の需給を不安ならしめるため、これが調節としてとられたのであるが「米價の際限なき暴騰は本島に於ける糖業を始め一般産業に悪影響を及ぼす虞あるより總督府に於ては本島米の暴騰を抑制し之を適度に調節するの必要を認め、本年一月十八日突然移出制限令を發布し

爾後總督府の特許を得ざれば之が移出を爲す能はざること(註二)と云はれ、又「米の全盛は甘蔗作に影響する所甚大なるは當然の結果であり、當局の糖業保護政策に背反するものであることは遂に本島内の移出調節を餘儀なくせられたのである」(註三)とも稱せられるのである。米價昂騰は本島に於ける糖業を始め一般産業に悪影響を及ぼす虞あり、當局の糖業保護政策に背反するものであるものでこれが對策をも含むものとして米の移出制限令の發布となり、米價の下落を招來せしめたのである。當時に於ける米・蔗の調和政策であり、産業調整策であつたのである。而して大正十一年蓬萊米の栽培に成功し、文字通り瞬く間に全島を席捲した。左に統計を以て蓬萊米の發展振りを示そう。(第八表)

第八表 蓬萊米の作付面積及收穫高累年表

年次	蓬萊米作付面積	蓬萊米收穫高
大正十一年	四七	千石
〃 十二年	二、四八三	元
〃 十三年	二五、〇七	三、四六
〃 十四年	七〇、八七	九、九二
〃 十五年	一三三、六八	一、〇〇七
昭和 九年	二六九、五七	四、二六六
〃 十四年	三二七、〇四	四、七六

備考 臺灣總督府米穀局「臺灣米穀要覽」による

優良品種を以て之に代らしむるの必要に迫られ、比較的耐風性に富み且收量、含糖分共に高き爪哇實生種例へば三六

この米・糖相剋時代に處して如何なる對策がとられたか。第一に總督府が大正八年、島米の「移出制限令」を發布したことについては前述したところである。

次に大莖種の奨勵普及と耕作法の改善による甲當收量の増大策である。領臺當初布哇よりローズバンブーを輸入し其繁殖普及を計つたことは前述したところであるが年々普及し、大正一―二年期に於ては六萬四千余甲即ち全蔗園の九六・二％に達した。然るに其甲當收量は大體に於て漸減の趨勢を辿り、且耐風性に乏しく病害虫の蔓延著しきに至れるを以て更に本島の氣候風土に好適せる

POJ、一〇五POJ、一六一POJ等各地に普及し、大正六―七年に於ては之等品種の作付面積全蔗園の一〇・四％に進み、ローズバンブー種は一・七％に下つた。更に大正九年爪哇より二七一四POJ、二七二五POJ等の所謂爪哇大莖種が輸入され、試作の結果灌漑の便ある土地に於ては其收量著しく多きことが確められ、大正十二―三年より蓬萊米が水田地方の蔗作に脅威を與ふるに至つたので此の收量多き大莖種の奨勵普及と耕作法の改善により甲當收量の増大を以て原料代の低下を圖り以て蓬萊米と對抗せしめんとした。大莖種作付面積を左表に示す。(第九表)

第九表 新式製糖場区域内主要甘蔗品種別作付面積累年表 (單位千甲)

品種名	大正二十三年	同三十四年	同四十五年	昭和十二年	同十三年	同十四年	同十五年
三六 POJ	二五	三	一六	一〇	五	二	
一〇五 POJ	一九	二五	一五	九	四		
一六一 POJ	四	四七	四	三	二		
二七一四POJ	〇・〇〇七	一	六	二	二	二	二
二七二五POJ	〇・〇〇四	〇・〇	二	七	二	三	三
其他爪哇實生種	八	一一	六	二	一		
ローズバンブー	七	六	二	二			
在來種	二	三	二	二	一	一	

備考 臺灣總督府殖産局「臺灣の農業」昭和十年に據る

更に所謂糊仔甘蔗の耕作法の發見も米・蔗相剋の一對策と見られ得るであらう。大正六―七年頃より普及し普通植の二倍以上の收穫量を擧ぐることが不可能でないと云はれた。早植は兩期作田に於ては三作の期間を占めることとなり歓迎せられなかつたが、第二期作の間作として收穫前に甘蔗を併作する所謂糊仔甘蔗の耕作法が發見せられるに及

んでこの方法を採用する者が續出した。元來早植法による場合は收穫まで約十八ヶ月を要し蔗作一作収益は兩期作田に於ては米作三作二作の収益と競争することとなり蔗作の米作に對する對抗力を強化することゝなつた。

更に主要なるは植付前に於ける甘蔗買收價格の發表と米價比準法の採用である。糖業に關する調査書は次の如く云つてゐる。「從來會社は製糖開始直前若しくは開始直後に於て對抗作物たる米及甘藷の價格を參酌し甘蔗買收價格を決定發表し來りたるが、時に紛議を惹起し會社對蔗園關係悪化の徴現は來りたるを以て、大正十三年頃より漸次植付前に買收價格を發表して紛議を未然に防ぐの風を生じ、又水田地方に工場を有する區域に於ては米價との關係密接なるに鑑み米價の變動を參酌して米價比準法を採用する等極力買收價格の發表を植付前になすに努力せり」と(註四)。米・蔗相剝は植付前において製糖業者に一年半後の甘蔗買收價格を保證せしめるを以て満足せず「米價比準法」なる買收方法を採用せしめるに到つたのである。米價比準法なる買收方法は米・蔗相剝の實體を最も端的に現はすものである。これは甘蔗の植付時に對抗作物たる米及甘藷等の價格を參酌して甘蔗買收價格を決定した上、一年半後の收穫時の米價の高低に應じて割増金を交付すると云ふ方法であつて、蔗價が不斷に米價への追隨を強要されてゐることを表はす。これは米・蔗相剝する水田地方の製糖會社に於て廣く採用されることゝなつたのである。最近における米價比準法の一例を次に掲げよう。(第十表)

第十表 帝國製糖米價比準法

官半斗 一石初價額	買收價格	田		畑	
		割増金	計	割増金	計
三・〇〇未滿	三・〇〇	一圓	三・〇〇	一圓	三・〇〇
三・〇〇以上	三・〇〇	〇・二〇	三・二〇	〇・一〇	三・一〇
三・二五〃	三・〇〇	〇・四五	三・四五	〇・三〇	三・三〇
三・五〇〃	三・〇〇	〇・七〇	三・七〇	〇・四〇	三・四〇
三・七五〃	三・〇〇	〇・九五	三・九五	〇・五〇	三・五〇
四・〇〇〃	三・〇〇	一・二〇	四・二〇	〇・六〇	三・六〇
四・二五〃	三・〇〇	一・四〇	四・四〇	〇・七〇	三・七〇
四・五〇〃	三・〇〇	一・六〇	四・六〇	〇・八〇	三・八〇
四・七五〃	三・〇〇	一・八〇	四・八〇	〇・八五	三・八五
五・〇〇〃	三・〇〇	二・〇〇	五・〇〇	〇・九〇	三・九〇
五・二五〃	三・〇〇	二・二五	五・二五	〇・九五	三・九五
五・五〇〃	三・〇〇	二・五〇	五・五〇	一・〇〇	四・〇〇
五・七五〃	三・〇〇	二・七五	五・七五	一・〇五	四・〇五
六・〇〇〃	三・〇〇	三・〇〇	六・〇〇	一・一〇	四・一〇

備考 (一)臺灣糖業研究會「糖業」昭和十四—十五年蔗作獎勵號昭和十三年八月
(二)數字は昭和十四—十五年期、買收價格は、本期甘蔗千斤當の價格。

尙、臺灣米穀移出管理(昭和十四年)實施後における一例を擧げよう。(第十一表)

第十一表 臺灣製糖株式會社甘蔗買入價格

區分	原料代	割増金	合計
兩期作田	三・〇〇	一・〇〇	四・〇〇
單期作田	三・〇〇	〇・九〇	三・九〇
畑	三・〇〇	〇・五〇	三・五〇

備考(一)臺灣糖業研究會「糖業」昭和十六—十七年期蔗作獎勵號
(二)數字は昭和十六—十七年期、甘蔗買入價格は原料甘蔗每千斤原料代及割増金
(三)右田の割増金は臺灣總督府發表の蓬萊種三等玄米百斤當價格(包裝費を含まざる高雄倉渡)の上下により左の如く増減す。即兩期作田は昭和十六年高雄州産前後

期作の米管買入平均價格、單期作田は同後期作の價格が金十二圓八十二錢（昭和十五年五月二十五日發表高雄州產百斤當價格）より金三十五錢宛を上下する毎に甘蔗千斤當兩期作田にありては金二十錢宛、單期作田にありては金十錢宛を遞次増減す、右割増金は遞減する場合と雖も最低金五十錢を下らず。

上述の如く、この時代の米價昂騰による米・蔗相剋に付して上述の如き各種の政治的、經濟的、技術的な對策が講ぜられたのである。

註 (一) 臺灣總督府「臺灣の糖業」昭和十年六五頁

(二) 杉野嘉助氏著「臺灣商工十年史」一二九頁

(三) 江夏英藏氏著「臺灣米研究」一〇三頁

(四) 熱帯産業調査會、糖業に関する調査書八四頁

(五) 内臺米作相剋及米・糖相剋時代

この時代は昭和初年より臺灣米穀移出管理實施せられる昭和十四年までである。内地市場を對象とせる蓬萊米の著しき發展が遙か海を越えて朝鮮米と共に内地米價を壓迫し内地農業及農民を脅かすこととなり、遂に内臺米作相剋現象を生じ他方米價高による蔗作其の他産業との相剋現象あり、いはば二重的相剋關係を生じ、この間臺灣の内外の諸事情の變化あり、例へば臺灣工業化の問題を生じ、やがて、島内から、「臺灣に於ける重要産業の調和的發展、農家經濟の安定向上及臺灣特有の産業的使命の達成」といふ立場から臺灣米移出管理が畫策され、或は之が補充策として臺灣糖業令が考へられる等問題は著しく複雑化し且政治問題化するに到つた。先づ内臺米作相剋問題即ち外地統制問題から見よう。

大正七年九月の所謂米騒動が機縁となつて食糧を外國に仰ぐ事の危険を悟り、政府が食糧の自給方針を立て内地に於ては開墾助成、耕地整理の促進及び穀作増殖奨励等を行ふと共に臺灣及び朝鮮に於て大規模な産米増殖計畫を樹立實行することゝなつた。

臺灣に於ける産米増殖諸施設を見よう。具體的に言へば水田の造成、蓬萊米の創出及び普及、經營の集約化等に外ならぬ。

水田の造成を見よう。臺灣に於ける水田の造成は結局水利の問題に歸する。

灌溉排水事業は臺灣の土語に所謂「埤圳」（註一）事業といふのであるが領臺後の臺灣に於ける埤圳事業は明治三十四年公共埤圳規則を定めたに始まるが、越えて明治四十一年官設埤圳規則を制定し、總督府直營の埤圳を設け、總算三千萬圓、十六年繼續事業——後に變更——として埤圳改良工事に着手し、大正十四年に全部の竣工を見た。右官設埤圳は大正十四年の臺灣水利組合發令後孰れも水利組合に組織變更せられた。昭和十三年に於ける水利組合は一〇六、公共埤圳組合は二、認定外埤圳は一三、五五四あり、その灌溉排水面積約五十三萬甲歩に及んでゐる。臺灣埤圳の最大なもの「嘉南大圳」は大正九年起工、昭和五年竣工、總工費五千四百萬圓——内、二千七百萬圓は政府補助——十五萬甲歩の耕地に水利施設をなしてゐる。

主要埤圳の竣工年度、工費、國庫支出、灌溉面積等を擧げん。（第十二表）

第十二表 主要埤圳竣工年度、工費、國庫支出、灌溉面積		摘要	
名稱	竣工年度	工費 千圓	國庫支出 千圓
菊仔埤圳	明治四四年	二四〇	三、九三三 甲
獅仔頭圳	同	七四三	四、三三三
第三部 第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令			直營 同
			四四三

后里圳	大正二年	九五	九七五	三、四六	同
宜蘭第二水利組合土地改良	昭和二年	七二	三六四	三、四八	補助
桃園大圳	主要工事大正四年 埤池工事昭和三年	二、一八〇	七、五〇一	三、〇四九	主要工事直營
嘉南大圳	昭和五年	四、三三三	二六、七四〇	一、八六三	補助
後村圳	昭和六年	一三三	六	三、三〇〇	同
曹公圳	昭和七年	四七	一〇九	一、七四	同
吉野圳	大正七年	五八	五九	一、五二	直營
同改良工事	昭和七年	一、四〇〇	一、四三〇	八四〇	同
自冷圳	昭和七年	一、四〇〇	一、四三〇	八四〇	同

備考 川野重任氏著「臺灣米穀經濟論」四〇頁より

右表に於て嘉南大圳等主要埤圳が昭和五、六、七年頃までに竣工してゐる事に注意せられよ。

右灌溉事業は「多く製糖會社の開墾地給水の目的で行はれてゐる」(註二)と稱せらるゝも、元より水田も造成してゐる。灌溉排水面積は明治三十八年から昭和十二年までの凡そ三十年間に廿萬甲から五十三萬甲に増加し、全耕地中六割のものが灌溉排水区域内に含まれることゝなつた。(第十三表)

第十三表 灌溉排水面積の累年比較表

名稱	灌溉排水面積	耕地總面積に對する比
明治三十八年	千甲歩	三二%
大正 四年	二四九	三四

然し、灌溉排水面積の増大は必ずしも水田面積の増大を意味しない。が次の兩期作田、單期作田、畑面積の變遷から水田面積の増加を知ることが出来る。(第十四表)

第十四表 兩期作田、二期作田増加累年表 (單位千甲)

名稱	兩期作田	單期作田		畑
		一期作田	二期作田	
大正 九年	二五四	三	九一	三九四
大正十四年	二七四	一五	九五	四一四
昭和 五年	三〇一	一四	九二	四三四
〃 十年	三三三	一〇	一六一	三六三
〃 十一年	三七	一〇	一五	三三八
〃 十二年	三三	一〇	一〇一	三三八
〃 十三年	三三	一〇	一〇一	三四一
〃 十四年	三三	一一	一〇一	三三九

備考 臺灣總督府殖産局「臺灣米穀要覽」に據る。

第三部 第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令

右表により大正末頃から昭和の初めにかけて畑及び一期作田の減少及び二期作田の急速なる増加を窺ふことが出来る。

臺灣米穀生産はこれから水利施設の竣工と蓬萊米の移出及び普及を兩翼として、大正中葉以降の米價高を受けて、急速に進展を見、生産並に移出共に躍進的發達をした。(第十五表及第十六表)

第十五表 生産高(玄米) 累年表 (單位千石)

年次	水			陸			合計
	蓬萊米	在來秬米	計	秬米	糯米	計	
明治三三	—	一、九六六	二、〇六五	—	—	二、〇六五	—
〃 三八	—	三、八〇四	三、七〇〇	—	—	三、七〇〇	—
〃 四三	—	三、七三三	三、九六四	—	—	三、九六四	—
大正 四	—	四、一六六	四、五〇三	—	—	四、五〇三	—
〃 九	—	四、〇九四	四、五五六	—	—	四、五五六	—
〃 一	—	四、三六九	四、五二〇	—	—	四、五二〇	—
〃 一三	—	四、七五二	五、二二〇	—	—	五、二二〇	—
〃 一五	—	三、七三三	五、九三二	—	—	五、九三二	—
昭和 三	—	三、八〇六	六、四九五	—	—	六、四九五	—
〃 五	—	四、三三六	七、〇〇九	—	—	七、〇〇九	—
〃 七	—	四、四一八	八、五二八	—	—	八、五二八	—
〃 九	—	三、四九六	八、七二九	—	—	八、七二九	—
〃 一一	—	三、〇〇一	九、二二三	—	—	九、二二三	—

第十六表 輸移出高累年表 (單位千石)

米穀年度	總數	移		輸出
		内地	朝鮮	
明治 三三	三三三	—	—	三三三
〃 三八	七三三	—	—	七三三
〃 四三	七四二	—	—	七四二
大正 四	八八〇	—	—	八八〇
〃 九	七三三	—	—	七三三
〃 一	七五〇	—	—	七五〇
〃 一三	一、八三七	—	—	一、八三七
〃 一五	二、一八〇	—	—	二、一八〇
昭和 三	二、三六八	—	—	二、三六八
〃 五	二、二一九	—	—	二、二一九
〃 七	三、三三六	—	—	三、三三六
〃 九	五、〇五〇	—	—	五、〇五〇
〃 一一	四、七三七	—	—	四、七三七
〃 一三	四、八七七	—	—	四、八七七
〃 一五	四、一〇六	—	—	四、一〇六

考備 臺灣總督府米穀局「臺灣米穀要覽」に據る

昭和三年の總生産額六百七十萬石が昭和九年には、九百萬石に上り、昭和十三年には實に、九百八十萬石に達し、内蓬萊米の發展殊に著しく、昭和三年の百六十萬石が、昭和九年には三百二十萬石、昭和十三年には五百二十萬石を産し飛躍的發展をした。同時に移出額も、昭和三年の二百三十萬石が、昭和九年には實に五百萬石に上り、昭和十三年には稍減じて四百八十萬石となつた。

斯くして臺灣に於ける米作の改良増殖は、朝鮮に於けるそれと共に著しく進展し、之に依つて内地産米の不足を補ひ外米の輸入を防遏し、帝國全體としての食糧の自給確立に貢献したのである。

就中、臺灣米は朝鮮米と異なり、内地端境期に移出される割合多く、(五月―十月間に、總移出量の約六十%)著しく内地米と補助的關係に立つたのである。然るに、内外地に於ける増産施設著しく効果を顯し、全般的に生産の増加を來し、昭和六年の豊産を轉機として事情は一變するに至り、供給過剰を來し、爾來、五百萬石を理想持越高とするところへ、八一九百萬石の持越米を生じ、昭和九年度の如き、實に千六百萬石の持越を爲したのである。かくの如き米穀の供給大過剰と、折柄の經濟不況の爲、米價は暴落し、農村窮乏の匡救は切實なる政治問題となり、昭和八年十一月には米穀統制法の施行を見、更に昭和十一年九月には内外地を一貫したる米穀自給管理案が施行せらるゝに到つた。

而して此の米穀の供給過剰は、外地米の過度の内地移入がその原因であると指摘され、これが對策として移入統制乃至増産の中止抑制が取り上げられ、外地米作の全般的な抑制政策が米穀政策の中心に立つに到つたのである。當時外地米移入統制問題をめぐり、内、外地が鋭く對立し、外地米移入統制を差別待遇の故を以て、外地側の熾烈なる排撃(註三)をしたことは吾人の記憶の新しいところであり、詳論を必要としないであらう。

爾來、臺灣に於ても米穀の急増を抑制するために、水利施設の新設又は改修を悉く之を禁止し、又土地改良等の米の増産を圖る爲從來より實施し來つた各般施設も之を中止すると共に、出廻調節の爲の穀貯藏の獎勵、代作の獎勵、更に自治管理施行に伴ふ統制組合の設立等が實施された。

次に二重的相剋關係の一方、米・糖關係を見よう。
甚だ粗雑であるが原料收穫面積と植付當時に於ける米價との關係を見よう(第十七表)。米價比準法の採用されてゐる現在、原料代は收穫時の米價に追隨するから、原料代と收穫時の米價との關係を見るのが相剋研究上必要であるが、こゝではこの問題にふれない。原料面積は收穫年期中で現されてゐるから植付時の米價に比較するには一年半すらさねばならぬ。

第十七表 原料收穫面積、原料代、米價、糖價比較累年表

年次	原料收穫面積		原料代	米價	糖價
	(米價) 糖價	(面積) 積			
大正一三年		大正一四―一五年	七、二八	八、八三	二、九一
// 一四年		一一二年	七、五〇	一〇、六六	一、九六
// 一五年		二一三年	六、五〇	一〇、二三	一、八一
昭和二年		昭和三一四年	六、二二	八、三〇	一、九四
// 三年		四一五年	五、四七	八、三二	一、七四
// 四年		五一六年	四、五〇	八、三九	一、七、七
// 五年		六一七年	四、二五	七、〇八	一、五、四
// 六年		七一八年	三、六五	四、五五	一、三、七

第三部 第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令

七年	八一九年	九、一六三	三、一九八	五、六六	一五、三六
八年	九一〇年	二一、六三八	三、六七二	六、一七	一七、三六
九年	一〇一一年	二六、三三九	四、〇九九	六、八	一六、三七
一〇年	一一一二年	二四、五五五	四、二二九	八、九八	一八、五〇
一一年	一二一三年	一四、二〇八	四、六六九	九、二七	一四、八

備考 (一) 原料收穫面積原料代糖價(分蜜糖東京相場)「臺灣糖業統計」による。
 (二) 米價、在來粳米玄米相場(高雄市)三等百斤建、「臺灣米穀要覽」による。

右表から次のことを云ふことが出来る。

大正十四年度及び大正十五年の米價高のために昭和一一、一二、一三三年期原料收穫面積減少したが昭和二年は米價下落したので昭和三四年期原料收穫面積増加し、昭和三年及び四年は米價は割高であつたので昭和四一五年期及昭和五一六年期原料收穫面積を減少せしめた。昭和五年は農業恐慌に入り米價暴落を始めたが糖價も世界的不況と滞貨の影響を受け暴落を始めた。昭和六一七年期産糖は糖價の暴落に拘らず、原料甘蔗價格は昭和五年の米價を基準に比較的高き買收價格が契約されてゐたので製糖會社には不利であつた。昭和六一七年期は甲當收穫高十二萬斤を越え、産糖高千六百四十萬擔に達し、折柄の不況の影響を受け糖價暴落することゝなつた。昭和六年は過剩糖處分のため、昭和七一八年期の國內産糖供給量一千百萬擔を目標として調節すべく糖業聯合會に於て協定したため、昭和七一八年期原料收穫面積は米價とは無關係に激減した。同時に原料甘蔗買收價格を大中に値下げした。昭和八一九年期も前年同期の事情であつた。昭和九一十年期及十一年期面積増加せるは前二年期の生産制限による滞貨一掃と糖價の騰貴と昭和九年には政府の米穀政策による代作として水田蔗作を奨励した結果である。甚だ不充分であるが作付時の米價と

原料收穫面積との關係から相剋の一面を窺ふことが出来る。

次に原料收穫面積の減反の行はれる場合、中北部に於て其の割合の多いことを昭和七一八、八一九年期原料收穫面積で見出される。更に精密に云ふならば中北部の水田地方に於て行はれると云ふべきであらう。(第十八表)

第十八表 地方別甘蔗收穫面積 (單位 甲)

地方	昭和六一七年期		昭和七一八年期		昭和八一九年期		昭和九一〇年期	
	面積	指數	面積	指數	面積	指數	面積	指數
臺北州	二、八九八	一〇〇・〇	二、三五四	七七・七	一、九〇一	六五・五	二、六三六	九〇・九
新竹州	六、〇三三	一〇〇・〇	三、八〇三	六三・一	三、八六〇	六四・〇	五、二二一	八五・〇
臺中州	三、九三三	一〇〇・〇	一、五九三	四〇・四	一九、五九九	八一・七	二八、七三三	二九・八
臺南州	五、二六五	一〇〇・〇	四、八三三	八〇・七	四三、七〇八	八四・三	五七、二六七	一一〇・五
高雄州	一、八四七	一〇〇・〇	一、五八三	八五・九	一六、四九一	八九・五	二〇、七七一	一一三・八

備考 臺灣總督府「臺灣糖業統計」に據る。

第十九表 早植割合と米價比較表

年次	年	早植割合 %	米價 圓
昭和四年	昭和五十六年	八一・四	八・五
五年	六十七年	八三・九	七・〇八
六年	七十八年	八二・三	四、五五
七年	八十九年	六六・六	五、八六
八年	九一〇年	九・六	六、一七

備考 (一) 早植割合。臺灣總督府「臺灣糖業統計」に據る。
 (二) 米價。在來粳米玄米相場(高雄市)三等百斤建「臺灣米穀要覽」に據る。

更に早植割合（植付面積に對する早植面積の割合）と、植付時米價との關係を見よう（第十九表）。米價低き時早植割合の増大するを知る。早植（六月から十二月に至る植付をいふ）をする時は在圃期間十八ヶ月に及び兩期作田に於ては蔗作一作收益が米作三作收益と競争せねばならぬ事は前述したところである。

早植割合が南部地方に大にして、中北部地方に小であるのも米・蔗相剋から見ても當然である。倒へば昭和十三—十四年期に於て南部地方に原料採取區域を多く持つ臺灣製糖會社の早植割合が八九%にして中北部地方、而も水田地方に原料採取區域を持つ帝國製糖會社の早植割合が三五・九七%であるが如し。

嘉南大埤が此の時代（昭和五年）に竣工したことは前述したところである。嘉南大埤地區における米・蔗相剋に觸れなければならぬ。嘉南大埤地區の三年輪作制は區域内の土地（十五萬甲）を水路系統に依りて給水區劃（約百五十甲を標準とす）を定め、その劃内を三區に分ち、毎年循環式に一區劃（五〇甲）には夏期單期水稻作、他の一區劃（五十甲）には甘蔗作を行ふに必要な程度の給水をなし、第三區劃（五十甲）には給水無しで雜作を行ふといふ組織で、この仕組通行に行はれるとすれば一區劃五十甲宛の蔗作が確保され、米・蔗は相剋せずして栽培されることゝなる。斯くして米・蔗相剋は「水に流される」はずであるが、この仕組通行はれずして或る程度米・蔗の相剋が行はれる。即ち水稻が他區劃へ侵入してゐるのである（昭和十年期）。こゝにおいても米・蔗相剋は全く解消されてゐない。

註

- (一) 埤は貯水地、圳は導水路の意
- (二) 佐口英彦氏著「臺灣産業評論」一二頁
- (三) 臺灣米移入制限反對期成同盟會「臺灣米移入制限反對運動の經過」昭和七年

(六) 米糖調整時代——産業調整時代

この時代は「島内に於ける重要産業の調和的發展、農家經濟の安定向上及び臺灣特有の産業的使命の達成を圖ると共に我國食糧問題の解決に寄與するを以て其の目的となす」（註一）臺灣米の移出管理事業實施以後である（昭和十四年第二期作米より實施）。島内の各種産業の調和的發展を阻止してゐるものは、内地米穀統制法による不自然な島内高米價に起因するものと指摘され、米穀移出管理によりてこの不自然な島内高米價を島内の經濟事情に即せしむる様に適正化が行はれ以て各種産業の調和的發展を圖り、臺灣産業の新使命を達成せしめんとするのが他の時代と區別されるこの時代の特徴であるのである。いはば重要産業調整時代であるのである。吾々の問題として來た米・糖關係は如何であるか、勿論重要産業調整の一翼として米・糖關係は調整を受けることゝなつたのである。吾々は過去に於てこれ程大規模な米糖調整政策を知らない。然し、米糖の相剋關係はこれによつて解消されるのではなく、調整を受けるのである。

この時代が始つてからまだ一年餘りであるが、この間に米・蔗關係が經濟—價格—を通じて規整される外に政治を通じて調整されたことは注意に値するであらう。例へば食糧問題の重要となれる後の水田甘蔗の撤退、昭和十四年度後の臺中輪作式耕作法の如し。この場合、短期的には米價と甘蔗面積との關係は斷たれるであらう。臺灣米穀移出管理及びこれが補完策としての糖業令については後述する。

註

- (一) 重要産業調整委員會の答申

第二節 臺灣農業の有利性

吾々は臺灣米穀移出管理の問題従つて産業調整の問題に入る前に臺灣農業の有利性を確認しておくことが是非とも必要である。

臺灣の農業の有利性を數的に嚴密に検討することは容易の業ではない。又こゝは適當な場所でもない。こゝでは有利性を現はす二、三の統計を紹介するに過ぎない。こゝでは臺灣の米穀生産の有利性を主としてみることにする。普通臺灣米穀生産の有利性を云々する場合、多くその生産費を以て立論の基礎とする。こゝでは先づ内地米、朝鮮米及び臺灣米の生産費の累年對照を見よう。(第二十表)

第二十表 内地米、朝鮮米及臺灣米生産費累年比較表

年次	内地米			朝鮮米			臺灣米		
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
大正十二年	三六・五	三〇・六	—	—	—	—	—	—	
十三年	三七・五	二七・六	—	—	—	—	—	—	
十四年	三三・七	三三・〇	—	—	—	—	—	—	
昭和元年	三三・九	二九・八	—	—	—	—	—	—	
四年	二六・五	二四・六	—	—	—	—	—	—	
六年	三三・〇	二七・三	—	—	—	—	—	—	
八年	三三・七	二七・〇	—	—	—	—	—	—	
二年	二四・七	三三・三	—	—	—	—	—	—	

備考 大槻正男氏著「國家生活と農業」四一頁より

(玄米石當)

「この内外地の米穀生産費なるものはその調査方法について議會その他に於て屢々問題となり、昭和九年には米穀生産費調査會が内閣に設置されて審議を見た如くに、その調査方法に多くの疑點を有し、内外地の生産事情を如實に寫してゐるものではない」(註一)から上表の生産地から臺灣米穀生産の有利性の程度を數的に論評することは差控へよう。然し臺灣に於ては農家一戸當り耕地面積大なること(臺灣の農家一戸當り耕地面積は内地のその約二二倍)、年二回收穫なること、裏作物の豊富なること

及び生活費低位なること等を考慮に入れれば、臺灣米穀生産は非常に有利と云ひ得る。

臺灣米穀生産の有利性を最も端的に表現してゐるものは水田價格の暴騰である。大槻正男博士の言を借用しよう。「云ふまでもなく地價は地代の大きさに由つて決定せられ、外地に於ては地主の勢力大にして小作契約の變改、小作料の切替等は簡單且つ容易に行ふことが出来るが故に、水田の生産力の増大に應じて自由に高められ、その結果が地價の年々の暴騰となつて現はれてゐるのである。而してこの年々高められつゝある地代即ち小作料は外地の生産費計算の中にそのまゝ計上されてゐるのである。……地代即ち小作料の大きさは米價の結果であつて、外地米の米價が近年騰貴せるが故に地代即ち小作料も増大し、ひいてそれが計上せられてゐる外地米穀生産費を高めてゐるのである。故に資本主義地主企業的な外地農業にとつては……地價の暴騰そのことこそ外地米穀生産の有利性をそのまゝ表現するものであるが……外地の賣買地價に對する資本利子又は小作料を計上せる外地生産費なるものは外地米穀生産の有利性を何等表示するものでないのである。」(註二)次に臺灣にける水田地價の累年暴騰を内地の水田地價の比較において見よう。(第二十一表)

第二十一表 臺灣・内地水田地價累年比較表(臺灣甲當)

年次	上 品 等		中 品 等		下 品 等		
	臺灣 指數	内地 指數	臺灣 指數	内地 指數	臺灣 指數	内地 指數	
大正三年	一、四六	四一〇	一〇〇	八五	一〇〇	四六	一〇〇
八年	四、〇七	一、〇三	一五〇	二八六	三五一	一、三九	四四五
十三年	一、六三	七六	一八七	一、四六一	一七七	一、〇九	二六
昭和二年	二、八五	二四九	七九	一、七五	二、三四	一、八七	三六

第三部 第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令

四五五

十一年	三、五三三	三〇七	五六一	一七	二、六三〇	三九	四六	一七	一、七三	三七	二九	一七
十二年	四、一九	三九	六〇一	一四	三、〇八	三三	四七	一七	二、〇八	四〇	三八	一六
十三年	四、三八	三七	六四	一五	三、五元	四元	五〇七	一八	二、六五	四四	三七	二四

右表により瞭らかなる如く、水田地價は大正三年より昭和十三年に亘る二十四年間に上品等に於て、内地一・五六倍、臺灣三・七七倍、中品等に於て内地一・八三倍、臺灣四・一九倍、下品等に於て、内地二・一四倍、臺灣五・三四倍に騰貴し、臺灣の騰貴率は内地の騰貴率の約二倍半（上品等に於て二・四一倍、中品等に於て二・三四倍、下品等に於て二・四九倍）に達してゐる。このことは臺灣米穀生産がこの二十數年間に如何に有利となつたかを最もよく立證するものであると共に、土地所有者がこの間に得た利益の如何に莫大であつたかを明示するものである。この事實がやがて産業調整を目的とする臺灣米穀移出管理が生れる有力な要因となるのである。

註

- (一) 大槻正男氏著「國家生活と農業」四一頁
- (二) 大槻正男氏著「農村生活と農業」四二頁

第三節 臺灣米穀の移出管理と臺灣糖業令

(一) 臺灣米穀移出管理

(イ) 臺灣米穀移出管理の目的と機構

臺灣米穀移出管理の目的を最も端的に現はしてゐるものは臺灣重要産業調整委員會に對する諮問及其答申であら

う。

諮問には「臺灣に於ける重要産業の調整を計り産業の健全なる發達を期する爲政府に於て臺灣米の移出を管理せんとす。右に關し執るべき方策如何」とあり、之に臺灣重要産業調整委員會は答申して「臺灣米の移出管理は島内に於ける重要産業の調和的發展、農家經濟の安定向上及臺灣特有の産業的使命の達成を圖ると共に我國食糧問題の解決に寄與するを以て其の目的と爲す……」と、要するに米穀移出管理の目的は「重要産業調整」にあるのである。「重要産業調整」が實現されるためには先づ島内米價調整が爲されねばならないこととなるのであるが、これに關し時の殖産局長田端幸三郎氏は「米穀統制法を根幹とする現下我國の米穀政策は、臺灣米及臺灣産業全體に如何なる影響を及ぼしつゝあるか」として次の點を列挙してゐる。(註一)

(一) 米穀統制法に依る政府買上米は、米價が公定最高價格を上廻るまで市場より隔離せらるゝ爲、市場に於ける浮動米を少くして米價引上の作用を爲すが、其の米價に對する影響は内地米に於けるよりも臺灣米に於て遙かに大きく、臺灣の米價をして不自然なる昂騰を招來せしむるに至つた。

(二) 右の如き不自然なる米作の有利性は臺灣農民をして米作偏重の弊に陥らしめ、米生産の急激な増加を招來する惧あるを以て、水利又は土地改良の施設計畫は其の實行を一切禁止して、辛うじて現狀を維持しつゝあるが、斯くの如き狀態をこの儘繼續するに於ては、臺灣農業の行き詰りを來し、戦時體制下の今日米を含む物資動員計畫運営上由々しき矛盾を孕んでゐるものと言はねばならぬ。

(三) 又右の事情は現下の戦時經濟の體系上又ブロック經濟政策上、我國が臺灣産業に要求するところの原料農作物の増殖を經濟的に困難ならしめてゐる。現に實施しつゝある有用作物の獎勵も斯る點よりして尠からざる障礙を蒙つてゐる。

(四) 米價高の現象は米作其の他の作物全體の生産費を吊上げ、臺灣農業の基礎を著しく脆弱ならしむるのみならず、地價、勞賃、一般生活費等の騰貴を招き、工業を包含する將來の臺灣産業全體の前途に一大暗翳を投ずる結果を生みつゝある。

(五) 米價高は必ずしも農民全體に好まじき結果を與へてゐるとは言へない。即ち之に依つて農業經營を放漫に導き、農民經濟を不必要に膨脹せしめつゝあり、農業經營の改善工夫は閑却せられ、究極に於ては農業經營及農家經濟の基礎を不健全ならしむることとなる。

(六) 有用作物の奨勵は一面國策に應ずる臺灣の特殊資源開發の擴充であり、他面農業經營を多角化し、集約化して農家經濟の安定を策する一石二鳥の施設であるに拘らず、現在の米價は斯くの如き重要な施設の實施に大なる支障を與へてゐる。

更に同氏は「糖業の如き其の消長は米作に支配せられるところが大きい」ことを述べ、「斯くの如く臺灣産業の支配的地位にある米作が内地に於ける統制米價の必要以上の好影響を受けて特に有利なる事實は、却つて臺灣産業全體の調和的發達を阻害する作用を營みつゝありと云ふことが出来る」といつてゐる。畢竟産業の調和的發達を阻害してゐるものは不自然な高米價であるからこれが調整されねばならぬといふのである。この不自然な高米價が米穀移出管理によりて適正化されることとなるのである。

この高米價の調整によつて果される臺灣産業の新使命は何であるか。再び田端氏の言を聽かう。氏の言を要約すれば次の如くである。

- (一) 水利抑制の矛盾放棄による帝國食糧政策への貢獻
- (二) 糖業の國內自給及滿支への供給を目標とする増産と無水酒精及「パルプ」の製造は擴大強化

(三) 米、甘蔗以外の黃麻、苧麻、棉花、蓖麻、甘藷等の熱帶作物の増産

(四) 米又は甘蔗と各種作物の組合せによる經營の多角化と集約化及びそれによる農家經濟の安定と向上

(五) 砂糖、茶、罐詰等の農産加工業の他、電気工業、重工業其他各種工業の勃興

(六) 鑛業の開發及南洋漁業への進出

而して「之等の各種産業の調和的發達を圖り、所謂臺灣産業の新使命を達成せしむる爲には、其の前提として島内米價を島内經濟事情に即せしむるやうに修正することが是非とも必要である。このことは單に農業部門内の調和的發達の爲に必要なのみでなく、實に臺灣産業全體の健全なる發達の爲に缺く可からざるところの「地均し工作」に外ならぬ」のである。

(ロ) 米穀移出管理の機構

右の如き目的と意義を有する米穀移出管理は如何なる機構の下に行はれるのであるか。

(一) 生産に當りては、總督府は農林省と協議して、内外地を通ずる需給推算に基き、一定年次の生産目標を樹て之に基いて生産計畫を樹立する。

(二) 臺灣より移出せらるべき米穀は總て總督府にて買上げて移出する。買上げたる米穀は農林省と連絡の下に之を移出す。現在は農林省との協定に基き日本米穀株式會社に販賣し、同會社の手を経て内地市場に配給せられる。

(三) 米の移出に當りては一定の移出計畫を樹て、移出する。

(四) 米穀の買入價格を作付前に即ち毎年第一期作米については前年の十月、第二期作米に就いては其の年の五月に決定して發表する。

(五) 右の買入價格は生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して定める。買入價格は物價の變動著しき場合又は米穀

の需給に著しき變動を生じ若くは生ずるの虞ある場合に於ては之を改定することを得る。

(六) 買入價格に依る賣渡しの申込に應じて米穀の買入れを爲す。

(七) 賣渡價格と買入價格との差より生じたる剩餘金は、經費を控除し、其の一部は將來豫想せられるべき損失の補填、即ち米穀事情によりて米價の著しく下落して生産費以下となれる場合、少なくとも生産費を補償する爲備荒的に之を積立て他は之を島内に還元して農業の調整開發及助長の經費に充つ。

(八) 買入價格の決定並に其の他の重要事項を審議せしめる爲め臺灣米穀移出管理委員會設置さる。

即ち農林省との協議の下で生産計畫が樹てられ移出米穀は總て總督府にて買上げ、一定の移出計畫に基き移出される。買入價格は生産費物價其の他の經濟事情と參酌して決定され、作付前に發表される事業の剩餘金は農業へ還元するといふ仕組である。

註

(一) 田端幸三郎氏「臺灣米穀移出管理に就いて」『臺灣農會報』昭和十四年一月

(二) 臺灣糖業令

米・糖相刻の一方「米」が産業調整の爲め米穀移出管理によつて其の價格が適正化され、相刻の他方「糖」に有利に作用し、これが統制の爲「調整」の必要を生じ、臺灣糖業令が發布されることとなつた。

糖業令の内容は(一)製糖業の許可制、(二)原料採取區域制、(三)事業計畫の認可制、(四)統制協定の監督(五)業務及び財産の監督、(六)罰則等よりなる。今吾々の問題に關係のある(一)(二)(三)につき概要を述べると

一、製糖業を許可事業とすると同時に許可の單位を従来の工場單位を改めて一製糖場毎に行ふこととなつた。而して製糖業を分蜜糖製造業と含蜜糖製造業とに別けて、之を一括許可制となすと共に製糖事業の公益性に鑑み、讓渡廢止、休止及合併解散に付ても許可を受けしむることとし、又主要設備の増設、變更をも許可制となす。これは製糖業の公企業的性格を前提としてゐるものである。

二、分蜜製糖工場に對しては工場能力に適應した原料採取區域を指定する。これは大體従来の區域制度を踏襲せるものである。赤糖製造工場に對しては原料採取區域の指定を爲さず、改良糖廠に對しては従来の原料採取區域を今後五箇年に限り之を認める。

三、製糖場はその原料採取區域内にある甘蔗を製糖期間内に買取らねばならぬ。甘蔗を許可なく砂糖以外のものに製造することは出来ぬ。許可なくして甘蔗を當該原料區域外に搬出又は搬入することを得ない。

四、分蜜糖を製造する業者は毎年製糖場毎に(一)甘蔗の自作豫定面積及作付契約豫定面積、(二)甘蔗の買入價格其の他買入條件及栽培獎勵方法、(三)製糖期間等につき認可を受けしむることとし、必要ある時は其の變更を命ずることが出来る。所謂事業計畫の認可制である。

本項は産業調整に直接關係のあるものであつて「製糖場取締規則」にはないところである。「臺灣糖業令解説」(臺灣總督府殖産局)は説明して言ふ。「臺灣米穀移出管理令の實施に依つて、甘蔗の競争作物たる米の價格を管理し、各農作物の生産に計畫性を與へんとするに對比し、甘蔗に付ても其の生産に計畫性を與ふる必要が生じた。依つて事業計畫の内容たるところの甘蔗の自作豫定面積及作付契約豫定面積、甘蔗の買入價格其の他買入條件並に栽培獎勵方法、製糖期間其の他の事項に對して認可を要することとした。

然し甘蔗作付豫定面積に對する認可の基準は砂糖の需給推算と、臺灣に於ける米其の他の各種有用農作物との調和

を考慮して所産産糖量を決定し之を各製糖場の事情に即應して製糖場別に認可を爲す。

次に買入價格も認可を受けねばならぬ。之は從來製糖會社が蔗作獎勵規程として發表した内容の一切を含むものであつて、買入價格其他買入條件とは甘蔗の基準價格、割増金、獎勵補助金、其の他の買入條件全部を包括するものであるがこの認可の基準は甘蔗生産費に米其の他の對抗作物の收益を加算したものを基準とし、前年の實績、物價其の他の經濟事情を參酌して、認可せられたる作付契約豫定面積に適合するや否やに依り、之を認可するものである。』畢竟、米・蔗調整にほかならぬのである。

(三) 米管及糖業令實施の臺灣農業への影響

最後に吾々は上述に於て政策の主體者側の米管及糖業令の趣旨目的を略々明らかになし得たと思ふ。次にかゝる政策の具體的影響の吟味が吾々の課題とならねばならぬ。

然るに其の實施後僅かに一年余りを経過してゐるに過ぎず、又この間に臺灣内外の諸事情の激變ある等よりして本政策の各方面への影響の詳細な研究は全く之を他日に譲らねばならぬ。

こゝでは昭和十四年度臺灣農業生産價額比率への影響について若干の考察して本稿を終らうと思ふ。次表(第二十二表)を見られよ

第二十二表 農業生産價額比率累年比較表

普通作物	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
普通作物	五〇・四二%	四八・七七%	四七・五四%	五五・八四%	六二・六八%	六四・四二%	六二・一九%	六二・九〇%	五九・一八%	五八・八六%	五〇・七一%
特用作物	二七・九二	二九・四四	三〇・一七	二六・二四	一五・八八	一五・一一	一九・三三	一八・〇五	二二・二七	二二・七三	二八・一九
園藝作物	八・二八	八・一〇	八・七五	七・四六	八・八七	八・三二	七・〇〇	七・二三	七・三四	七・四七	七・九四
養蠶	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一
畜産物	一三・三三	一三・六六	一三・三三	一〇・五五	一三・五四	一二・三三	一一・七三	一一・八三	一二・二〇	一一・五三	一三・一五

備考 「臺灣農業年報」に據る

右表昭和十四年に於て直ちに觀取せらるゝことは各比率が數年前に比して「調整」されてゐることである。即ち普通作物價額の減少及特用作物價額の増加による比率調整が目立つ。普通作物價額比率の減少は普通作物價額中その約九〇%を占むる米が昭和十四年の第二期作から米管の適用を受けることとなり、その米價低下が比率減少を來たしてゐるのである。特用作物價額の比率の増加は、米管に依つて増産が企圖されてゐる黄麻、苧麻、棉等の所謂熱帯作物がこの中に含まれてゐて増産のため比率を高めたものとも考へられるもこれらの價額僅小にしてその原因は寧ろ甘蔗にあるのであらう。かくて價額上「米作偏重」が多少とも調整されたのである。

更に昭和十四年の各比率状態が十年前の昭和四年の比率に復してゐるのが見られる。各作物は價額關係に於て十年前へ調整されてゐるのを見るのである。

本稿を草するに當り指導を賜はつた奥田教授並に資料を提供された臺灣總督府農務課、特産課及米政課の諸賢に深謝の意を表す。(竹市 鼎)

第三章 臺灣工業化の諸問題

序説—臺灣工業化の經過—臺灣工業化の必然性—臺灣工業化の可能性と制限性—結論

第一節 序 説

第一章において屢説したやうに、工業化こそは臺灣經濟の現階段を表象する最も鮮やかな旗印しの一であり、また事實上それは臺灣産業體系に一つの革命を來してゐる。工業化は洵に臺灣經濟に多忙性を齎し、またその多望性を約束してゐると同時に、それはまた幾多の多難性をも思はしめる。

何をか多忙性といふ。躍動と混亂と不均齊と焦躁とは現在わが國民經濟の著しい相貌であるが、臺灣の經濟もまた然りであつて、第二節で示すやうに、この數年間における臺灣産業界は洵に偉大なるテムポをもつてする變貌を経験した。しかもこの變貌における最大の要因は、まさに工業の導入とその生産力擴充にあつた。殊に工業都市として新に出發したもの、たとへば高雄市のごとくに至つては、都市としてのその相貌は、少しく誇張してこれをいへば、まさに蒼海變じて桑田となるの觀がある。

次に臺灣の工業化の多望性とは如何なることを指していふか。臺灣それ自體が原料のあるものにおいて豊富でありまた多種の原料の大量生産地たる南支・南洋が地理的に近接してゐることにおいて、其上に人口稠密にして低廉なる勞働力が豊かに存在するの外觀を呈し、且つ水力電氣・石炭などの動力に恵まれてゐ、しかも工業生産物の市場とし

て南支・南洋が有望であること等において、工業の新興の條件が充分に備つてゐる。更に他の條件を考へて見ると、内地における工業化過程は、次第に飽和状態に迫らうとしてゐる。企業者は今や立地的條件のよりよき外地において起業せんとしつゝあり、臺灣もその際有力なる候補者として選ばれるゝ資格を大いに持つてゐること、殊に統制經濟の進展するにつれて、その一翼としての國土計畫の立場より見るとき、工場的全國的な、または全廣域に亘つての分散にあつて、臺灣はその經濟的に、軍事的に、要するに廣義國防的によつて、臺灣としての地位に相應するだけの工業を整備することがどうしても必要であり、工業の新興が必然性を帯びて來ると云へよう。新たに導入した工業は、以上の有利なる諸點をよく利用して、またこれらの諸動因に對してはその機能の發揮を促がして、その振興を促進した諸要請に應へることは、ある程度可能であり、殊に我が南進政策の實踐が本格的となるに至れば、ますます好條件に恵まれることであらう。これらのことを思ひ合はすと、臺灣工業化の前途すこぶる有望なりといはざるを得ない。

が我々はそれに伴ふ多難性、工業化への動向に對する種々なる限定性を、いはゞそれに対するブレーキを無視するわけにはゆかない。たとへば、原料について、島産の原料は、その有機的なるものも、無機的なるものも、種類は相當多いが、量においては極めて貧弱であつて、要は、その將來の増産と南支・南洋よりの輸入に俟つほかはない。このことが圓滑に行はれ得るや否やが、殊に後者が本島工業化の運命の鍵を握つてゐる。動力についても、石炭は現階段においてほゞ自給し得るに過ぎず、飛躍的に増加すべき將來の需要に對しては、少くともその現産額では大いに不足してゐるし、且つ炭礦が北部に偏在してゐることによつて、南・中部の工業化のためには運輸機關の完備が先決問題であること等の難點を持つてゐる。電力は、工業化に應ずるためには、むしろ今後の大規模の開発に俟たねばならぬ。そのための資金と資材と勞力との調達が大問題である。勞力については、臺灣はその大人口にもかゝはらず、決して恵まれてゐない。なかんづく賃銀高（殊に勞働者の能率と併せ考へた場合の）と勞務者の質的劣性（能率の劣悪と熟

練勞働の稀少性）とがその中心問題である。工業化のためには、この難問題の解決がなされねばならぬ。販路の獲得と擴大については、南支・南洋における我が商權の確立と彼地における購買力の充實とが、その必須條件となる。

これらの諸條件についての、殊に原料その他の資材、勞力等についての難點を、別の見地から見れば、部分的には、臺灣の既存産業體系、なかんづくその農業部門が、工業化による壓力に堪へ得るや否やの問題である。工業の導入は、既存の産業體系、惹いてはまた舊經濟體系に對する偉大なるショックを意味する。米糖二作を中心とする農業本位の臺灣經濟が、また食料品工業その他の若干の輕工業を中心とし、家内工業か、せいぜいマヌファクツールを大衆として來た臺灣の工業部門が、このショックに如何やうに對處してゆくであらうか。農業部門の維持とその生産力擴充とが大いに要請されてゐる、また既存の輕工業の多くのものが、これを大いに培養し、その生産力擴充を圖らねばならず、また若干のものが新規に導入されねばならぬ實情にある臺灣經濟としては、新しき工業の大規模なる導入については一面その多望性を思はしめると共に、他面可成りに大なる困難性をも見ることは當然である。

殊に重要なことは、内地における工業と、臺灣に興るべき工業との間の適當なる聯絡、なかんづくその擔當分野についての適正なる配分と互讓とである。この内外地を通じての政策の綜合性・有機性・統一性、これを貫く斷乎たる計畫性の確立と、殊に變轉常なき時局の動きに對する融通不碍なる適應力、いはゞ政策の現實性こそは、最も重要な事柄である。昭和十五年九月、わが國は東亞共榮圈の中核體たるべき日・滿・支ブロックを通ずる「國土計畫建設要綱」を構想したが、臺灣工業化もまたこの計畫案から誘導せられて來なければならぬ。かゝる廣域經濟を對象とする政策の現實的實踐こそ、上記の諸難點をよく克服し得るものである。

以下本章において、私はまづ臺灣工業化運動の經過を記述して、その偉大なるテムポと動向とを明らかにし、この運動に關聯する多難性を見、かゝる困難あるにかゝはらず、工業化は歴史的に必然的なる要請であること、したがつ

てこの要請には萬難を排して應答せねばならぬことを論じ、そしてそれが可能であることを説明し、その前途の多望なることを證明しようと思ふ。

第二節 臺灣工業化の經過

臺灣の産業のうちに工業がやゝ著しい形態において導入せられたのは、實に、わが國民經濟が準戰階段にはいつた時期においてであつた。以下我々は臺灣の工業が如何やうな相貌で勃興して來たか、既存の工業の發達と新興工業の導入とがどのやうに行はれたかを具體的に見よう。

そのために我々は先づ工業發達の過程を準戰階段以前と、準戰階段と、戰爭階段とに區分する。之は第三部第一章において、我々が臺灣經濟そのものゝ發展過程を階段づけたときと同じ仕方においてある。否むしる工業部面の發展のかゝる階段づけこそ、全體としての臺灣經濟發達史の區分における主要契機を形成してゐるといふべきである。そして臺灣工業の發達をこのやうな三つの階段に分つて考察することは、その發達の現實相に最もよく適合するのである。ところで私は以下の叙述においては、準戰階段以前の臺灣工業の實情については餘り觸れない。これは紙幅の制限を考慮してあるが、寧ろ主としては、準戰階段以前においては臺灣は工業に關して述べるべき多くのものを持つてゐないからであつて、たゞ準戰階段以後の發達を鮮明にするためにのみ、それ以前の階段について若干述べるにとどめる。

第一項 準戰階段における臺灣工業の發達

第一章で規定したやうに、我々は滿洲事變勃發の昭和六年秋から支那事變開始の昭和十二年夏までの約六年間を日

本經濟の準戰階段と稱する。前にも述べたやうに、この階段は、臺灣經濟にとつては、工業導入の階段であつた。

準戰階段の始まつた昭和六年頃においては、臺灣はほとんど近代的な工業らしい工業を持つてゐなかつた。内地からのすべての旅行者は、基隆に上陸して南下する途上において、工場が存在を示す煙突の寥々たるに驚いた。稀に煙を吐くものがあれば、それは僅かに煉瓦工場であり、專賣局工場であり、製糖工場であるに過ぎなかつた。もちろん我々は、たとへば、總督府殖産局出版の「工場名簿」において、準戰階段にはいる遙か以前に創設された多くの工場のあるのを知る。が製糖工場、專賣局工場などを除いては、それらのほとんどすべてが、あるひは極めて小規模なマヌファクチュールであり、あるひは家内工業の域を尙脱しないものであつて、近代的工場（機械を用ひ、動力を蒸氣機關また電力に求め、多數の労働者を擁し、大規模生産をなすところの資本主義的工場）とは決して云ひ得ない程度のものであつた。今この實情を若干數字的に説明しよう。

第一表 各生産業別生産額累年表（單位千圓）

年次	工業 生産額	同指 數	農業 生産額	同指 數	水産業 生産額	同指 數	林業 生産額	同指 數	其他	同指 數	總生産 額實數	同指 數
昭和六年	二〇四、九五七	四五・三	二〇九、九七三	四六・五	一三〇、五五	二・九	一〇、七五	二・四	一三、三三八	二・九	四五、一〇八	一〇〇・〇
同七年	二二七、九五七	四・八	二七八、六三三	五二・二	一三三、八七三	二・六	一〇、四七五	一・八	一三、九五二	二・六	五四五、二九	一〇〇・〇
同八年	二三四、五六〇	四・六	二三七、九八八	四七・二	一五、九三九	三・三	一〇、四七	二・〇	一五、一九六	三・〇	五〇四、七一	一〇〇・〇
同九年	二二五、二二一	四〇・七	二九二、九〇〇	五〇・九	一六、六三四	二・九	二、六〇〇	二・二	一八九四八	三・三	五七五、三三	一〇〇・〇
同十年	二九三、五〇五	四・四	三六一、〇四六	五二・二	一九、四二四	二・六	二、七三	一・七	三三八三九	三・一	七〇九、五五	一〇〇・〇
同十一年	三二二、六〇七	四〇・八	三八八、一六六	五〇・六	二一、六四二	二・九	一五、四七	一・九	三八、七七	三・八	七六六、三九	一〇〇・〇
同十二年	三六三、八一〇	四三・三	四〇二、九六六	四七・九	二一、三三二	二・五	一六、六六五	二・〇	三六、三三	四・三	八四二、〇七六	一〇〇・〇

同十三年	三九四、四七	四一六	四六〇、二三	四八・六	三三、五五五	二・五	一九、三三六	二・〇	四九、九五三	五・三	九四、七九八	一〇〇・〇
同十四年	—	—	五二、八六	—	三五、〇八九	—	—	—	—	—	—	—

(註) 臺灣商工統計表、臺灣農業年報、臺灣水産統計、臺灣林業統計に據る。

第二表 (イ)業種別工産額累年表

(第十八次臺灣商工統計 — 昭和十五年三月刊行 — に據る)

年	紡織工業		金屬工業		機械器具工業		窯業		化學工業	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
昭和六年	二、四七、九七	一・〇	四、三〇、五〇六	二・一	五、一〇三、〇三四	二・五	六、八三五、四八四	三・三	一三、二七、六八一	六・五
同七年	二、四四、七九六	一・一	五、八八、八四	二・六	四、三三、四六九	一・九	六、九七四、二四	三・三	一五、七七八、〇四	六・九
同八年	二、七八、九九〇	一・二	六、四五、〇〇五	二・九	五、五八五、一三九	二・五	七、七三四、七三七	三・四	二〇、三三一、五三	九・〇
同九年	三、一〇〇、〇一八	一・三	七、六四九、六七五	三・三	五、八〇七、六六一	二・八	八、〇七二、四〇一	三・四	二三、六七、七三八	一〇・一
同十年	三、六八、七九八	一・三	八、八三三、四六〇	三・〇	六、七二五、七七七	二・三	八、八三七、三九九	三・〇	二七、七三二、六八	九・三
同十一年	四、〇七、六四一	一・四	一〇、九六、四九五	三・五	七、六四、〇一六	二・五	九、五〇三、八二七	三・〇	二八、五三八、二八五	九・二
同十二年	五、〇四七、八四七	一・四	一四、三六三、六二	三・九	八、五九二、三九〇	二・四	八、八二七、七四五	二・四	三三、七五四、〇九三	九・二
同十三年	六、三九、八四四	一・五	二〇、八九九、〇三九	五・三	一三、五一五、七五四	三・四	九、九七七、六二七	二・五	三九、六六〇、三七〇	一〇・一

年	製材及び木製品工業		印刷及び製本工業		食料品工業		其他の工業(昭和十二年以後は製材を加ふ)		總額
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	
昭和六年	六、四五、四九九	三・一	三、三四、八九九	一・六	一、五三、〇五八	一・五	一一、〇七、五七九	五・四	二〇、九五、五七四
同七年	七、〇八、四八三	三・一	三、三六、四八一	一・五	一、七三、五三、一七八	七・五	九、五三、六〇八	四・二	二七、八六〇、二〇三
同八年	七、四八、八〇〇	三・三	三、五六、三四九	一・六	一、五八、〇四、八九六	七・〇	一一、八八九、三三五	五・三	二四、五五〇、四四三
同九年	七、三四、〇八八	三・一	三、七四、三三〇	一・六	一、六一、九五、六〇一	六・九	一二、八九九、三三二	五・五	二三、四二二、三九九
同十年	九、三〇、五六七	三・二	四、三六、三三〇	一・五	二、二二、六四、〇三	七・二	一三、〇四二、五五	四・一	二九、五〇四、五五二
同十一年	一〇、七八、〇三三	三・四	四、八九七、二五六	一・六	三、一一、五七、四七六	七・〇	一四、四三、〇二一	四・六	三二、六〇七、〇四
同十二年	五、五七、七四	一・五	四、九五、八〇三	一・四	二、六一、二九、八四八	七・一	二、四一、一九四	五・九	三六、二八〇、二六四
同十三年	六、四六、九六二	一・七	六、八四三、〇七二	一・八	二、六五、七三、八九六	六・七	二、四、八八五、六二一	六・三	三九、四一四、一八五

(指數は各業種別生産額の總額に對する百分率とす)

前掲の第一及び第二表において見得るやうに、たとへば昭和八年をとつて見るに、工産額は全産額の四四・六%を占め、しかもその中で製糖業による産額は五七・六%(全産額の二五・六%)を占めてゐるのを知るが、前後の各年度を見渡しても、製糖業の臺灣産業において、殊にその工業部門において占めてゐる地位が極めて重要であることは變りはない。

臺灣の工業の充分に近代化されてゐないことは、その企業形態の側面にもよく表示されてゐる。たとへば第三表

第二表(ロ)製糖工業(砂糖及び糖蜜) 總産額

年次	實數	工業生産額中占むる%	總生産額中占むる%
昭和六年	二三、〇四三、四五圓	六〇・〇	二七・二
同 七 年	一四五、八〇六、八〇	六四・〇	三六・八
同 八 年	二九、三〇三、九七	五七・六	二五・六
同 九 年	三四、二六八、四七	五三・〇	二二・六
同 十 年	一〇七、七三八、七三	五八・二	二四・一
同 十 一 年	一七、〇四、二六	五九・九	三三・三
同 十 二 年	二〇八、六八、七二	五七・三	二四・八
同 十 三 年	—	—	—

(昭和八年)によると工場数は約六千六百の多きを算へてゐるけれども、その九三%は個人經營であつて、會社組織のものは僅かに四・五%に過ぎない。また公司ならびに組合經營によるものは、すべて極めて小規模であつて、金融に圓滑を缺き、また生産費高に悩んでゐるの實情にある。個人經營のものに至つては云ふを俟たない。

第三表 工業別組織別表 (昭和八年現在)

工業別	會社	公司	組合	個人	工場數
紡織工業	四	—	—	五五	六〇
金屬工業	一〇	—	—	九二	一〇一
機器工業	二六	—	—	一七二	一八九

臺灣の工業が多くマヌファクトールであることは企業形態にも現はれてゐるが、第四表において知るやうに、原動機を使用せざる手工業生産を行ふものが二六%の多きにのぼつてゐることによつても明らかである。なほ「臺灣の商工業」に據れば、原動機使

窯業	二〇	一七	二	五九九	六三八
化學工業	三九	三	—	四三六	四七八
食料品工業	一六〇	一〇一	三二	四、〇一五	四、三〇八
其他	四六	四	五	六六七	八二八
計	二九五	二八	三九	六、三四	六、五九六

(註) 昭和十年九月刊行・殖産局「臺灣の商工業」に據る

用總馬力は僅かに一四一、七七三馬力であり、一工場當り平均二九馬力であるが、總馬力のうち大部分は各種工業部門中僅かに數工場によつて使用されてゐる、殘餘の大部分の工場は一乃至五馬力を使用してゐるに過ぎぬ。

第四表 工業別原動機使用状況 (昭和八年末現在)

工業別	原動機使用工場	原動機ヲ使用セザル工場	計
紡織工業	三	二四	六〇
金屬工業	八四	一七	一〇一
機器工業	一六一	二六	一八九
窯業	四六	五九二	六三八
化學工業	一五四	三三四	四七八
食料品工業	三、九七五	三三三	四、三〇八
印刷製本工業	一六〇	三一	一九一
其他	二九五	三九	六八四
計	四、八五七	一、七七八	六、六三五
比率	七四	二六	一〇〇

(註) 「臺灣の商工業」に據る。

今當時における本島工業の現状とこれが振興のために當局が執らうとした政策の方向とを知るために昭和五年十一月十日より十四日に亘つて、總督府において開催された「臨時産業調査會」(第一章第一節参照)の答申たる「臺灣産業計畫要項」の工業に関する部分を、煩を嫌はず書き出して來るならば、次のごとし。それは同答申「第八號 商工業に関する件」のうち「第一 工業の振興」として掲げられてゐるものである。いはく

本島の工業は概ね中小工業に屬し資金の融通、生産取引企業の統制等の點に於て缺くる所ありと雖之等缺陷を除去するに於ては原料の豊富、勞銀の低廉等生産條件有利なるを以て相當伸暢の餘地あるが故に適切なる獎勵助長の計畫を樹て以て之が振興を計るを要す。尙本島は幾多資源に乏しか

らざるを以て之が利用如何に依りては大規模生産に適するものある故に速に研究調査を遂げ指導奨励と相俟て之が勃興の機運を醸成せざるべからず。

一、重要視せらるる新規事業

(一) バガス工業

本島製糖業の副産物たるバガスは今後製糖業の發達に伴ひ益々増産を見るべきを以て之をバルブ製造原料に轉用すること最も有利なりとす。更にセロテックスは建築資料として其の需要増大の傾向あるを以てわが國の製紙及建築原料の産出年に減退の折柄今後之が利用に關し試験研究を遂げ以て本島獨特の一大工業たらしむるを要す。

(二) 天然瓦斯工業

本島天然瓦斯の埋藏量は莫大なるものありと雖現在の利用極めて小なるを以て之が科學的並に經濟的試験調査を行ひ天與の資源を活用するに遺憾なからしむるを要す。

(三) 酒精工業

酒精の原料たる糖蜜は今後製糖業の發達に伴ひ益々増産を來すべきを以て、酒精の製造を旺盛ならしむるが爲之が生産、利用、販路等に關し充分なる研究調査を爲し以て本工業の發達を計るを要す。

(四) 曹達工業

由來本島は著名なる鹽業地にして尙開拓すべき鹽田適地尠からず。今後益々其の増産を計り安價なる原料鹽を得ること不可能なりとせず。故に將來低廉なる電力を得るるに於ては曹達の經濟的生產困難ならざるべきを以て之が調査研究を進め其の企業化を計るを要す。

(五) 肥料工業

本島に於て逐年消費を増加しつゝある硫安は全部之を輸移入に俟つの状態なるを以て將來之が配給の圓滑を期し、併せて農家經

濟の發達を計らんとせば勢ひ島内生産を策するの要あり。而して本工業の原料は島内に於て之を求め得るの見込あるを以て其の内外の經濟的關係に付完全なる調査を行ひ企業の成立を期するを要す。

(六) 苧麻及黃麻工業

本島は苧麻及黃麻の適地にして麻布の需要亦大なるものあるに拘らず、尙之が輸入尠からざるの状態に在るを以て今後優良品種の普及及統一を計り栽培法を改良し生産費の低減に努め相當の指導援助を與へ之が紡織工業の振興を計るを要す。

(七) 罐詰工業

本島罐詰工業は鳳梨を主として魚丸、油漬類の水産製造品及豚の増産に伴ふ加工品等將來發達の見込あるもの多きを以て益々之が助長奨励を計るを要す。

二、中小工業の奨励

本島に於ては窯業及禮拜紙、製革、油脂、「サイザルヘンブ」麻織物、廉骨、木竹籐製品、帽子等の製造業相當發達の見込ある中小工業尠からざるを以て之等に對し其の實情に應じ機械器具の貸與、技術の指導、共同施設の奨励、合同整理、又は組合組織の總括、製品の統一及生産費低減方法の確立製品統制に關する補助等適當なる誘掖助長の方法を講じ以て之が改善發達を計るを要す。

三、工業試験機關の利用

將來有望視せらるる工業及工業原料に對し奨励指導の方針に基き内外の實際に就ても試験研究を遂げ斯業の振興に資するを要す更に動力に關しては、「第九號、動力に關する件」として、次のやうに答申されてゐる。

本島に於ては開發すべき動力資源の未調査に屬するもの尠からず、又電氣事業及瓦斯事業の普及發達の完からざる地方あり。依て速に左の施設を行はざるべからず。

一、動力資源の調査

本島に於て利用し得べき發電水力其他動力資源の調査を行ふを要す。

二、電氣事業の統制

全島電氣事業を統制し最も經濟的なる送電網に綜合し之が供給料金の低下を計り、サービスを改善し、且企業經理を格一ならしむるを要す。

三、瓦斯事業の調査

瓦斯事業の經營に適當なる地方を調査し其の勃興を促進するを要す。

要するに、調査・研究・試験、そして助長・獎勵または新規な導入を圖らねばならぬといふのが、換言すれば工業化への準備工程であるといふのが、準戦階段當初における本島工業の實勢であつたのである。

しかもかゝる状態は、準戦階段の経過中においても、尙それほど大なる變化を見なかつた。昭和十年五月、總督府は臺灣産業の振興を南支・南洋との關係において圖るために「熱帯産業調査會」を開催したが（第一章第一節参照）、その答申書のうち、工業に關聯する部分（第三號「工業の振興に關する件」）を見ると次のやうに述べてゐる。すなはち

「由來南支・南洋は工業原料の生産地たると共に商品の一大消費市場なるを以て、各種工業に對し有利なる生産條件を具備せる本島に、彼地の豊富なる各種原料を輸入し、併せて島内原料の利用を増進し、以て本島の工業化を圖り、我が國の需要を充足し、更に販路を南支・南洋の市場に求むるの要あり、仍て有望なる新規工業並に各種資源に付、速に科學的經濟的研究調査を遂げ、之が勃興の機運を醸成すると共に、既存工業に對しては適切なる助成の方法を講じ、以て本島工業の振興を圖らざるべからず。

一、石油工業

本邦液体燃料の補給に貢獻する爲、將來益々本島油田の開発に努むると共に、石油、石油製品及天然瓦斯利用に依る製品の南支南洋に對する輸出を促進するを要す。

二、無水酒精工場

液体原料に缺乏せるわが國の現状に鑑み、南支・南洋の糖蜜と、本島産糖蜜並に甘蔗、其の他を原料とする無水酒精工業を勃興せしめ、以て燃料國策の確立に資するを要す。

三、肥料工業

本島に於て逐年消費の増加を來しつつある肥料は、其の多くを移輸入に俟ちつつあり、然るに本島に於ては天然瓦斯、硫化鐵、石灰石、燐礦石、石炭等各種肥料原料の生産有望なるを以て、不足原料の輸入と相俟つて、肥料工業の振興を圖るを要す。

四、食塩及苦汁利用工業

本島には食塩及苦汁の生産せらるゝに拘らず、未だ之を利用する工業なきを以て、將來曹達工業、金屬マグネシウム工業等食塩及苦汁を原料とする化學工業の勃興を促進するを要す。

五、纖維工業

本島に於ては草棉、黃麻、苧麻、サイザル、萱等の各種纖維植物の生育良好なるのみならず、バガス生産亦豊富なるを以て將來之が増産を獎勵すると共に、之等を原料とする各種工業を一層盛ならしめ、以て島内の需要を充足し更に南支・南洋への輸出を圖るを要す。

六、油脂工業

本島に於ては蓖麻子の増産を獎勵しつつあるも、更に南洋産蓖麻子の輸入に依り、蓖麻子油工業の勃興を促進すると共に、油桐其の他の栽培を獎勵し、以て油脂工業の發達に資するを要す。

七、香料及藥品工業

わが國に於て使用せらるゝ天然香料は其の大部分を輸入に俟ちつつあるを以て、將來本島に於て之が原料の栽培を獎勵すると共に樟腦生産に伴ふ副生香料の利用を圖り、更に南支・南洋より必要なる各種原料を輸入し、以て香料工業の勃興を促進するの要あり、又本島にキナ樹其の他薬用植物の栽培を獎勵し以て藥品工業の振興を促すを要す。

八、漆 工 業

由來本島は氣候風土の關係上、安南漆栽培の好適地なるを以て將來之が栽培を一層獎勵すると共に、南支・南洋より原料漆を輸入し、之が加工精製を行ひ、以て漆工業の振興を圖るの要あり。尙ラツクの生産獎勵に付攻考するを要す。

九、水産加工業

南洋漁場に於いてはまぐろ及かつをの漁獲豊富なるを以て、本島に於て之を原料とする罐詰工業を勃興せしむると共に、まぐろ漁業の副産物として獲へる、ふかの加工を行ひ、以て之が輸出を圖るを要す。

十、獸肉加工業

本島は優良豚の生産豊富なるに拘らず、未だ豚肉加工業の見るべきものなきを以て、將來本島に之が振興を促し、以て島内の需要を充足すると共に南支・南洋市場への輸出を圖るの要あり、尙畜牛の改良増殖に努め牛肉加工業の勃興を促すを要す。

十一、皮革工業

本邦皮革工業は近時著しき發達を遂げたりと雖も、尙多額の原料生皮の輸入を見つゝあり、而して本島に水牛黄牛等牛皮の生産もあるも、未だ島内の需要を充すに足らざる現狀に在り、仍て將來ふか革製造工業を振興すると共に、南支・南洋より生牛皮の輸入を促進し、之が加工精製を行ひ、以て本邦革工業の確立に資するを要す。

要するに、あるひは本島産原料の増産により、あるひは南支・南洋産の原料の輸入によつて、本島の工業化を圖りこれが生産品をもつて本邦の重要な需要に應ずるとともに、南支・南洋に大いに販路の擴大を圖るべしといふにあるが、昭和十年といへば、本島としては、まさに領臺以來四十年を算し、且つ支那事變勃發の前夜にあたる時期であるが、本島の工業化は尙々その緒についたばかりであつて、この答申書にもあるがごとく、「有望なる新規工業並に各種資源に付、速かに科學的、經濟的研究調査を遂げ、之が勃興の機運を醸成すると共に、既存工業に對して適切なる助成の方法を講ず」べき階段にあつたのである。

この調査會の委員であつた大谷光瑞氏の「臺灣島の現在」(昭和十年十月刊)における次の言葉は、當時の臺灣工業の如何なるものであつたかを巧みに表現してゐる。

「本島は、工業として極めて幼稚なり。我帝國領有以來四十年、工業として見るものなきは實に大和民族の大恥辱なり。精糖會社は決して工業に非らず。農業なり。不肖は之を工業と名けず。稻を作るは、米を得んが爲なり。甘蔗を作るは糖を得んが爲なり。稻をして子實のまゝ食用になすは雀鼠の類なり。人は必ず脱皮す。蔗をして幹のまゝ之を行ふは、稻の子實のまゝ食ふより容易なりと雖も、鼠、栗鼠の範圍を免る能はず。然ればこれを壓搾し、その液汁を凝縮するは、米の脱皮と同じ。而して分蜜精白するは、玄米を白米たらしむるが如し。故に強て云はば、精白のみは半工業なれ共、一括して農業に入るを適當なりとす。而して臺灣より精糖會社を除去せば、烟突の烟は恐くは幾十の數を算するに過ぎざるべし。

「現に本邦紡績の發達たるや、世界中五指の中に在り。而して臺灣に一の紡績なし。最近ラミーの精製工場を臺北に建つと雖も織維の精製に止まり、紡績せず……決して眞の工業と云ふべからず。農産加工の最後工程たるに過ぎず。故に完全なる工業は唯專賣局の樟腦工業と、阿片工業なり。この二工業は、世界に對し遜色なき大工業なり……如此き優良なる化學工業ありと雖も、官營の專賣局なり。換言せば、不得止之を行はざるべからざるなり。

「次は臺灣糖業試験所なり。糖密より精巧なる糖業の副産物たるアルコール等を抽出し完全なる化學工業を起せり……然れ共これ官營なり。その驚く所は皆官營なり。その興るべきに興らざるを驚くは民業なり。官民の差は實に天淵の遠きにあり。民業として工業の第一はセメントなり。セメントは高雄市にあり。壽山の珊瑚礁を原料となせり……

「次は酒精工場なり。製糖工場より生ずる糖蜜を原料とせり。其他鐵工業等は普通の都市に缺くべからざるものは、一應皆存せり。織維業も、上に云ふが如く、原料精製の範圍なり。紡績會社の大工場は一も存在せず。織布は小規模のもの存在せり。煙草は優等なる葉巻を産すと雖も、專賣局にして、民業に非らず。其他特記すべきものなし。」

なほ、大谷氏は、高雄をもつて、「本島に於ける紡績の最適地」となし、その港灣の便を挙げ、本邦中原料地印度・エヂプト、

織布消費地支那・印度・アフリカに最も近きことを挙げ、従業者が臺灣が「湿度過多の爲便ならず」としてゐることに對しては業者の希望するやうな乾燥地は「帝國に於て關東州以外になし」とし、上海でも阪神でもこの點決して好適でないにもかゝらず、紡績業の盛んなるを指摘し、高雄決して不可ならずとし、却つて「織布はやゝ湿度の高きを好む」點を利用すべしとしてゐる。要するに「紡績の要點は交通と動力と勞力との三者の利便さへあらば、天然の條件は必ずしも絶對的に非らざるが如し」、この點高雄は頗る好適の地であるとする。

次に氏は「一般に本島に起業を好まざる大原因は、本島の不健康地なりと信ずる妄想なり」とし、その當らざることを續々説明し、本島に各種の重工業・輕工業を興すべし。しかも高雄がその中心地たるべしと結論する。(五八五頁以下)。かくのごときもが、昭和十年における臺灣工業界の現状であつたのである。

然るに戦争階段にはいる前後において、近代的工業の本島への導入の機運がやゝ動いて來、工業化が總督府の重要政策の樞軸に置かれるやうに次第になつて來た。そして今や實に驚嘆すべき規模とテンポにおいて、あらゆる種類の工業がこの地に興りつゝある。我々はこゝで具體的に連戦階段における工業化の跡を顧みよう。

臺灣經濟の工業化は、まことに鮮かな一つのランドマークを持つ。それは日月潭發電所竣工の事實である。この發電所のもつ經歷は別項で述べられてゐるが、それは、ある意味においてそのまゝで最近の臺灣産業の運命の表徴である。同發電所は大正八年起工し、十五年に至つて中止、昭和三年再興に決し、恰も滿洲事變勃發直後の昭和六年十一月工事に再着手、九年七月竣工を見、これによつて西部臺灣の發送電設備は一應完成し、本島における現代的工業の先發隊たる高雄におけるアルミニウム工業、基隆における合金鐵工業の招致を可能ならしめた。本島工業化の眞實の意味における第一歩は、まさにこの時踏み出されたのであり、しかもそれはわが國の連戦經濟を背景として行はれたのであり、本島としても、この準備工作の完遂がこの時行はれてゐたために、戦時經濟の階段に安んじて突き進むことができ、來るべき南方政策實施の基地たることもできるのである。

さて日月潭發電所の再工が日程に取り上げられた昭和六年頃においては、この僅かに十萬キロワットに過ぎざる電力の消化可能性を繞つて樂觀説と悲觀説とが亂れ飛んだことは、今日より之を見れば、洵に今昔の感深きものがある。そもそも大正八年この發電所が計畫された當時においては、本島の電氣需要は、燈火用・動力用を合して僅かに一萬餘馬力に過ぎなかつた。したがつて、かくのごとき僅少なる需要を前にして一舉十萬キロの發電計畫を樹てるについては、本島において大いに工業を興して、その積極的消化を圖ることが總督府における方針であつた。現に「臺灣電力株式會社設立參考書」にも、「今後の電氣事業が目的とすべき所は、廉價にして豊富なる電力を供給して、臺灣に於て新しき大工業を興し、専ら農業にのみ依頼せし臺灣産業界に、一革新時期を劃し、其の富力を進め、南洋方面への經濟的發展の眞の策源地たらしむるにあり」とあり、また導入せらるべき工業として、硫安工業・製紙工業(バガスおよび針葉樹を原料とす)・曹達工業・纖維工業(印度棉・支那綿を原料とする紡織業・苧麻紡績業)・製鐵工業(福建産鐵礦による)・カーバイト製造工業・セメント工業・製氷業・燐寸工業・硝子工業・銅・亜鉛精鍊工業等が挙げられてゐる、なほ電力消化の一方法として鐵道電化・電車敷設(臺灣には今日もなほ電車がない)などが算へられてゐる。その臺灣産業の向ふべき方向の指示と積極性において、人は第一次世界大戰による好景氣の波に乗つたこの計畫が、正に、今日の臺灣工業化と南進政策實行の提唱と、全くその行き方を一にしてゐることに驚くであらう。が大戦後の不況の深刻化は、かゝる工業の大規模な導入を不可能ならしめ、大正十五年末の工事中止となつた。そして昭和四年再興決定の當時においては、創業當時におけるやうな各種の工業用動力の需要の豫想はこれを計算外に置き、従来の電力需要増加率の實績を採算の基礎とすることとなり、消化計畫も極めて「健全なる」ものを樹立した。もちろんこの消極的消化計畫は決して工業の新興を放棄したものでなく、先づ發電所工事を完成し會社の事業採算を有利に導き、しかる後に積極的消化計畫の實現に乗り出さうといふにあつたが、導入すべき事業として考へられたも

のは、創業當時と同じく硫安・バガス製紙・曹達・紡織・輕銀・マグネシウム・機械製造・製氷・冷凍などの工業、鐵道電化・農事電化などであつた。しかもこれらのものも當時としては、その導入の能否については、總督府においても、財界においても、非常に確實な見透しをつけ得てゐなかつたと寧ろ斷すべきであらう。たとへば前記の「臨時産業調査會」の答申たる「臺灣産業計畫要項」——それは準戰階段初期における本島産業の真相をよく反映してゐると思はれるものである——に依るも、「工業の振興」に關する件として答申されてゐる事柄は、決して工業の現實的存在の表現ではなくて、單に招致すべき工業の構想に過ぎず、しかも必ずしもそのすべてが電力の消化力を持つ工業でなかつた。

このやうな情勢を基底として、工業化の第一歩が踏み出されたのである。それ以前における本島産業は、決して工業化といふやうな、一つの志向を示してゐず、米蔗二作を大宗とする農業本位のいはゞ飽和した、質的變化のない状態において流れてゐたと見るべきである。以下工業化への發足の状況を具體的に見よう。(詳細は第四部クロニクルを参照のこと。)

(イ) 一般的

昭和五年十一月、「臺灣總督府臨時産業調査會」開催(石塚總督時代)

十年五月、「臺灣總督府熱帯産業調査會」開催(中川總督時代)

十一年七月、「臺灣技術協會」發會式(土木・機械・電氣・化學・農林業關係の官民技術者の団体)。

同 月、臺灣資源調査委員會設置(總督府)。

十二年三月、鐵道部は工業原料・薬品の運賃の大幅値下げを斷行。

十二年四月、高雄商工獎勵館附設徒弟養成所開所。

同 月、地方長官會議にて「工業化」につき總務長官訓示あり。

(ロ) 食料品工業

昭和八年一月、高砂麥酒會社事業擴張、七月麥酒專賣制實施。

十年六月、臺灣合同鳳梨會社が従來分立の小企業の團結によつて統制會社として結成され、斯業の技術改善と經營の合理化とが行はれ、本島食料品工業に一時代を劃す。さらにこの合同は、本島における重要産業統制法施行の上からも重大なる意義を有す。

十年十月、臺灣澱粉會社(花蓮港)創立(キャッサバ澱粉製造)

十一年七月、日東拓殖農林會社創立——三井系(紅茶製造等)

十一年八月、海南製粉會社創立(臺中)

(ハ) 紡織工業

昭和十年三月、臺南製麻會社創立——本社臺南、資本金二百萬圓——(苧麻、黃麻)、十一年三月、操業開始。

十二年五月、臺拓子會社として臺灣棉花會社創立。——本社臺北、資本金三百萬圓、棉花栽培助長、實棉買入、繰綿、綿販賣、棉實油生産、等。

(ニ) 窯業

六年五月、淺野セメント會社高雄第二工場竣工。

(ホ) 金屬工業

昭和十年六月、日本アルミニウム會社創立、資本一千萬圓、新工業地帯高雄に工場を設け、蘭印ピントン島より原鑛ボーキサイトを輸入し、また臺電、日月潭發電所より特約廉價(一キロ當り五厘)の電力を供給せらる。十一年十一月操業開始。けだし本島工業化の第一歩なり。製品アルミニウム及びアルミナは、純度九九・七乃至九九・八にして、外國品に劣らず。

十年五月、臺灣電化會社創立——本社基隆、日産系、資本二百萬圓。基隆に工場を設け、日月潭電力を特約廉價(一キロ當り六厘)にて供給せられ、電氣爐二基を備へて、烏産コークス、大連より輸入の硅石及び日鐵八幡工場よりの鐵とを用ひて硅素鐵(製鋼用脱酸劑)を製造す。現在は花蓮港産硅石をも用ふ。なほ滿庵鐵をも生産す。その他に石灰窒素・カーバイト製造をも行ふ。高雄の日本アルミニウム會社と共に本島への重工業導入の先驅をなす。

(ヘ) 機械製造工業

第三部 第三章 臺灣工業化の諸問題

昭和七年九月、「臺灣鐵工業協會」創立。

十年十月、鐵道部の松山工場竣工。従来軍に修理工場のみなりしものが機關車其他を自ら製造し得るに至る。

十二年五月、基隆船渠會社を基幹とする臺灣船渠會社創立（三菱重工業系、資本三百萬圓）、同社は十三年高雄工場を設立す。

十二年五月、陸軍〇〇〇〇支廠開設。

(ト) 化學工業

昭和六年三月、宜蘭バガス工業試験所によるバガスパルプ工業化試験開始。

八年七月、臺灣紙業會社創立（大川系）。十月同社はバガス工業試験所を買収す、爾來バガスパルプ工業化の成功の曙光見ゆ。

十年三月、臺灣興業會社（バガス及び鬼登パルプ製造）創立、資本八百萬圓。十一年八月兩社合併。十二年四月羅東工場竣工。

九年十月、「製腦組合」創立さる。

十年三月、臺灣油脂殖産會社創立（本社高雄、杉原産業系）——蓖麻子油製造。

十年五月、高砂香料會社臺北工場竣工、十四年七月同社は高砂化學工業會社と改稱し事業の大擴張を行ふ。

十一年二月、總督府天然瓦斯研究所創設（新竹）。

十一年九月、糖業聯合會は加盟各社共同出資にて（一千萬圓）、無水酒精製造會社を設立。糖蜜・甘蔗・甘藷等を原料とす。工場をまづ高雄に設け、十三年より始業に決す。

十一年十月、總督府糖業試験所の無水酒精工場操業開始。

十一年十一月、臺灣油脂工業會社創立（本社臺南、資本百萬圓、大川系）——蓖麻子油製造。

十二年四月、臺灣化學工業會社創立（日産系、資本一千萬圓）、新竹工場にて金瓜石鐵山の硫化鐵と新竹産天然瓦斯とを原料として硫酸を製造す。臺灣の島外より輸入する化學肥料は約一千萬圓に及ぶとき、本社と臺灣肥料會社、臺灣電化會社との製品の本島農業に對する意味頗る大なるものあり。

(チ) 原料産業

十二年二月、府は臺南州下に鹽田地として七千百十五甲を保留す。

同 月、臺灣製鹽會社は日本曹達會社の傘下に入り、三月苦汁處理工場竣工す。

(リ) 動力・燃料産業（石炭・石油については別章に譲る）

六年二月、臺灣電力會社日月潭工事再興に決す、十一月着工、九年七月送電開始、十年九月同社は一千五百萬圓増資、十二年三月北部火力發電所（八斗子）竣工す。

九年五月、臺灣瓦斯會社創立、十年五月、瓦斯事業取締規則施行せらる。

要するに準戦階段における本島の工業化は、來るべき戦争階段における飛躍に對する準備工作であつた。すなはち既存の工業經營の合理化を目指す統制が、あるひは斯業の健全なる發達を目指すの官廳の徳薄により、あるひは業者の利潤追求の立場よりの合併によつて行はれ、また新しい工業の移植導入が、あるひは日滿ブロック確立のための重要物資自給策樹立のために、また本島における軍需工業整備のために行はれ、從來の食料品工業その他の雜貨工業中心の本島工業界に、輕金屬製造工業（アルミニウム・マグネシウム）、製鐵工業（合金鐵）、機械製造工業・石油製造業（天然瓦斯處理）、パルプ工業・曹達工業・硫安工業・無水酒精工業・油脂工業などが新に導入せられた。もちろんこれらの新來工業の本島工業界における勢力は、この階段においては尙々決して有勢であるとはいへないけれども、それは、本島工業が、それ自體として、今や一つの大きな構造變化を遂げようとしてゐることの觸れ太鼓であることは否定し得ないところである。

第二項 戦争階段における臺灣工業の發達

昭和十二年夏以後の戦争階段における臺灣經濟の動向を示す最も著しい表徴の一は、第一章で述べたやうに、工業化の本格的實踐であつて、それは米穀管理の實施とともに、この階段における臺灣産業體系再編成の中軸を形成する。この階段における工業化は、準戦階段におけるがごとき單なる調査・研究の、いはゞ準備工程ではなくて、その實行であり、政府の資金調整によつて拘束され、また内地資本家の多くが臺灣産業の現状と將來の可能性につき

未だ必ずしも充分に通曉してゐないことと、また滿洲事變以來の主潮たる北進主義的政策の情勢とに基ける投資躊躇による資金難を痛感しながらも、殊には内外地を通じての生産用資材の不足を苦しみながらも、臺灣は強引にその工業化の途をたどつて來た。昭和十三年度をもつて開始された「生産力擴充五箇年計畫」においても、工業部門における生産擴充がその中軸をなしてゐ、農業部門・畜産業部門・林業部門・鑛業部門などにおける生産も、多くは工業化の爲に豊富なる原料の給源となることをその目的としてゐるのであり、交通施設の整備計畫もまた、主として工業臺灣に必要不可欠の機關を持つことを、その目標としてゐると思はれる。

今この五箇年計畫の内容を詳細に紹介するの自由は持たないが、工業部門における生産力擴充の對象となつてゐるものは、硫安・アルミニウム・苧麻糸・苧麻布・黃麻布・サイザルヘンプ・サイザルロープ・芭蕉パルプ・バガスパルプ・天然香料・棉質油・糠油・蓖麻子油・豚皮・牛皮・燐寸・桐油・洋紙・カーバイト・石灰窒素・苦汁・曹達・機械類などであり、そのうちの約半数の品目は全く新規に移植せられる工業であり、また既存工業も計畫實施の曉には、多くは、その生産力を二倍・三倍もしくは數倍に擴充せらるべく計畫づけられてゐるのである。農業部門の生産擴充計畫は、棉花・黃麻・苧麻・蓖麻・甘藷・小麥・砂糖などに關して樹てられてゐ、米穀増産について一言も觸れてゐないところに、米管實施を前に控へた當時の産業政策の性格を見出し得るわけであるが、これらの品目のすべてについては、作付面積の擴張と甲當收量の増大を圖つてゐる。そしてその殆どすべては、本島に新に導入せられる工業または既存工業に對して原料を自給することを當面の目的としてゐる。畜産業部門ならびに林業部門の生産計畫についても、ほぼ同じことが云へると思ふが、なかんづく我々の注意すべきは、鑛業部門のそれであらう。こゝで生産の對象となつてゐるのは、金・沈澱銅・石炭・石油・天然揮發油・人造石油・硫化鐵・鐵鑛・マンガンなどである。これらのうち、單にその賦存が推定できるとゞまり、生産の具體的計畫を樹つることの困難なものもあるやうであるが、

多くのものは既に稼行中であり、五箇年計畫をもつてこれを若干倍増産せんとするものである。また現に内地へ原鑛として移出せるものも成るべく本島において加工せんとする、殊に石炭の増産によつて、遞増する動力需要を島内において充分に充足し、同時に、之を天然ガスとともに人造石油の原料たらしめんとすることに注目しなければならぬ。

この「生産擴充五箇年計畫」は、臺灣財政のうへに、如何やうに反映してゐるかの一般的考察は別章「財政」に譲るが、いま工業部門の生産に關する範圍において之を見るに、昭和十三年度總督府豫算において、工業振興に直接關係のある經費として新規に要求してゐるものは次の如くである。

工業研究所設置經費	九二九、〇一四圓	電氣製鐵中間工業試驗補助費	一〇〇、〇〇〇圓
高雄工業地帯施設補助費	一〇〇〇、〇〇〇	畜肉加工業補助	一〇〇、〇〇〇
パルプ工業促進費	一五三、四三九	合成樟腦試驗費	四九、六一五
特殊工業助成費	三二、〇〇〇	樟木加壓蒸溜試驗費	一一、五四六
合成石油用原料瓦斯製造試驗費	二五三、四五九	山元製腦機械化費	一八、七五〇
選鑛製鍊場建設助成費	三二〇、〇〇〇	專賣工場充實費	一六八、八一六
天然瓦斯研究に要する機械費増加	二〇八、四五四	粉碎洗滌鹽工場設備擴充費	七九、六〇〇

また間接的に工業生産力擴充に關聯するものとして、たとへば次の如きものがある。

發電水力調査費	四五、七二五圓	太平山製材事業進行に伴ふ經費	三八、四三一圓
潤葉樹林利用開發費	三三、二五二	民行造林間伐並に民有樟木製腦費	一四一、八五一
森林計畫事業費	一五六、〇三六	石油試掘獎勵費	六〇四、三二〇

蓖麻・苧麻・黃麻獎勵費
 棉作獎勵費
 茶業獎勵費

四〇七、五七八圓
 一一〇、四三七
 七八、六九二

鳳梨罐詰検査費、輸出獎勵費
 重要産業調整調査費

三四、九六二圓
 五〇、〇〇〇

なほこの他にも工業化のために計上されてゐる費目があるであらうが、主なるものは上記のごとくで、直接的なものとして約三百四十萬圓、間接的なものとして約百七十萬圓、これらは新規經費たる點において、新しき工業化運動の方向と迫力との如何を示すものと云へよう。地方廳の豫算においても、勸業費中工業に關するものが、例年に比して大いに増加してゐるが、これを一々述べる煩は避ける。生産擴充計畫實施に伴ふ工業振興經費の増加の實勢を示すために、生産擴充五箇年計畫實施の前年たる昭和十二年、度、府豫算における工業振興に直接間接に關聯する新規事業費が如何やうであつたかを明らかにし、もつて對比の便としよう。

無水酒精製造試験費
 無水酒精指導監督費
 無水酒精精製試験費
 航空燃料並水素製造試験費
 特殊工業助成費
 松脂試験費
 合成樟腦工業試験研究費

四九、六一七圓
 一五、五四六
 八九、九二三
 二二六、三九五
 四〇、〇〇〇
 二一、八四七
 七三、〇一〇

酒工場新營費（初年度）
 船渠築造補助費
 金屬鑛床調査費
 新規鹽田開設費
 芳樟木保護造林費
 鳳梨及罐詰輸出獎勵費

七三四、九三〇圓
 一、〇〇〇、〇〇〇
 四三、二八七
 七、四一六
 一八九、一三五
 八五、九四四
 等々

即ち、小林總督を迎へて漸く工業化の緒についた昭和十二年度豫算は、直接的に工業のために約二十八萬圓、間接的に主として工業化のために資すると思はれる經費二百餘萬圓を計上してゐる。これを前掲の十三年度および後に掲

げる十四年度以降の新規經費と比較するとき、その激増振りによつて、府の政策の性格が極めて明白に受け取れるであらう。

さらに昭和十四年度豫算は、米管實施に伴ふ特別會計創設などを織り込んで、別章に示してゐるやうに尨大なものとなつたが、以下工業化への動向が如何やうにこれに貢献してゐるかを見よう。前年に始まつた生産力擴充五箇年計畫第二年目として繼續的に計上せられてゐるもの、他に、新規増加せる生産擴充のための總經費約一千百三十六萬圓のうち、直接的に工業化に關係するものは約五十萬圓である。その内譯は次のごとし。

工業研究所擴充費
 木材パルプ製造中間試験費
 カーボンブラック製造試験費
 特殊工業助成費
 工業委託試験費

一二三、五四九圓
 二二一、二二六
 一一八、三九六
 三二、〇〇〇
 一五、〇〇〇

水産海草製造獎勵試験費
 鹽業試験場設置費
 製腦事業擴充費
 技術員養成費

九六、〇一四圓
 三〇、二九〇
 二〇〇、一六一
 一七二、五二一

この外に、工業原料生産の擴充その他間接的に工業振興に資すると思はれる新規經費として三百六十餘萬圓を擧げ得よう。その内容は次のやうである。

パルプ資材増産費
 熱帯樹種育成利用費
 麻棉作獎勵費
 燃料資源開發費
 勞務需給調整費

一、〇九八、六四一圓
 一二七、一四一
 三七八、〇四五
 一、九六一、七七一
 八六、九〇一

重要資源の開發と工業振興と輸送力充實とがこの豫算の眼目で、前者では殊に燃料・パルプ資源の開發に力を入れてゐるが、これが工業化の基礎條件の一となつてゐることは云ふまでもない。もちろん上に掲げたのは單に新規に計上されたものだけであつて、この外

に各種事業または施設の進行または完成に伴ふものが巨額に存するわけである。

昭和十五年度府豫算もまた、一方では戦時豫算の色彩をいよいよ濃化するとともに、他方では生産擴充（殊に食糧確保と特殊資材の増産）に重點を置くこととなつてゐるが、この間工業臺灣建設への歩武いよいよ活潑なるものゝあるの思はしめる。すなはち直接的に工業振興のために新規に計上されたものは二百四十六萬餘圓にのぼり、飛躍的に増大してゐる。その内容次のごとし。

特殊工業助成費	五五、〇〇〇圓	同醸造學講座新設費	三九、七七〇圓
樟腦試驗機關整備充實費	四四二、五八七	臺南高工擴張費	四五八、六九五
生産充實費	八七二、五七二	工業學校等新設及補助費	三六三、五〇二
高雄工業用地施設補助費	二〇〇、〇〇〇	技能者養成費	一七、九二〇
臺北帝大工學部創設準備費	一二、六〇八		

また間接的に工業振興に貢献する經費として次のやうに約三百三十萬圓が新に割り當てられてゐる。

潤葉樹利用開發費	四六六、三一八圓	要するに、財政的に見て、臺灣は、この年度において工業臺灣建設への本格的第一歩を踏み出したと云へるので、殊に臺北帝大工學部創設が確定したこと、勞務對策樹立とは明日の工業臺灣建設のために注目せらるべきであらう。
鐵物資源開發費	二八四、八二〇	
油田開發費	二、二六四、七五〇	
軍需資材増産費	一七〇、四六九	
勞務調査費	九二、三〇五	

昭和十六年度府豫算においては、尙更工業化への飛躍が反映されてゐる。新規經費のうち、まづこれに直接的に關聯するものを挙げるならば、

工業研究所充實費	一六九、〇〇〇圓	船渠事業補助費	八四、〇〇〇圓
臺北帝大工學部創設準備費	六二〇、〇〇〇	バガスより肥料及び飼料製造試験費	六一、〇〇〇
臺南高工學科新設費	二二一、〇〇〇	農産物罐詰製造指導費	三、〇〇〇
工業學校新設擴張費	二四七、〇〇〇	水産物冷凍加工獎勵費	一〇五、〇〇〇
天然瓦斯工業實驗費	一、三八七、〇〇〇	煙草増製費	七五六、〇〇〇
合成樹脂中間試験工業獎勵費	三〇、〇〇〇	酒増製費	一、二三〇、〇〇〇
特殊工業獎勵費	一〇〇、〇〇〇	刑務所工業資金増加	一一六、〇〇〇
輕金屬製造事業法施行費	一一、〇〇〇		

さらに間接的に工業化に資する經費として、

亞麻・葉煙草獎勵費	九〇四、〇〇〇圓	生産並配給機構整備費	六六、〇〇〇圓
電源開發に伴ふ監督機構整備費	一〇、〇〇〇	科學動員に要する費用	二一五、〇〇〇
石炭増産費	一、二〇三、〇〇〇	勞務調整費	二八六、〇〇〇
油田開發促進費	一、五一七、〇〇〇	勞務動態調査費	五四、〇〇〇
新高工業港築造費	六〇〇、〇〇〇	物資勞務豫算事務費	四八、〇〇〇
新高港附近工業都市建設事業費	六〇〇、〇〇〇	技能者養成費	三一、〇〇〇
國土計畫並に生産力擴充計畫費	五一、〇〇〇		

上記の様に、概算して直接的に工業そのものゝ擴充に資すべき經費約五百十五萬圓と間接的に工業化を支持する經費約五百六十萬圓（必ずしも全くが工業のためのみではないが）とが新規に計上されてゐることとなる。

總督府豫算の膨脹は、この數年間の著しい現象であり、このことは母國のその急速な膨脹を控へて、決して臺灣だ

けの特別な現象ではないと云つてしまへばそれまでであるが、臺灣の豫算の老成化について殊に著しく顯はれてゐる事柄は、工業化が重點主義の對象の一となつてゐることであり、また中央においても、このための經費は、ほとんどすべて總督府の要求するとほりに容認してゐるといふことである。

然らばこのやうに、財政部面にも顯著に現はれてゐるところの工業化政策が現實に如何やうな實績を結果してゐるか。因よりこれは種々な方面から覗ひ得ようが、工産額について之を見るに、(第一表参照)昭和十二年において、三億六千四百萬圓を示し、前年に比して約五千二百萬圓の大飛躍であり、さらに十三年(生産力擴充計畫實施第一年)において三億九千四百萬圓を示してゐる。しかしこれらの兩年度においては尙新興工場は操業を開始して居らず、工業化運動の眞の實績を見ることができない。その實績が顯著に現はれるのは恐らく十四・五年においてであらうが、(後掲のクロニクルによつても知られるやうに、大體十四・五年、殊に十五年において極めて多くの工場が創設せられてゐる)遺憾ながら、私はその數字を尙手にすることができない。が大體において、戰爭階段にはいつて、新興工業の擡頭の結果、工産物の内容に、質的に量的にある種の變化が起つてゐると云ふべく、今重要工産物について、昭和十年の産額(第五表)と十三年のそれ(第六表)とを比較して見よう。(昭和十年の分は高橋龜吉氏「現代臺灣經濟論」に據る——同書四三二頁)。

第五表 臺灣に於ける重要工産額表

品目	産額	百分比	品目	産額	百分比
砂糖	一六四、〇六千圓	六〇・九%	アルコール	七、二八千圓	二・七%
茶	一〇、五九四	三・九	肥料	六、〇五七	二・二
鳳梨罐詰	七、八二八	二・九	菓子	五、二三一	一・九

木製製品	四、四八四	一・七	竹細工品	一、六七四	〇・六
製糖用機械其他	四、二八八	一・六	紙	一、四七四	〇・五
セメント	三、六三九	一・四	皮革製品	一、三三〇	〇・五
麵類	三、五〇四	一・三	氷	一、三三〇	〇・五
帽子	三、三三七	一・二	精製樟腦	一、三三九	〇・五
煉瓦	三、〇五八	一・一	金銀紙	一、二四七	〇・五
穀粉	二、四五二	〇・九	麻織物	一、二四三	〇・五
醬油	二、三三四	〇・九	農具	一、二一一	〇・四
ブリキ罐	二、一三三	〇・八	パガス壓搾板	一、〇六三	〇・四
金銀細工	一、八九三	〇・七	石鹼	一、〇一八	〇・四
礦物油及蠟	一、八六一	〇・七	其他	二〇、八四三	七・七
植物性油	一、七〇〇	〇・六	合計	二、六九、四九四	一〇〇・〇

(註)一、右は昭和十年に於ける年産額百萬圓以上のもののみである。
二、其他の工産額の主なものは次の如し(但し高橋氏は專賣局直營のものには除外せり)。
(イ) 年産五十萬圓以上のもの、苧麻糸・綿織物・鑄物・船舶・醫藥品・麥酒・味噌・清涼飲料水・食鹽。
(ロ) 年産額二十萬圓以上のもの、靴下・建築金物・陶磁器・石灰・炭化石灰・爆竹・草類・線香・澱粉・密蝕・蓮草紙・蘭菟・大甲蘭製品・藁製品等。

第六表 臺灣に於ける重要工産額表

品目	産額	百分比	品名	産額	百分比
砂糖*	二〇〇、三四千圓	五二・三%	機械器具、原動機 (除、農業製糖用)	一〇、七六千圓	三・六%
鳳梨罐詰	一八、八九一	四・七	調合肥料	九、六六六	二・四
再製茶	一四、三三七	三・八	製材*	七、七四八	一・九

印	六、七四九	一・六	帽	二、三七一	〇・五
木製	六、四六六	一・六	植物性油	二、三七一	〇・五
糖蜜*	六、三八九	一・五	木炭	二、三三四	〇・五
菓子類	五、六三三	一・三	水産品製造物*	二、一七三	〇・五
酒精・變性酒精*	五、四三四	一・三	竹細工	一、七四九	〇・四
裁縫品	五、一四三	一・三	清涼飲料水	一、七一五	〇・四
粗摺精米	四、四三三	一・〇	澱粉	一、六七九	〇・三
ブリキ罐	四、一三二	一・〇	香粉	一、六五三	〇・三
麵類	三、八二二	〇・九	精製樟腦	一、四八〇	〇・三
セメント	三、五〇〇	〇・九	鑄物	一、四六一	〇・三
普通煉瓦	三、三九八	〇・八	製氷	一、四五〇	〇・三
麻織物	三、二九七	〇・八	皮革製品	一、三五一	〇・三
紙	二、八七〇	〇・六	礦物油*	一、〇九四	〇・二
油粕	二、五六九	〇・六	蠶絲	一、〇三〇	〇・二
醬油	二、四七三	〇・六	其他工業	四、八三四	〇・二
穀粉	二、四六六	〇・五	合計	三、九四一・四七	一〇〇・〇

(註)一、右は總督府「臺灣商工統計」に據る一昭和十五年三月刊行。

二、右は昭和十三年(*印は昭和十二年)に於ける年産百萬圓以上のもののみを含む。

三、其の他の工産額の主なるもの(年額五十萬圓以上)は次の如し(但し專賣局營による工産額は除外す)

綿織物・船舶・麥酒・農機具製糖用機具・味噌・絲類・調合肥料以外の肥料・石鹼・建築用材料同金物・アイスキヤンデー・金銀紙等。

兩表の對比によつて、我々の注意をまづ惹くことは、この三年間に總産額ならびに各種工産品の産額の激増してゐる

る事實である。砂糖が相變らずトップを切つてゐることは當然であるが、化學工業品、機器製造業品の著しい進出が感ぜられる。そしてこの傾向が昭和十四・五年に至つて一層強くなることは、一般的情勢より推察するに難くないのである。

金融方面から見たこの階段における工業化の動向については、第七章に譲る。

以上種々なる側面から、戦争階段における臺灣工業化の素描をなして來たのであるが、それが具體的に如何やうな事象として招致されてゐるかを、重要な事柄を拾ひあげながら示さう。まづ工業化運動一般に關聯する事柄を見、次に輕工業から始めて工業の各部門について見、さらに工業化のために必要なる原料資源の確保と生産擴充とが如何になされてゐるかを知り、最後に動力産業開發の事實を考察することとする。

(イ) 一般的

十二年九月、軍需工業動員法本島にも施行せらる。

同 月、技術者需給調整のため總督府に臨時勞務部設置。

同 十一月、高雄重工業地帶道路運河工事開始。

十三年一月、生産力擴充四箇年計畫閣議で決定、臺灣總督府提出の生擴計畫五箇年案(石炭・銅其他非鐵金屬・石油その他燃料・工業鹽・硫安・パルプ・金・鐵道車輛・電力等)も上提、決定。

同 三月、工業研究所設立に決し、八月、工業研究所創設事務並に機構審議委員會開催。

十四年四月、中央研究所解体。

同 月、臺灣電力會社技術員養成講習所開かる。

同 七月、府に臺灣工業化促進委員會設置の計畫あり。十五年五月並に九月にもこの計畫再燃したれど尙實現せず。

同 十一月、シンジケート銀行團（興銀・第一・三井・三菱・安田・第百・住友）府の招聘によつて來臺、産業開發、なかんづく工業化に協力する意圖をもつて、約二週間視察す。

十五年二月、總動員試験研究令並に工場事業場使用令本島に施行せらる。

同 月、臺南高等工業學校に電氣化學科新設に決定す。

同 四月、臺灣生命保險協會總會は中央協會に働きかけて臺灣工業化に協力することを決議す。

同 七月、臺北帝國大學工學部創設委員會成立、十六・七日第一回委員會。同學部は昭和十八年度より開設に決す。同月府に工業振興のために「科學助成會」（基金約三百萬圓程度の）設立プランあり。

同 九月、工場事業場技能者養成令（勅令一三一號、三月公布）本島に施行せらる。

同 十一月、中央の工業振興第二次四箇年計畫（十七年度を以て開始）に呼應すべく、臺灣の「大工業化計畫要綱」成る。工業・非鐵金屬工業・石灰石利用工業・天然瓦斯工業・工業塩利用工業・肥料工業等。

(ロ) 食料品工業、其他の輕工業

十五年四月、臺北州茶業協議會は改良増産案を決定す。

同 五月、朝日製粉會社創立（本社臺中、資本二十萬圓、海南製粉系）——十六年五月操業開始の豫定、臺中州産小麦を原料の一部とす。

十二年八月、臺灣燐寸會社創立（本社臺中、日本燐寸共販會社系、資本五十萬圓）十四年五月開業——本社は臺灣産瀾葉樹、殊に臺灣楓、銀ねむ等を軸木とする計畫にて創立されしも、なほ成功せず。現在は軸木、硫黃其の他の原料を殆どすべて内地より移入す。

同 十一月、杉原産業會社は東部で油脂製造を開始す。

十三年三月、臺灣畜産興業會社創立——本島におけるほとんど唯一の大規模な畜産物の加工・配給・輸出會社。臺拓の子會社——十五年六月高雄本工場操業開始、十二月鮫皮脱鱗工業化に成功す。

同 六月、臺灣農産物罐詰製造事業取締規則公布施行

同 月、殖産局は漆器工藝振興案を樹つ。

十四年十月、專賣局松山煙草工場竣工。

同 十二月、昭和纖維工業會社創立（資本六十萬圓）テックス製造——十五年六月、臺北州七堵工場竣工。

十五年三月、茶製造業取締規則公布施行。

同 月、臺灣單寧工業會社創立（本社新竹、資本十九萬圓）。

五月、臺灣製靴工業會社創立（本社臺北、資本十九萬八千圓）——鳥産鮫甲革を原料とす。

同 九月、臺東纖維工業會社始業——サイザル、月桃等の纖維製造。

同 月、理研電化工業會社は新竹に漆加工工場設置に決定す。

同 十月、日本輸出合板協會は鳥産瀾葉樹を利用するベニヤ板製造に乗出す。

十一月、拓南ベニヤ板工業所（高雄）操業開始。

(ハ) 紡織工業

十三年二月、臺灣棉花會社嘉義工場、四月臺東工場竣工。

同 九月、黃麻増産につき臺灣製麻、臺南製麻兩會社は總督府に協力して努力することを誓約す。

十四年一月、臺灣纖維合資會社創立（本社新營）——バナナ莖のバルブ製造。

同 六月、臺灣纖維工業會社はラミエットと亞麻紡織に着手す。

十五年六月、西部棉作技術員養成講習會（十一月まで約五ヶ月間）。

同 月、臺灣綿業會社（本社臺北、資本十二萬圓）創立——製綿・綿絲製造・製品販賣等。

同 月、吳羽紡織會社、本島進出の計畫を樹つ——九月臺北に臺灣紡績會社（資本四百萬圓）設立に決定、十一月認可。

内地に於ける遊休設備を移し、鳳梨纖維・黃麻等を原料とす。

(二) 窯業

十三年九月、臺灣ゼニスパイプ會社創立(本社臺北、資本五十萬圓、日本ゼニスパイプ系)。

同 十月、淺野セメント會社高雄第一工場大擴張。

十四年四月、臺灣特殊窯業會社創立(本社高雄、前川系、資本四十五萬圓)——金門島の粘土を原料として耐火煉瓦を製造す

十月操業開始。

十五年一月、淺野セメント會社高雄工場は臺灣セメント會社に委託經營となる——四月増産計畫(十八萬擔)許可。

(ホ) 金屬工業

十二年十月、日本アルミニウム會社の花蓮港工場設立計畫發表せらる。十三年十月起工、十六年一月一部竣工。

十三年七月、東邦金屬製錬會社創立(古河系、資本一千萬圓)——花蓮港にてニッケル・コバルト製造。原料は南支・南阿ロデシヤに求む。十五年十月操業開始。十四年十二月南阿の原鐵輸出禁止のためセレベスの鐵山を買収す。

十四年四月、臺灣電力會社電氣製鐵試驗工場(松山)竣工——佛印より輸入の鐵鑛より製銑・製鋼・特殊鋼製造をなす試驗工場。

同 五月、臺灣電解錫工業會社創立(本社臺北、資本十萬圓)——空罐・ブリキ屑等より錫・ハンダを回收す。

同 九月、輕金屬製造事業法施行せらる。

(ハ) 機械製造工業

十二年七月十五日、臺灣軍の德通に依り臺灣國產自動車會社設立、資本百萬圓、(トヨタ自動車系)。八月一日開業——但し本

社は尙修繕と組立とを目的とするに止る。

十三年十月、臺灣精機工業會社創立(本社臺北、資本十八萬圓)——精密計測器具および工作機械類の製造ならびに販賣——

十五年六月、百萬圓に増資す。

同 十一月、臺灣船渠會社高雄工場竣工。

同 十二月、臺灣鐵工業協會創立、十四年九月財團法人と成る。

十四年三月、臺灣鐵工所高雄工場にて小型機關車はじめ製作さる。同社(大正八年十一月創立)は元來製糖會社の共同出資にて成立し製糖機械の修繕を目的とせるものなるが、この頃より次第に一般的な機械工業會社として乗り出し來る。

同 十月、臺灣機械工業會社創立(本社臺南、資本十九萬七千圓)——鑄物・機械・製罐・自動車部分品再生・木炭瓦斯發生爐等の製作。

十五年三月、臺灣造船資材會社創立——本社基隆、臺灣造船組合聯合會の代行會社、資本十八萬圓。造船資材の供給。

同 四月、高雄鐵工業組合創立。

同 五月、臺灣鑄鋼業組合創立——資材配給・價格協定・技術向上等のために。

同 六月、臺灣電球製造會社——東光電氣會社(東京電燈系)によつて計畫さる——臺電・臺拓等も出資して臺北または新竹に工場新設の豫定なり。(資本三百萬圓)。資材關係その他にて十月設立延期に決定す。

同 九月、府企畫部と日本電氣機器工業組合との打合せ——臺灣電氣機械商組合計畫せらる。

同 月、臺灣鐵工所は優秀ヒースブラウの製作に成功す。同會社は機械製造工業其他重工業方面に於て次第に本格的なものとなりつゝあり。十月に未拂込金三十萬圓徴收、引續き倍額増資認可さる(公稱四百萬圓、二百五十萬圓拂込済)。

十六年二月、北川産業海運會社は本島に伸鐵工場設立を計畫す。

(ト) 化學工業

十二年七月、日本興業會社創立(本社臺南、資本五十萬圓)——キャツサバルトを原料とするカラメル・アミノサン製造。

同 八月、日糖、昭和糖を中心とするバルブ會社設立計畫せらる。三井系日本拓殖農林もバルブ製造のプランあり。バナナ

莖のバルブ化なども次第に考慮せらるゝに至る。——十一月、總督府はバガスバルブ工業化試験を開始す。

十三年二月、臺灣バルブ工業會社創立(昭和製糖と大日本製糖の共同出資、資本一千萬圓、二分の一拂込、本社臺中州大肚)。

十四年七月操業開始。

同 四月、新日本砂糖工業會社(現稱、塩水港バルブ會社)創立——鹽糖系、資本二千五百萬圓、一千萬圓拂込、バガスバルブ製造、十五年三月操業開始。

同 八月、開洋燐礦會社創立(本社高雄、資本二百萬圓、全額拂込、日鑽・鹽糖田資)——新南群島で燐礦採集、加工、年産五萬噸の豫定。

同 十月、杉原産業の關山バルブ工場起工。十五年五月操業開始。

十四年一月、臺拓はバナナ纖維のバルブ製造に着手す(臺中)。

同 月、臺灣炭素工業會社創立——本社臺北、資本十五萬圓、活性炭素製造。

同 月、臺陽鑛業會社の硫酸工場操業開始(採金後の硫化鐵礦を原料とす)。

同 四月、臺拓ブタノール製造工場(嘉義)竣工——甘藷を原料とし、塗料劑、アセトン等製造。

同 五月、臺灣化成工業會社創立(本社臺北、臺拓系、資本五百萬圓、半額拂込)——磐城セメント會社の敦賀工場設備の一部を買収して蘇澳にセメント工場を設く。將來はカーバイト・醋酸・人造ゴム等の製造をもなす計畫あり。

同 月、臺灣香料會社創立(本社苗栗)——シトロネラ油製造業者の統制會社。

同 六月、東洋電化工業會社創立(本社東京、南拓・東邦電力の共同出資、資本五百萬圓、四分の一拂込)——花蓮港に於いて南洋拓殖會社より供給のアンガウル島の燐鐵石を原料として燐酸肥料・硅弗曹達等の化學製品の製造をなす。

同 七月、臺灣油脂會社創立(本社臺北、日産、東光共同出資、資本十五萬圓全額拂込)——油脂・脂肪酸・石鹼・グリセリン・蠟燭等の製造・販賣。

同 月、臺灣高級硝子工業會社創立(本社及び新竹工場、臺灣精機工業系、資本十萬圓)——新竹州竹東郡下の砒砂と天然瓦斯とを原料とす。玻璃製量器・計量器・理化學醫療用硝子器・高級容器などの製造販賣。

同 月、府の德源により酸素工業者(臺灣電化・臺灣酸素・東光興業・帝國酸素の各社)はプール組織結成に決す。

同 八月、新興窒素工業會社創立(本社臺北、朝鮮化學工業系、資本五百萬圓)——花蓮港に工場を設け隴下中央山脈に無盡蔵に埋藏さるる石灰石を原料とする尿素石膏・尿素・カーバイト・石灰窒素・特殊鋼の製造及び販賣。

同 十月、南日本化學工業會社創立(本社高雄、日曹系、資本一千五百萬圓、内日曹二分の一、臺拓四分の一、南日本鹽業四分の一出資)——南日本鹽業より工業鹽を購入し、金屬マグネシウム・苛性曹達を製造す。

同 十一月、鹽野義商店竹東香料工場竣工——シトロネラ油其他の製造。

同 十二月、日本興業會社は靱殻より活性炭製造に乗り出す。

同 月、旭電化工業會社(本社東京、古河系、資本五百萬圓)は高雄に工場建設、滿洲大石橋のマグネサイトを輸入し、臺電より電力の供給を受けて金屬マグネシウム製造に着手することとなる(そのため一千萬圓に増資)——操業開始十六年三月。

十五年七月、臺灣肥料會社(明治四十三年創立、資本二百萬圓)高雄工場起工。

同 九月、臺灣硝子會社創立(本社臺北、資本三百萬圓、半額拂込)、日本硝子・高砂麥酒・合同鳳梨・東洋製罐・空罐統制赤司氏等共同出資)——まづ日本硝子の景尾製壘所を買収し、更に新竹に工場を設置の豫定。

同 十二月、府工業研究所は脱水劑製造に成功す。

同 月、臺灣ゴム工業會社(本社臺北)、臺灣有機合成會社(本社臺北)それぞれ起工す。

(子) 原料増産

第三部 第三章 臺灣工業化の諸問題

十二年八月、專賣局の工業鹽増産計畫成る。十三年二月、擴大計畫發表、臺南州下に大規模塩田設置に決す——三月、南日本工業會社設立計畫發表、十四年六月、創立(本社臺南、臺拓・大日本工業・日本曹達共同出資、資本二千萬圓)

十三年二月、臺南棉花栽培指導所設置——本島棉作強行本格化。五月、高雄州棉作十年計畫樹立。

同 月、專賣局はマニラ葉大増産計畫を樹つ。

同 九月、閩南産業會社創立(本社斗六、三菱系、資本六十萬圓)——油桐・コーヒー・規那栽培その他の造林業。

十四年三月、專賣局は樟腦原料資源確保方針樹立。六月樟樹基本調査開始、十一月、需要激増に對處するため新增産案樹立。

同 四月、棉・黃麻増産につき糖業者は府に協力するに決す。

同 五月、東臺灣デリス會社創立(本社花蓮港、資本十九萬圓)——デリス等の特殊作物の栽培、加工。

同 六月、本島殊に臺中州の亞麻作極めて有望、日本斯業の中心地たるに足るべしといはる。

同 七月、財團法人臺灣鹽業協會設立——專賣局並に内地工業鹽消費者合作の縦及横の聯絡機關。

同 九月、府農業試驗場よりラツク貝殻蟲の飼育に成功すと發表せらる。

同 十二月、横濱ゴム會社は高雄州下でバラゴムの栽培に着手す。約八千甲歩。

十六年一月、島内製鹽業は南日本鹽業と臺灣製鹽の二本建することに決す(群小工業者は臺鹽に吸収す)。

(リ) 動力・燃料産業の整備

十二年七月、日本鑛業と臺灣鑛業との合併。

同 月、日月潭第二發電所竣工。

同 十一月、日石の新管油田にガソリンプラント建設、十二月操業開始。

十三年一月、昭和製糖苗栗工場は電化のトップを切る。

同 月、新竹海軍天然瓦斯試驗所は天然瓦斯よりのベンゾール抽出、無水酒精製造の工業化に成功す。

同 月、人造石油製造事業法一部施行。

同 二月、臺灣製糖會社の橋子頭無水酒精工場竣工。

同 七月、臺灣炭業組合主催で増産、需給調整を協議す——十月、石炭増産官民協議會——十二月炭業組合強化——十四年三月、石炭需給調整協議會(炭業組合と炭商組合)で増産計畫樹立——十五年一月同上協議會。

同 八月、日石の錦水第三十二號井深度三五〇〇米にて原油(日産十石)を噴出、本島における最初の原油採取なり。

同 十月、東臺灣電力興業會社計畫さる。——十四年六月創立、日本アルミ・東洋電化工業・新興窒素工業・東邦金屬精鍊鹽糖等出資、二千萬圓。電源處女地たる東臺灣を目指して自家發電出願のもの十指に餘る。臺電もとより之を望む。或は一河一社主義を可とするものあり。總督府はこれが統制を可として、しかもこのために西部の電力統制會社たる臺灣電力をもつてせず、新に統制會社を設け、電源の合理的開發をなさしむることとなる。出資各社は、東部にてそれぞれ各種工場を新設するものたり。

同 十一月、内外地燃料會議(東京)。

同 月、天然瓦斯研究所は合成石油製造に成功す。

同 十二月、石油資源開發法施行。

十四年三月、臺電の北部火力發電所(基隆八斗子)發電開始。

同 四月、日石の竹頭崎試掘井より原油噴出す。

同 五月、代用燃料使用裝置設置獎勵實施。同十月、瓦斯發生爐會社創立。

同 月、東臺灣の配電事業は花蓮港電氣會社(百二十四萬圓より三百萬圓に増資、東部電氣會社と改稱)によつて統一的に經營せしむることと決定。

同 月、臺灣電力會社と臺灣合同電氣會社(本社桃園)恒春電氣會社(本社恒春)、並に南庄電氣商會との合併成立す。

同 六月、臺灣電燈會社（本社嘉義）をも合併し、臺電はかくて西部における電氣事業營業權を完全に獲得す。（正式合併は八月十日）。

同 月、臺電の八堵變電所竣工す。

同 七月、臺電の圓山及び新龜山發電所工事着手。後者は十六年三月竣工。

同 月、日石の寶山第二號井開坑。

同 九月、臺灣電力會社令中改正（律令一〇）施行——外國資本の支配排除のための改正——同月物上担保付る號社債二十萬圓募集認可せらる。

同 十月、府は石炭増産獎勵金交付方針を決定す。

同 十二月、臺電の天冷及び豊原第一發電所工事許可申請。十六年一月起工式。

同 月、臺灣總督府天然瓦斯試驗所（新竹）殖産局より獨立す。——新竹はじめ各地にプロペン瓦斯自動車の運轉始まる。

十五年二月、府は石炭増産、適正價格、配給合理化を目指せる業界統制のために臺灣石炭會社の設立を企劃す。業者は大反對を唱へ、汰沙止みとなる。十六年二月に至つて同案再燃し、三月創立。資本七百萬圓。

第三節 臺灣工業化の必然性

以上私は臺灣工業化過程の態容を事實に即して描寫して來たのであるが、このやうに臺灣の産業體系のうちに、あるひは新たな工業が導入・移植され、あるひは既存工業の振興が企圖せられ、また實行されるやうになつたことの要

因は如何なるものであらうか。換言すれば、臺灣工業化の歴史的必然性は何であらうか。この必然性の考察がまづなされねばならぬ。けだしこの必然性なくば、工業化の提唱は單なる思ひ付きに過ぎず、またこの必然性に即應せざる構想は、如何に形式的に完璧であつても、實踐上何等の價値がないからである。

略言すれば、臺灣の工業化は、母國において滿洲事變以來現實的に進行せる工業化——ある種の輕工業における生産擴充は固よりであるが、殊に製鐵業・輕金屬工業・化學工業・瓦斯その他の燃料工業・機械器具製造業等のあらゆる部門における急激なる振興、また之に伴ふ原料産業（なかんづく既成鑛業の振興と新鑛源の開發）と動力産業（殊に水力電氣事業）との飛躍——の一つの反映であり、そのの一枝派として、そのの線に沿つて行はれてゐると見るべきである。母國における工業化に對して能きかけてゐる動因は（詳細は他の機會に譲るが）、一つには、母國の産業體系自體の發展そのものうちに之を求むべきである。すなはち我が國の産業全體は、從來のごとき農業本位もしくは農本工従の状態をもつてしては、もはや行詰りの状態に達してゐる。殊にそれは、かゝる體系のもとにおいては、老大方なる我が國の人口を充分に給養し得なくなつたといふ事實のうちに、最も明白に現はれてゐる。もちろんかゝる人口問題は、産兒制限や移植民其他の方策によつて多少とも解決され得、また現に解決せられて來たけれども、もつと積極的には、農業本位の國民經濟が、その重點を工業に移し、海外原料の大量輸入に我が國の勞力を加へることによつて得た生産物を、出來るだけ多く輸出し、これによつて獲得する外貨をもつて、國民の衣食住に必要な物資購入の手段とすることによつて解決してゐるのである。我が國の可耕地積の過少と資源の貧弱とは、かくてその大人口を給養するために、必然的に産業體系の工業化を招致する。それは實に我が産業體系そのもの、内面的必然性から自發自展的に醸成され來つた運動である。

が我が工業化には、一層強く作用してゐる他の一つの動因がある。そしてそれは、上に述べたところの、我が國民

經濟そのものゝ性格に内在する必然性によつて形成された動因ではなくて、いはゞ經濟外的なそれであつて、更めて云ふまでもなく、それは一九三〇年代の初期に始まつた世界政局の激變といふ事實である。この事實は我が國民經濟の外部から、之を他律的に規定する政治的要素であり、我が國の産業體系を變轉常なき世界政局の動きに對處して、國家の存立を安固にし、更に進んで國運進展に資することができるやうに整備することを要請するものであつて、概言すれば、重要産業、殊に軍事的に見て重要性の大なる産業については、その原料・設備・勞務・經營態容に遺憾なきを圖り、一朝有事の際に他國に依存せずして充分に必要な物資の自給を可能ならしめねばならぬといふ必要性がある。我が産業體系は、かゝる要請に對應すべく、その農本工從なる基本構造の工業化に乗り出したが、滿洲事變以後の準戰階段は、まさにその準備工程といふべく、支那事變を契機として、高度國防國家建設が國政の實踐的最高指導原理として採りあげられるに至つて、準戰階段における工業化の方向に再吟味が加へられ、更に米國の對日經濟壓迫の加重とともに、我が國民經濟の構造、したがつて我が産業體系は、全く新しい構想のもとに殆ど再出發とも云ふべきものゝ第一歩を踏み出すに至つた。その最も端的なる表現とも云ふべき「日滿支經濟建設要綱」(昭和十五年十一月四日の閣議で決定)において、我々は次のやうな構想を見る。いはく

「産業分野の決定に當つては、日滿支三國の立地条件と夫々の經濟發展階段を考慮し眞の有機的一体として綜合的にこれを決定することが肝要である。皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖り、重工業、化學工業及び鑛業等の基礎産業を大いに發展せしむることが必要である。滿洲國に於いては、鑛業及び電氣事業の劃期的發展を期待すると共に、重工業及び化學工業に對しても、我が國は必要なる援助を提供するものである。支那に於いては、今後鑛業及び製鹽業を發展し、工業原料の大量生産を期待すると共に、立地的条件から見て重工業及び化學工業の發展の餘地あり、今後に期待するものである。輕工業の大體に於ける發展は之を大いに助長する必要を認め、又將來皇國は輕工業、就中纖維工業及び雜工業を逐次整理し、これが大陸移

動を考慮するの要がある……」

要するに、皇國の産業體系は、準戰階段におけるがごとき單なる工業化に甘んぜず、大東亞共榮圈の核心たる日滿支ブロックそのものゝ指導者日本たるに相應しき體制を整備すべく、これを産業的に具體的に云へば、重工業、殊に電氣化學工業、精密機械製造工業に重點を置くところの高度工業國家建設に邁進せんとするのである。かゝる純粹に經濟的でない、あるひは政治經濟的な動因が、我が産業體系の再編成の上に殊に強く能いたことは、現に進行しつゝ歴史的事實として何人も否定し得ざるところである。

さてかゝる經濟的および經濟外的動因に依る皇國産業體系の構造變化は、わが臺灣の工業化に如何に影響したか。臺灣經濟は、別章でも説かれてゐるやうに、一つの外地經濟として、當初から政治經濟的構造を持つ。この臺灣の政治的經濟そのものは、前に屢説したやうに、米穀と砂糖とを中心とする農本主義的政策に依據する産業體系を中軸として形成されて來たのであるが、最近に至つて次第に行き詰りの状態に逢着するに至つた。そしてこの行き詰りから脱し、臺灣の産業・經濟を維持し、展開せしめ、發達せしめる要請が漸次に現はれて來た。臺灣産業體系の行き詰りは種々なる點に看取できるのであるが、未開墾地の開拓がほゞ完了し、今後耕作地を得ることが非常に困難となり、農業技術の改善進歩も大體最頂點に達し、多角的、集約的な高度農業への大飛躍なき限り、ほとんど世界最大と云つてもよい位の増加率を持つ人口の給養が期待されなくなつたこと(臺灣農業の行き詰りの事情については、高橋龜吉氏「現代臺灣經濟論」、殊にその第二篇を見よ)、したがつてかゝる境地より脱するためには、本島人口の一部を他に移植するか(この點につき誰しも考へることは、南方への本島人の進出である。がこれは南方諸國における移民法の改正のないかぎり必ずしも容易でない)、農業技術の改善進歩によつて高度耕作法を採り入れ、また耕作地積擴大のための新しい技術を用ふるか、山地開發に俟つか、水産業の振興に依るかの他はない。これらのことは、概して、工業の振興によ

る肥料の發明改善、農機具製作の進歩等に依り、また特殊原料作物を大量に需要する工業の新移植を前提とし、もしくは商業殊に貿易の發達による島外の生活資料獲得に依るべく、要するに工業・商業の急速な發達によつて、あるひは農業そのもの技術的行き詰りを打開し、あるひは農業過剰人口を工・鑛・商業等の部門に吸収し、あるひは人口の一部の島外進出を可能ならしめねばならぬ状態にあるを意味する。

工業化は、農業本位の産業體系がその重點を工業部門に移し、從來比較的未發達なりし各種工業が、資本的にも、技術的にも大いに發展し、また從來存在してゐなかつた工業を新規に成立せしむることに他ならぬが、これによつて第一にその地域の物的資源が動員される。即ち從來餘剰原料もしくは不要物として遺棄され、または捨賣りされてゐた農・林・水・畜・鑛産物等が新に利用せられ、また一層經濟的に有効に用ひられるに至り、さらに進んでは新資源の發見と開發とが促がされ、また他の地域から原料を、殊に新しい原料を輸入せしめるに至る。工業化はまた人的資源の動員を結果する。すなはち農業本位の地域において過剰労働として睡眠を貪つてゐた部分、また元來保守的・非合理的生産方法を執る農業のうちに極めて非合理的に非經濟的に組入れられてゐた勞力が、進歩的・合理的な工業の生産過程のうちに取り入れられて、その生産力を一層有効に發揮することとなる。

本島における工業化は、まさに、農業本位の本島産業體系の行き詰りを、その物的資源ならびに人的資源の一層合理的・有効的活用によつて打開すべき使命を負つて提唱され、實施されつゝあるのである。この打開策なくんば、本島産業は遂に進退谷まるであらう。この窮境より脱するために要請せられたといふ意味において、本島の工業化は、本島産業體系そのもの行き詰り打開策として、いはゞそれに内在する歴史的法則に喚び起されたところの必然性を持つものである。

がこの歴史的必然性は、更に、本島産業體系からせば外部にあるところの、東亞共榮圏の指導國としての日本の世界的地位からするとこの必然的の要請でもある。そしてこの要請の方が一層強烈に作用してゐること、恰も日本産業體系の重工業化が、この産業體系そのものの内在的必然性に基づくよりも、一層強く世界的情勢の推移に促がされてゐるに等しい。

然らば日本の政治的經濟的情勢が如何やうに本島産業體系に對して工業化への指令を發したか。臺灣工業化の動因となつた母國の政治的經濟における事由については、恰も準戰階段の眞中において刊行された高橋氏「現代臺灣經濟論」は、次のやうに云つて居る。論旨概ね妥當と思はれるから、こゝに引用する。(同書、八一―九頁、四一―七―八頁、等、【】は筆書)。

(イ)「最近顯著に現はれた内地經濟の高度化によつて、資本及び技術の上に於て從來放棄されてゐた植民地資源に對し、内地の工業的開發力は著しく激増したこと。――「從來の日本經濟力の下に於ては到底困難なりし、臺灣資源の工業的開發が、近年に於ける我國の資本及技術の飛躍的發展の結果として、いまや著しく可能、有利化するに至つた。臺灣に於ける水力電氣の大規模開發を中心とする電氣化學工業其他の大工業の發達せるはその一例である」。

(ロ)「内地に於ける工業發達の結果、工業條件有利なる資源及び工業地等を大いに利用し盡し、新規工業發展に有利なる諸條件「場所、資源、勞力」を漸次に狭めつゝある結果、今後の發展は勢ひ植民地の未開發水力資源或ひは工業適地等を求めて對外地進出に向はざるを得ぬ事情にあること」。

(ハ)「最近ブロック經濟化の傾向と共に、(イ)(ロ)に述べた内地の植民地工業化餘力を基礎にして、臺灣を根據として、更に南支南洋の資源を工業的に開發し、之によつて、我國の經濟力を擴充すると共に、從來、南支南洋と競合的關係にあつた臺灣産業を調整して、彼我の經濟關係の緊密化を圖る要求の強まつたこと」。

(ニ)「國防的見地特に軍需品の現地支辨主義の立場から、臺灣の工業化が要求されるに至つたこと」。

(ホ)「統治上、内地人移住増加を圖る必要上から、工業移民の要求が高まりつゝあること」。

高橋氏のこの見解は、準戦階段における臺灣工業化の基礎づけとしては妥當なものであるが、戦争階段にはいつて殊に高度國防國家建設への志向が明確となり、臺灣の南進政策基地としての態勢整備への心構へが本格的になされるにつれて、高橋氏の擧げた事項のあるものは、著しく擴充強化し來つた上に、若干他の一層強大なる動因が加はり、相共に工業化の原動力となるに至つた。以下これらについて私見を述べることとする。

高橋氏も云つてゐるやうに、内地側における臺灣工業化の純經濟的な動因の主なるものは、何といつても、内地における工業の高度の發達である。これによつて資金と資材と技術との蓄積が著しく進展し、こゝに外地工業資源開發の基礎が形成された。また内地の高度工業化は、工業家をして、工場敷地の、勞力の、殊に動力資源の需要者として次第に窮屈に感ぜざるを得ざらしむるに至つた。一言にして云へば、内地における工業の飽和化または工場收容力の遞減である。かくて工業者は次第に外地に眼を向けるやうになつた。

内地における高度工業化を、その勢の赴くところに任せて、その飽和點にまで達せしむることは、これを反面よりせば、内地經濟における農業の比重の激減を意味するが、これは、食糧の確實なる自給といふ重要問題を一應措くとするも、尙次の點において國民生活の上より見て由々しき大事である。國民の體位の優秀性を維持するためには、大體において人口の四割が農民または之に準ずるものであるを要すとされてゐるが、極端なる高度工業化は、工業ならびに鑛・商・交通業などに従事する者の人口中におけるパーセンテージを壓倒的に引き上げ、國民の體位の低下を必然的に齎す。國民の體位の低下は、その生産力ならびに一般的能力の低下を意味するが、殊に著しい害を兵力の上及び陸す。農民は、この意味において、兵力の最も肝要なる給源である。さらに國民の思想的傾向より之を見るも、農民は概ね保守的であつて、過激な思想に追従することも、工・鑛・商・交通業者などに比して少く、思想的動搖に對

するブレイキの役割を演ずる。既に然りとせば、内地の極端なる工業化は適度に之を調整し、高度工業化がその飽和點に達する手前において、工業の幾分かはこれを可能なる外地に配分し、もつて内地農業人口の維持を圖るべきである。

このことは、人口と國土計畫との關聯の問題であるが、我が國ではこの點につき、たとへば、昭和十五年九月二十四日の閣議で決定した「國土計畫設定要綱」のうちに「綜合的人口配分計畫」の策定が志されてゐ、また同十一月十四・五日開催人口問題協議會への厚生大臣の諮問「國土計畫上人口政策の見地より考慮すべき點」に對する答申においても、人口の職能のおよび地域の配置に關説する際、「内地に於て一定限度の農業人口を確保すること」、「人口の大都市集中（それは工・商業への過大集中に他ならぬ）」を避くべきことを力説してゐるが、兵力の維持、強化、思想状態の健實性の維持などのために、内地の工業化は適當なる程度にとどむべき所に、外地工業化の一要因がある。

このことは、また他面より見れば、工業の地方分散の一つの場合でもある。工業の地方分散は、國土開發、厚生政策など、種々なる見地より必要とせられてゐるが、殊にその最も著しい理由は、防空上の必要性である。空軍に關する戰略の進歩と共に、重要工場、殊に重要軍需工場の疎散は、國土計畫上、人口政策的または厚生政策的見地よりする以上に、國防政策的見地より、その必要性を加へてゐる。かくて、たとへば外地が他の條件にして非常に劣つてゐるとするも、尙且つ若干程度工業の割當にあづかるべきである。臺灣工業化の必然性の理由の一つも確かにこゝに存する。

更に軍事的に見て、臺灣はわが南進軍事行動の第一の兵站基地たるべき使命を、その自然地理的位置の故に負つてゐる。軍需品の現地調辦主義は現在の一つの傾向であるが、從來臺灣の工業は在臺軍隊に對してすら、その必要物資を充分に調達せしむることが出來ない程度のものであつて、多くは内地にこれを仰いでゐたやうであるが、準戦階段にはいつてから、この點大いに改善せられたるやに聞いて居る。しかも南進政策の實踐が本格化する近き將來を想ふとき、臺灣は、あらゆる部門の軍需工業を備へ、殊に比較的遅れてゐる金屬工業・機械工業・化學工業を整備し、もつ

て單に本島駐屯軍のみならず、遙かに前線に在る軍に對しても、必要にして充分なる兵站基地とならねばならぬ。従來これに關して、臺灣は一孤島であり、一旦緩急ある場合には母國との交通を封鎖される危険性極めて大であるが故に、兵器彈藥の島内生産が必須であるとの見解もあるが、私見によれば、かゝる見解は第一に皇國海軍力を過小評價してゐる點において賛し得ないとともに、臺灣の軍需工業はこのやうな消極的な必要性のためにはなくて、寧ろ南方作戦の基地に相應はしきものたらざるべからずといふ積極的な立場において、かゝる消極的な見解は排せらるべきである。再び經濟的側面に立ち返つて見るに、大東亞共榮圈確立のためには、我が南方經濟權益の確保が必須條件であるが、臺灣は、それが地理的に皇國の南端に位してゐることに基づいて、これが確保について重大責任を負ふところにも、また一大權利を持つといふべきである。これが理由については、こゝに更めて冗言するを殆ど要しないところであるが、その工業化は、一つにはこの責任を果すための方策であり、またこの權利を主張する所以ともなるのであることを思はねばならぬ。臺灣は日滿支ブロックにおける唯一の開發済みの熱帯地域であり、東亞熱帯地域開發のため試験場たることもに、またこれらの地域に對する最も近接せる工場とならなければならぬ。南支南洋に對する本島の地理的接近性は、これらの地域に産する原料（殊に價値に比して容積、重量の大なる原料）を使用する工業に關しては、本島をして内地に比して大いに優越的たらしめ（勿論このためには、鐵道・港灣等の運輸施設の完備が先決條件となるが）、且つ製品の輸出についても、内地に對して優越せしめる。南方諸國との經濟的聯關に關する、臺灣のかゝる立地的優越性は、内地においても充分これを容認し、臺灣の工業化への要求を是認せねばならぬ。否、かゝる優越性を大いに利用せねばならぬ。また臺灣としては、經濟的南進のために必要なる交通用具（船舶・航空機・レール・車輛・自動車等）の製作ならびに修繕のための工業部門を充分に整備せねばならぬ。

以上私は種々なる看點から臺灣工業化の必然性を説いて來たが、それが行き詰つた臺灣産業體系そのものゝ打開と

いふ意味からしる、また南進政策を實踐せざるを得ざるに至つた皇國の國際的地位に基づくにしろ、要するに、歴史的必然性をもつて要請せられてゐるところであつて、前途に幾多の困難が豫想されるにも拘らず、臺灣經濟がそれ自らの活路を求めためには勿論のこと、またそれ以上に皇國がその使命を完うするために、臺灣は、臺灣としての分において、この要請にどうしても應へねばならないのである。そしてそれが歴史的必然性なればこそ、歴史的進展そのものうちに既にそれへの適應力が胚胎してゐるとも見得るのである。次節において、これについて述べよう。

第四節 臺灣工業化の可能性と制限性

臺灣産業體系の工業化への志向の必然性は大體上述の通りであるが、工業の勃興は、新規導入の形をとるにしろ、既存のものゝ生産力擴大の形をとるにしろ、常に、資金・資材・技術・敷地・原料・動力・勞力・販路において恵まれてゐることを條件とする。またこれは、資材・原料・販路等に關する交通施設の完備の形においても現はれる。臺灣工業化運動は、これらの諸點に關して、如何ほどの現實的優秀性と潜在的可能性とを準備してゐるか。乃至は限定性を持つてゐるか。これを客觀的に精密に斷定することは極めて困難であるが、またこれを何等かの成心をもつて獨斷的に輕忽に斷定することも、極めて危険であり、且つ實踐上有害である。この意味において以下展開する私見は未熟なものであつて、この運動の合理的進展のために、大方の叱正を得ねばならぬ點がけだし頗る多いであらう。

(一) 資 金

工業化に要する資金調達に關しては、詳細は第三部第七章「金融」の叙述に譲ることとするが、要するに、資金の

大部分は、之を内地に蓄積せられてゐる民間資金と、國家資本の本島への割當とに依據せねばならぬ状態にある。もちろん島内で創造せられた資本の工業化のキャナルへの流入も全然ないことはない。殊に製糖會社の資金が、臺灣における各種の新興工業（その最も著しいものは本來製糖業の傍系事業たるべき性質を持つてゐるバガス・パルプ工業・無水酒精工業などである）に投下されてゐる、また島内銀行・信組の預金・保險會社資金・郵貯その他の民間資金の本島への還元のある部分が工業方面にも流れてゐることも否定し得ない。しかし島内資金だけでは、何といつても、要望されてゐるやうな大規模なる工業化を賄ふべく餘りにも不十分である。政府資金の撒布も種々なる形で行はれてゐるが、内地の産業資本、殊に金融資本の積極的な進出が何よりも望まれる。二・三年來總督府においても、内地資本家に對してその投資を促すため種々なる方策を講じてゐるが、たとへば十四年十一月のシンヂケット銀行團の、十六年三月の關西實業團視察招聘のごとき、我々は、内地資本家、殊に各財閥において、臺灣の工業化が皇國の南進政策のため必要であることを十分に理解し、私益を犠牲としても、これに協力する態度を執ることに大なる期待をかけた。

(二) 資 材

工業化に必要な資材（設備・装置）についても、全部之を内地に仰がざるを得ない状態にある。目下我が國における工場の建築・機械その他の設備・工業化のための交通機關の整備などのための資材は、内外地を通じての生産力擴充の必要から不足を告げ、殊に歐洲動亂と、米國の對日壓迫とによつて、ますます窮屈となりつゝあるが、それを克服して、必要な資材の供給を充分にしてゆかねばならぬところに、我が國民經濟の現下の苦惱がある。殊に臺灣のごとき、それ自體としては、現下のところ工業化に必要な資材をほとんど生産し得ない地域は、一つにこれを窮迫せる母國の提供に依頼せねばならぬがゆゑに、その悩みが一層大きいわけである。東亞資源の開發による生産資

材生産の急速なる増進と資材の合理的割當と、殊に資材生産工業の英米依存性よりの完全なる脱離とは、わが國刻下の急務であるが、臺灣工業の現階段は、このためには殆ど何等の貢獻をなし得ず、目下のところ、資材の大なる消費者である。がそれは決して果しなき消費者ではなく、一旦ある程度の施設を持たしむれば、忽ちに大量なる反對給付を産む母胎となり得るものである。政府も民間も、臺灣の潜在的生産力をよく検討し、これを現實化するために必要な資材を充分に與へねばならぬ。その勃興が緊急を要する工業に對する資材の優先的配給は、既に實行されつゝあるが、將來は、それがもつと計畫的に、公平に、且つ迅速になさるべきであらう。現在ある種の工場に於てはその機械は、之を内地の遊休設備の移轉に求めてゐるやうであるが、成るべくは、新興工業國に相應しく當初より新式機械を据ゑつけるやうにしたい。殊に臺灣は勞力について後述のやうな難點を持つてゐるがゆゑに、一層このことが望ましいのである。現に私の視察したある輕工業工場では、内地における同種工場よりも遙かに近代的な機械を備へてゐたが、その理由は主として人力の節約の必要性にあると云つてゐた。

(三) 技 術

技術についても、内地にこれを仰がねばならぬ部門がむしろ多い。もちろん、ある種の部門（製糖業・バガス・パルプ工業など）は臺灣産の技術に本來依つてゐる、また臺北帝國大學・臺南高等工業學校・府工業研究所・天然瓦斯研究所・糖業試験所などの研究機關によつて技術的知識の自給し得る範圍は極めて廣いが、今後大規模に勃興すべき工業にとつては、これだけでは尙不充分である。殊に機械製造工業部門において然りであらう。かくて技術の内地よりの移入の必要性極めて大である。

殊に問題となるのは、一定水準以上の技術的知識と技能とを備へた勤勞者（技師・技手・技工）の移植である。（も

ちろん種々なる技能者養成所が設けられて、島内においても既に若干の自給力を持つやうになりつゝあるけれども、第一章第二節で述べたやうに、本島人労働者はほとんど全部自由労働者であつて、何等の特殊の技能をも備へてゐないものである。したがつて、工業化に必要な技能者は、主として内地人でなければならぬ。内地においても、また臺灣以外の外地においても、工業的生産力擴充に重點を置いてゐる秋に、臺灣もまた工業化を志向する以上、技能者の不足を感じねばならぬのは當然であるが、内地人技能者の移入の必要は、すなはち工業移民の問題であり、臺灣統治上の重要方策の一たる内地人口の増加のために貢献することゝもなるのであつて、この見地からも大いに考慮せらるべき問題である。

(四) 敷地

内地における工業化の進展は、次第に工場適地の稀少性を齎し、これが工業の外地進出の動因の一つとなつてゐる。臺灣について云へば、その工業適地提供力はなほ極めて大である。米穀管理制實施以前においては、米價高は地價・小作料・地代の不適正なる上昇を招來し、地主はこれによつて不當なる利益を收め、また工場建設の一つの障礙をなしてゐた。米管實施は、米價引下げによる地價・地代の適正化をもその目標の一つとしてゐ、間接的に工場敷地の獲得をより容易にしたはずである。高雄・花蓮港などの新興工業都市においては、總督府が土地買収・道路運河開設・護岸工事・埋立工事・工事用水道敷設・鐵道敷設等を直營または補助し、土地の拂下げ價格を調整し、企業者に對する敷地割當てを計畫的に行つてゐる。(たとへば、高雄について云へば、戲獅甲における第一期重工業地帯六十萬坪、草衙における第二期工業地帯二百四十萬坪の敷地は殆ど創造されたと云つてよい位のものであり、地價のごときも、坪八圓乃至十圓の廉價にて提供されてゐる。)

新高港についても、この點周到なる計畫があり、その他の各地においても、工場敷地に關するかぎり、なほさして困難なる問題を醸してゐない。本島では目下敷地の問題については、面積や交通上の設備よりも、むしろ工業用水が問題になつてゐる。殊に本島に新たに興るべき工業としては化學工業が重要地位を占めてゐるので、用水問題の解決が大切である。たとへば高雄工業地帯のごとき、可成りこの問題で悩んでゐるやうである。將來は到處に多數のダムを設け、工業用水・灌漑・發電等一石數鳥の利用價值を持たしめるやうにしなければならぬ。

(五) 原料

原料については、既に第二節において島内原料産業について若干述べるところがあつたが、前にも述べたやうに、米管ならびに糖業令を中軸とする農業再編成は、特殊作物の導入ならびに生産力擴充を結果し、工業のために原料を自給することを目的の一つとしてゐる。林業・畜産業・鑛業の生産力擴充また然り。

かくて準戰階段以後において、島内産物にして、あるひは全く新規に、あるひは極めて顯著な増率において、工業原料として利用せられるに至つた主なるものとして、我々は苧麻・黃麻・棉花・野蠶糸・バガス・バナナ纖維・鬼萱・サイザルヘンプ・蓖麻・水産皮革・パインアップル・規那・デリス・キャッサバ・甘藷・天然瓦斯・石灰石・石綿・硅砂・工業鹽等を擧げることができる。これらの原料産業は、既に述べたやうに、昭和十三年をもつて開始する「生産力擴充第一次五箇年計畫」によつて、その増産が實踐されつゝあるものであるが、このうち農・林・畜産物の多くは熱帯圏を適地とするものであつて、臺灣は必ずしもこれが増産に好適ならず、今後生産技術上の研究に俟つものが頗る多い。その上に大なる難點は、産額の過少性にある。臺灣は日本の「如意寶珠」(大谷光瑞氏の言)であるにしても、その面積(殊に現實的耕地面積)は狹隘であつて、いづれの作物についても、その産額の充分を期待し得ない。

かくして、たとひ島内に産出し得る原料についても、早晚輸入の必要が起つて来る。いはんや當初より島内に産しないものをや。工業の現階段において、ほとんど全部を輸入に俟たねばならぬ原料の主なるものを挙げ、その主な原産地を略記すれば、次のごとし。

ボーキサイト——蘭印・ビンタン島。

明礬石——滿洲・朝鮮（大屯山附近にも存すれど良質ならず）。

マグネサイト——朝鮮・滿洲國。

ニッケル——南阿ロデシヤより砒化ニッケルを輸入。既に相當量の輸入を見たるが、十四年英國は原産輸出を禁止したるため、セレベス産砒化ニッケル・ビルマ産砒化ニッケルを輸入するに決定す。因に花蓮港廳下にもニッケル鑛発見されしも、開發に値するや否やなほ疑問視さる。

コバルト——前記ニッケル原鑛に含有さる。また南支某島に良鑛発見さるといはる。

クロム——南支。また前記ニッケル原鑛に含有さる。

タングステン・アンチモニー・鉛——南支・蘭印・佛印。

錫——海南島・馬來・佛印・蘭印。

鐵鑛——佛印・蘭印・フィリッピン・海南島。島内にも褐鐵鑛・硫化鐵・砂鐵等若干賦存せるも、いづれも貧鐵または産額過少で經濟的には尙問題外である。

特殊粘土（耐火煉瓦原料）——金門島。

磷鑛——新南群島・アンガウル島。

石油類——蘭印。

このやうに、臺灣における新興工業のうち、鑛物を原料とするものは、ほとんど全部は、その原料の全部を臺灣以外の外地または海外に求める情勢にあり、たゞ僅かに工業鹽・石灰石・砒砂などを原料とする金屬マグネシウム工業・加里工業・曹達工業・窒素工業・セメント工業・カーバイド工業・硝子工業などが島産原料でやつてゆけるに過ぎない。しかし他面から見ると、輸入を要する原料もほとんどすべてが日滿支ブロックの内部に、臺灣に近接せる東南アジア圏内に之を求め得る點と、新興工業にとつては原料の一たる意味を持つ電氣の豊富・低廉であり得る點とは、原料の島内自給不可能性といふ悲觀材料を大いに緩和するものといはねばならぬ。要は、これらの島外原料を如何にして恒久的に、且つ豊富低廉に確保してゆくかといふ政策上の問題に歸する。現在においては、既に、海南島の農・林・畜・水産物、ならびに若干の鑛物は、本島工業の原料として視野のうちに確實に入れられてゐる。

(六) 動力

動力資源は、臺灣工業化運動に對しては最も重要な支柱である。既に述べたやうに、臺灣産業が工業を新に導入せんとした時に、ほとんど唯一の據り所としたと云つてもさして過言でないものは、實に、こゝでは豊富にして低廉なる電力を獲得する可能性が充分に在るといふ見透しであつた。もしこの潜在的電源がなかつたならば、工業化臺灣といふことは日程に取りあげられるを得ず、本島經濟は農本主義的體系を遠き將來に亘つて固執せざるを得なかつたであらう。何となれば、後述のごとく、臺灣は勞力の點において必ずしも恵まれてゐず、前掲の昭和五年「臨時産業調査會」答申にあるやうな「勞銀の低廉」は、現實的には存立しないので（殊に勞働者の能率とか勤務持續性とかを考へるときは）、この傾向は、その後、勞務需要の遞昇に拍車をかけられて、逐年強くなりつゝあるといへるからである。また原料のことを考へても、工業化へ發足した頃は、南支南洋は未だ我が國の勢力圏を遠く離れて存在してゐる。

重要原料の島内生産の量的擴大も、新規原料産業の勃興も尙その緒にいたばかりであり、南支南洋より重要原料を大量的に輸入することも尙單なる蓋然的可能性たるの域を脱してゐなかつたと云へるのである。全く同一のことは、販路についても云へるのであつて、當時にあつては、南支における我が勢力圏が尙確立してゐず、南洋諸國における貿易戦は、我が工業生産物の輸出を大いに制限してゐたので、そこに臺灣の工業生産物が割り込んでゆく可能性は現實には殆んどなかつたのである。やゝ物になりさうなものは、單に動力資源だけであつたと云つても、決して過言でない。臺灣の工業化は、かくて、必要な原料の獲得と販路の開拓との將來的可能性を期待しつゝ、現實的にほゞ可能なる要素としては、唯一つの動力だけを據り所として出發したわけである。然らば、臺灣の動力の現勢と將來性とは如何なるものであらうか。ところで我々の取り扱ふ動力は、水力電氣と石炭とに限る。けだし石油・酒精・天然瓦斯その他の燃料もエネルギー産業の重要な部分をなしてゐることは、今さら云ふまでもないところであるが、工業化の立場からするときは、それらはむしろ原料の問題の一部をなすといふべく（勿論電氣も今日ではある種の工業にとつては原料としての役立ちを果してゐるが）、動力としては電氣と石炭とが主役を務めてゐるからである。（動力を論ずるにあつて、我々は現在防禦その他の關係から非常に制限を受けてゐる。この拙論を草するにあつても、調査の上、またその結果の發表について、數字の擧示その他の點につき非常な制限を受けてゐる。このことは讀者の諒承を得なければならぬ）。

さて臺灣の動力産業については、第二部第六章並びに第八章、殊に後者において詳細に述べられてゐるが、こゝでは工業化運動を中心として問題となるべき主要なる點に觸れることとする。さて兩者のうち殊に問題となるのは、水力電氣である。何となれば、石炭は現狀においてほゞ自給自足の階段に達し、市況によつては二十萬瓩内外の輸移出をなしてゐるが、技術的にも尙充分發達してゐず、その埋藏量も決して大でなく、動力源として非常に大なる期待は懸けられないからである。（炭田は大安溪以北、北東海岸に達する地域に偏在してゐ、大體その埋藏量は四十億瓩と稱

せられ、現在においては年産二百萬瓩弱）。

之に反して水力電氣は現に極めて重要であり、將來ますます有望である。非水力電源には石炭・バガス・重油・天然瓦斯などがある。石炭發電力は基隆八斗子・高雄などに〇萬キロワットあるも、之は補給用火力發電であり、石炭については上述したやうな事情がある。製糖會社のバガスと石炭との混用による自家發電は〇萬キロワットに達するがバガスのパルプ化がいよいよ發達する傾向を持つてゐる、國家的見地からはバガスを單に燃料とすることは可及的速かに全廢すべきで、嘗つて石炭を用ひざるノーコール工場（即ち電化工場）を理想とされたが、本島炭業の必ずしも優秀でない事情からして、今や製糖會社ではノーサウンド工場（即ち電化工場）を理想とするに至つてゐる（日糖の苗栗・玉井の兩工場）。重油または天然瓦斯による發電は、僻遠の地における内燃機關に依る小規模の發電に限られてゐる、量的にも問題とならず、またこれらは電源としてよりも一層有益なる他の方面に使用することが、資源愛護の見地から望ましい。

水力電氣は、あらゆる條件において、非水力電氣に優つてゐる。詳細は第二部第八章「電氣事業」に譲るが、臺灣の長所は、（一）河川流量の豊富と年間を通じて流量の變化比較的少き點、（二）發電地點の優秀性にある。今この後者について云へば、電源地と工業地帯兼港灣との距離が極めて近接してゐる。その最も著しい例は、東部電源地と花蓮港市、大甲溪電源地と新高港との關係のごときである。たとへば、前者にあつては、その送電距離の最短なるものは僅かに二〇軒、最長なるものも三五軒に過ぎず、後者にしても三〇乃至四〇軒の近距離にあり、送電距離によるロスは極小であり、その他の電源地も、内地・朝鮮・滿洲などに比べて、この點において非常に優秀である。本島の工業化は、屢説のごとく、元來電資に眼をつけて出發したのであり、從て工業地帯は、可能なる限り電源地に近く創設されたものであるがゆゑに、上記の送電距離性はむしろ當然のことである。たとへば花蓮港工業地帯にしても新高工業地帯にしても然りで、前者は工業的には勿論のこと、一般に産業的に處女地たりし裏臺灣に在り、もし電資について

の優越性なくば、何を苦しんで原料資源なく、勞力について島内で最も不足せる所に工業を移植しようか。後者もまた從來工場皆無にして港灣としては最も不利なる遠淺の海岸に在り、大甲溪・濁水溪・大安溪系統の電源が近接背後地になくれば工業地帯としての價値零である。この點については、高雄は、不幸にして最も不利なる工業地帯である。現に在高雄諸工場はその電力を遠く日月潭に仰いでゐる。臺灣電力會社が日本アルミニウム會社に對して一キロ五厘の廉價で供電してゐるのは、全く本島に新興工業導入のために特に配慮してのことであつて、その後高雄に建設せられつゝある諸工場に對しては、充分に賄へない情勢にある。かくて高雄工業化の一大難問は動力問題にあり、内地企業家の投資の躊躇の一つの原因となつてゐる。かくて大火力發電所の建設と南部水力電資（曾文溪・楠梓仙溪・下淡水溪）の開発とが要望されてゐるが、北部・東部の電源に比して種々なる點で條件が悪いとされてゐる。

概觀するに、臺灣水電資源は、その北部にあるものは、平均して雨量が多く、且つ年間を通じて比較的渇水の危険性が小であるが、出力は小である。中部に在るものは、大規模な出力を持つも、渇水期に出力低下の懼れがある上にダムを築造する點から云つて、地質學的にやゝ不利であると云はれてゐる。南部における電源の精密なる調査は尙行はれてゐないやうであつて（十三年度より調査開始）、たとへば下淡水溪旗山方面は有望であるとされてゐるが、雨期と渇水期との水量の差極めて大きく、然く有利ではない。が、臺灣工業化の原動力たる水力電源の總可能出力は約〇〇萬キロワットと稱せられ、これが開發には資金と資材と勞力との不足を克服して強行せよととしてゐる、さし當り四年間に西部〇〇萬キロ、東部〇〇萬キロの開發が計畫實施中であり、その曉には一キロ五厘程度の低廉なる電力を豊富に供給することが計畫されてゐる。この開發と配電の統制の完全を期して、十五年より、西部は臺灣電力會社、東部は東臺灣電力興業會社による電力統制の體制が形成された。本島工業史上まさに劃期的なことである。

(七) 勞 力

臺灣における複雑な、且つ工業化運動にとつては一つの重大なる難點となつてゐるところの勞務問題については、既に第一章第二節において「勞務統制の出發」なる項のうちに、その粗描をなしておいたが、當局に於ても今や工業化の實踐のために、この難問題の克服に着手しつゝあるので、その合理的なる解決は之を將來に期せねばならぬわけであるが、さし當り内地より技能者を工業移民としてある程度移植し、本島人の技能者の養成を速かに行ひ（一部分は既に實施中で、成績は豫期以上に良好といはる）、また低廉且つ豊富な、しかしさして習熟を要しない勞務を要求する粗輕工業に對しては、從來その風習として、概して家庭に閉居してゐた婦人勞働者を動員しなければならぬ。また賃銀の平準化などによつて勞働者の偏在を矯正し、移動を防止する等の策が講ぜられねばならぬ。それよりも大切なことは、臺灣に導入する工業は出來得るかぎり電氣化學工業のごとく勞力を然く必要とせざるものであることである。

(八) 販 路

工業化に必要な條件の一は、販路の廣大性と近接性である。そしてこの兩者は、いづれも、自然的と人為的との二側面を持つも、自然的には、臺灣は南支・南洋に對しては、内地・朝鮮等よりも遙かに近接してゐる點においてその工業化は優越してゐる。が、これだけでは決して臺灣工業の優越性は確保されない。そこに人為的要素が加味されて初めてこの自然的好條件が生きて來る。たとへば港灣の施設をはじめとする運輸機關の整備、殊に運賃の合理化などが行はれねばならぬ。國內的問題としては、もしくは日滿支ブロック内部の問題としては、東南アジアにおける販路の割當てについては、臺灣に相當の割込み権を認め、また對外的には販路の確保についての恒久的な、また相當強力的な政策が採られねばならぬ。臺灣自體としても、その工業經營を可及的に合理化し、生産費の低下を圖らねばならぬ。また輸出を有利にするための種々なる施設を持たねばならぬ。この種の施設として、既に計畫されてゐるや

に聞く高雄における特殊保税工場のごとき（たとへば、南洋産業會社——本社臺北、野村商事・太平洋ベニヤ板會社系——はボルネオ産原材を買ひ、年産約百五十萬圓のベニヤ板工場を建設せんとするあり）、あるひは新高港は之を自由港として開放すべしとの見解のあるなど、いづれも機宜を得たる方策といはねばならぬ。

以上私は臺灣工業化が實行せられるについての有利性を述べ、併せて之にブレーキを掛ける若干の要素を考察して來たのであるが、臺灣の工業化運動は、勞力と技術と資材とにおいて、やゝブレーキを感じるけれども、電力・原料・敷地・販路などの點において幾多の優秀性を持つ。臺灣に足らざるものは内地に之を仰がざるを得ないが、勞力については、適切な勞務對策を講ずることによつて、自ら之を補給せねばならぬ。要するに、彼此對比すれば、大體において、工業化の前途極めて洋々たるものあるを肯定せざるを得ないといふのが、私の結論である。

第五節 結 論

我々は以上において、臺灣工業化の現在（昭和十六年二月末）までの經過を概観し、その歴史的必然性に推進されたる過程なることを明かにし、その將來性について有望なることを確め得た。こゝで全體としての展望を一應なしたい。

概観するに、臺灣は今や工業化のためにその根本的方策を樹立せねばならぬ階段に到達してゐる。總督府としては、農業政策に關して、米管を中心問題とする「臺灣重要産業調整委員會」を構成したやうに、既に「工業化審議會」とも稱すべきものゝ設置の計畫を持つてゐるやうであるが、尙その成立を見てゐない。既成工業の飛躍的發達と導入すべき新規工業の資金・資材・原料・動力・勞力の調達と配分とについての恒久策の迅速な樹立が望ましい。殊にこの場合國土計畫の見地からの考慮の肝要なことは云ふまでもない。既に政府は十五年九月二十四日に日滿支を通ずる「國土

計畫設定要綱」を決定してゐ、臺灣は外地の一として、この中央計畫に即應する計畫を樹立せねばならないわけであるが、本島の工業化は、あだかまかゝる時期をもつて、本格的に開始されるのであつて、工場の方分散・各種工業の配合・動力源の合理的配置などの諸事項の調整は内地などに比して比較的容易になされる可能性があると思はれる。何となれば、内地において國土計畫が俄かに關心を持たれるやうになつたのは、大體昭和十三年以來政

國土計畫の立場から見た臺灣工業化については、他の機會（拙稿「國土計畫と臺灣」——臺灣農會報、昭一五・八一——「臺灣の國土計畫」——臺日、一六・一・一一八）に略述したが、内外地を通じての適地適業主義に基づく國土の最高度利用の要請と、防空を中心とする國防的要請とに依據する國土計畫は、臺灣にとつては、その工業化の動因の一となつてゐるのであるが、臺灣の工業は、國土計畫の策定とその實施とに關するかぎり、内地に比較して割合に容易であると思はれる。何となれば、内地において國土計畫が俄かに關心を持たれるやうになつたのは、大體昭和十三年以來政府の計畫と指導とによつて、生産力擴充が急速に行はれ、軍需工場の新設ならびに擴張を齎し、人口の大都市集中を來し、交通の混雜・用水の不足・生活必需品配給の混亂となつて現はれ出したことに依るのに對比して、臺灣においては、工業は現在なほその導入と勃興との緒にいたばかりであり、工場の大都市集中の事實なく、今後これを疎散するに適切なる政策をもつてすればよいといふ階段に在るからである。内地にあつては、工場集中は既成の事實であり、既成の工場を疎開し、または集中に依つて受ける經濟的利益にもかゝはらずこの傾向を強力的に阻止することは、（しかも戦時下生産力の増大を圖りながら之を行はねばならぬことは）、極めて難事業たるに對し、臺灣においては、工業的に殆ど處女地ともいふべき所に、工場を適度な間隔を置いて建設してゆけばよいのである。他の事情にして等しとせば、この點に關するかぎり、工業的處女地臺灣は内地に優越してゐる。

臺灣の工業地帯は、現に既に相當その態容を整へてゐるものとして、高雄・花蓮港・臺北・基隆を擧ぐべく、これに亞ぐものとして、嘉義・臺南・新竹・宜蘭・蘇澳等を數へ得るであらう。そして近き將來工業都市となるべきもの

は新高・臺中・屏東などであらう。このやうに、大體において既に工場の疎開がほぼ完全に行はれてゐることは、頗る機宜を得たる傾向と云ふべく、徒らに大都市建設を目標とせず（新興高雄市のごときも、徒らに氣分的に工場集中その事だけを叫ぶべきでない）、島内各都市は、工場の配分につき互譲的であるべきである。

また各工業都市は、それぞれ適宜な輕工業をも持つべきである。従來は、工業化イコール重・化學工業化なりと考へてゐるやに思はしめる感が官民ともにあつたやうであるが、熱と光と雨とに恵まれ、大漁場を周邊に控へる臺灣としては、農・林・畜・水産加工工業を決して輕視してはならぬ。この方面にも相當の重視と努力とを拂ふべきである。最近に至り、臺南・臺中・臺北などの各市が内地より輕工業を誘致せんとしつゝあるは、當然のことである。殊に内地において休止せる平和産業の設備を誘致しようとしてゐるのは、臺灣としては、その誘致を容易ならしめる策として賢明であり、また内地中小工業の轉失業者救済の一策ともなり、賛成せざるを得ない。

臺灣工業化については、内地側の理解と援助とがどうしても必要である。従來の白人諸國の植民政策においては、植民地の工業化は極力阻み、萬止むを得ず之を許すとしても、機會を得ては之を抑へて來た。これ植民地の工業が、母國工業に對する經濟的競争者となり、經濟的獨立が惹いてはその政治的獨立にまで及ぶことを危懼したからである。が日本の外地政策においては、産業的・經濟的にも一視同仁の 聖旨が浸透してゐて、内外地に對するかゝる差別待遇は許さるべきでない。假にこのことを措いて考へるも、上來述べ來つたやうな必然性・必要性・可能性は、外地の工業化を當然のこととしてゐる。内地側においても、このことを充分に理解し、資金・資材・技術の割當てにつき協力することが望ましい。殊に販路の割當てについては、外地を競争者視せず、互譲的であらねばならぬ。さらに何よりも願はしきことは、投資の結果を徒らに性急に求めず、利潤のごときも當分は外地工業の擴張再生産のために還元するといふことである。臺灣工業の有望性も、内地側のかゝる態度によつてのみ實現せられるであらう。（楠井隆三）

第四章 事變下臺灣に於ける物價統制

序説—事變下に於ける物價對策の發展—物價統制に伴ふ諸困難—臺灣に於ける低物價政策の動向—臺灣物價の現状—綜合的計畫經濟の急務

第一節 序 説

支那事變も茲に滿三年半を送つて東亞新秩序の建設は觀念的にも更に新たなる段階に入つた。而して低物價政策を基調とする我國戰時經濟體制の調整は、種々複雑なる變化の過程を経て現在のあるが如き姿態に移行し來つたのである。此の間戰時日本經濟の一環としての臺灣は、物價統制に關し内外地全く一體たるの實を擧ぐる爲、緊密なる連絡を保持すると共に、綜合的物價統制に付内地に準ずる制度及機構の整備をなすべきは當然のことに屬するので、臺灣の特殊事情を考慮しつゝ適宜の處置が講ぜられて來たのである。即ち物資、從つて物價の面より見る臺灣の經濟は、内地依存性頗る強く、原料資材に於ける石炭電力等、生活資材に於ける米・砂糖・木炭・生鮮食料品等の一小部分を除いては、殆ど之を内地に依存すると云ふも過言ではない。従つて内地に於ける物價の動きは本島にも著しい影響を及ぼし、殊に現在の如く内地に於て價格公定の積極的普及を見て居る際、之等の價格は本島の物價を決定的に左右するのである。換言すれば臺灣は或る意味に於ては内地に於ける各府縣と同様、一面に於ては消費地たり、又他面に於ては生産地たるの地位に在り、従つて夫等と同様の物價事情を有し又同一の物價對策を必要とすべきであるが、一面臺灣は地理的にも遠隔であり、氣候風土の異なるは勿論、經濟事情以外に於ても種々臺灣特殊の事情があるので夫等をも充分考慮せざるべからざる必要が存するのである。

臺灣に於ける物價昂騰の原因にしても其の間接的なもの乃至は末梢的關係にあるものは、必ずしも内外地同一とは斷じ得ないが、物價に對する基本的方策は内外地間に大なる相違のあるべき理由なく、臺灣亦内外地の綜合的物價統制を目標としつゝある關係上、本島物價事情並に之が對策は、其の大部分のものは何れも内地に於ける其等の延長たり又縮圖たるの觀がある。

本島物價問題の發展を價格そのものに對して採られた行政的措置の内容に従つて之を見ると、暴利取締時代（自治的價格形成時代）、公定價格形成時代、全面的價格停止時代の三つの時代を劃し得るのであるが、戰時物價騰貴の原因としては、財貨の需要供給關係と通貨の數量關係を最も重視せねばならぬのであつて、價格そのもの遺練ばかりでなく、根本問題としての通貨政策・物資の生産・配給・消費に關する合理的諸政策が講ぜられねばならぬのである。即ち價格の操作への要請に基き價格に就ての重點主義、物資の自治的乃至は法制的需給調整、通貨政策の一面としての貯蓄獎勵、公債消化等に依る購買力の抑制、更に運輸の改善、國民精神總動員運動との聯繫等の特徴として本島物價政策は今日迄其の發展的過程を辿つて來たのである。以下過去の事實とは云ひ乍ら貴い之等の足跡を辿りつゝ、現在を稽へ將來の指標を模索して見たいと思ふ。

第二節 事變下に於ける物價對策の發展

支那事變下に於ける臺灣の物價對策は暴利行爲の取締に始つた。即ち事變勃發以來、我國物價の趨勢は、軍需の急激なる膨脹、或は輸入の制限等に依り、物資の相對的缺乏を見たと共に、他面通貨の膨脹に依り重要物資の價格は勿論諸物價は一勢に騰貴し來つた。就中内地の影響を受け移入品物價は著しく騰貴し、而も尙續騰の傾向に在つたので、中央の方針に準據し、暴利獲得の爲めの賣惜み、又は買占めを防ぎ、又は手持品を暴利を得て販賣せんとする者

を取締る爲に、昭和十二年八月三日新に府令第六十五號を以て「暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件」(以下暴利取締令と稱する)を制定公布し、金屬品及其の原料其の他合計二十六種の物品を指定して之等に關する暴利行爲を防止取締ることとしたのである。次で取締上の必要に鑑み、昭和十二年十月取締品目の追加をなしたが、事變の進展と物資需給の逼迫に伴ひ種々の好ましからざる事態を生じ來つたので、昭和十三年七月本規則の全面的改正を行ひ、知事、廳長にも取締の權限を附與し、更に仲介に依る暴利行爲をも取締の對象に加へ、販賣價格の表示を命ずると共に取締品目を全面的に擴張したのである。

この暴利取締令の實施は、事變の急進展を見越して所謂自由經濟的思惑が行はれ物價の急騰することを差當り押へんとする應急的措置であつて、物價そのものに對する根本的措置でもなく、綜合的計畫性に依て打ち貫かれて居る對策ではなかつたのである。論者は斯かる事變當初に於て時局意識の新鮮且濃厚な時代に於て、又ストックも多く従つて生活餘力の最も豊富な時代に於て綜合的・全體的な而も根本的物價對策を樹立實行し得たならば、局面は遙に有利であつたらうと云ふのであるが、當時は北支事變が支那事變に移る以前であつて、事變勃發當時の狀況に鑑み斯様な要求は無理でないかとも考へられるのである。

暴利取締令は時局を辨へざる不正商人の摘發と關係業者を自肅せしむるのに非常に役立つた。殊に販賣價格の表示義務を通じて取引を公正明朗ならしめた効果は甚大なるものがあり、更に其の後の公定價格時代に入つても急速且全面的に凡ゆる商品に就て價格の公定せられることは困難であり、又價格の公定せられた商品に就ても買占め、賣惜み、品質の低下、數量の減少、規格外品の横行等の諸弊は尙跡を斷たざる爲、特に價格等統制令に依る價格の全面的停止の行はるゝまでの價格抑制の補足的効果は相當大きなものがあつたと謂ふべきである。

然し乍らこれは固より物價に對する直接的管理ではない。且つ又かゝる方法は實際の取締に當つては種々の困難な

る事情を伴つた。それは暴利の判断が困難なこと、即ち暴利であるか否かは當該物品の従來の平均利潤及通常の生産費若くは仕入價格を考慮して判断し、平均利潤の低下の趨勢に在るものは其の點をも充分に考慮することとしたので、理論としては一貫されて居つても、暴利の觀念を實際の場合に適用するとき種々の疑問を生じたこと、合法的脱法行為、例へば轉々として賣買される行為に就ては、其の間に適正利潤が加へられるならば、處罰の對象とはなり難いと云ふ様な理由がそれであつた。

一面又之に伴ひ取締の徹底を期する爲新に經濟警察制度の樹立を見たのである。此の過渡期に於ては經濟警察の指導防犯的立場から第一線的の活動が開始され、又物資の需給並に物價調整、就中暴利取締の必要上各種統制團體を結成せしめ、商工、警察の両面より之が全面的利用に依り物價昂騰の抑制に努力し來つたのである。即ち先づ關係業者をして暴利の觀念を理解せしめ、物價調整上之が違反の如何に重大なるかを認識せしめると共に、業者各自の商業道德乃至は正義觀を喚起し、其の自發的協力を得る爲に座談會、懇談會等を開催し、更に販賣價格の一齊調査、組合・團體等に對する販賣價格の協定を慫慂する一方、物資・物價の内地依存性に鑑み、臺北州の如き其陸水上警察署員を動員して内地よりの移入物資の届出を徴し、之を各荷受先を管轄する警察署に通報して其の販賣狀況を調査すると共に、各販賣店よりは仕入値段と運賃諸掛を加へた販賣價格並に其の間の利潤等を届出せしめ、暴利乃至は不當の利益を貪る者に對しては其の都度之を是正し、以て販賣價格の適正を期したのである。

就中最も効果的であつたのは當局指導の下に各業種・業態別の組合又は團體を結成せしめ、當業者の自治的協定に依り、物品の最高價格乃至基準價格を決定せしめ之を維持勵行せしむる措置が採られたことである。之が後に九・一八停止令下に於ける協定價格形成に際して非常に役立つたのである。然し乍ら此の制度も其の運用上の難點とすると、これは、關係當業者の強力なる組織體のある場合に於てのみ此の自治的價格形成が効果的であり、殊に臺灣に於ては

内地の如く商業組合・工業組合等の法的根據を有する經濟團體又は組合なく、且之等の自治的協定は他迄業者の國策協力の精神に俟たざる可からざる關係上、即ち強制力を有せざる點に於て缺くるところがあり、一面昭和十三年に入るや不擴大方針を採れる事變は意外に擴大して長期戰態勢となり、一方に於て物資の需要は激増するに對し、供給の減少又は杜絶の懸念濃く、最早單なる暴利取締令のみにては物價の奔騰を防止する能はざるに至つたのである。

斯くて暴利取締令は物資不足乃至「コスト」高に基く合法的物價騰貴の抑制に就ては無力の状態に在つたので昭和十三年九月府令第百十四號「物品販賣價格取締規則」を制定公布し、本規則に依り綿・毛・人造纖維製品・皮革製品・鐵屑等數種類の物品價格を指定したのである。所謂公定價格制度の臺灣に採用された最初のものであつて、本規則は「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」(昭和十二年法律第九十二號)に基くものであつた。勿論價格統制手段としての公定價格制は、暴利取締よりは弾力性には乏しいが、具體的價格を決定しその以上に高く販賣すること認めない爲に直接的であり且強力なる統制手段と謂ひ得るのである。

然るに一方臺灣に於ける物價の趨勢は昭和十三年に至り漸く悪化の徴候を示した。即ち臺灣物價の謂はば基準をもなすべき臺北市内の物價の動きは次の如くであつた。

第一表 臺北市卸物價平均指數 (昭和十二年六月を一〇〇とす)

昭和十二年六月(事變直前)	一〇〇
昭和十三年七月	一〇八
昭和十三年十二月	一一二

狀勢斯くの如くであつたので、此の儘放置するに於ては軍需資材の補給を困難にし、輸出貿易を沈滞せしめ、且臺灣島民の生活を直接脅威するに至るべく、非常時國策の遂行に支障を來す虞あるに至つたのである。

茲に於て臺灣總督府は物價調整に慎重を期し、價格構成の各要素に就て調整對策を確立し、進んで戰時適正價格を形成すると共に、綜合的物價抑制對策を審議樹立せしむる爲に、昭和十三年十二月府令第一四五號「臺灣物價委員會規則」を制定公布し、之に基いて昭和十四年三月二十二日會長及三十名の委員の任命を行ひ、次で同年五月二十六日第一回委員會を開催し、臺灣總督府第一號「物價騰貴抑制ノ爲執ルべき具體的方策如何」に付協議した結果「原則的には價格構成の要素たる原材料費・運賃・賃金・利潤及地代家賃の各々に付調整を爲し、之に依つて適正なる價格を形成すると共に、他面物資の需給調整、運輸の圓滑或は物價の維持勵行を圖る等綜合的に物價抑制を爲すべきものであるが、本島現下の物價狀勢は、依然昂騰の趨勢に在るので、急速に之を抑制する必要がある、爲に應急的に軍需の充足、輸出の振興、生産力の擴充、國民生活の安定を目標として取敢へず抑制的の標準價格を決定すると共に、之と併行して前述の綜合的抑制對策の樹立、適正價格の形成に進むを適當とする」旨決議し、之が具體策として事項別に五（需給調整、賃金、利潤地代家賃、運輸、物價勵行）、物資別に七（纖維品、金屬品、化學工業品、燃料品、食料品、木材及其の製品、雜品）の各専門委員會を設置し、之が同時的の運用に依つて一應抑制的標準價格を設定し、次で適正價格を決定するの運びとなつたのである。

總督府に於ては右答申に則り、昭和十四年八月「臺灣物價委員會規則」を改正して、前記各専門委員會を設置し、同年九月十四日の第一回纖維品専門委員會の開催を始めとし逐時各専門委員會を開催し來つたのである。

又臺灣總督の諮問機關たる中央物價委員會に對應し、且、州知事、廳長が價格等を指定する際の諮問機關として地方物價委員會設置の必要を認め、昭和十四年十二月一日再度「臺灣物價委員會規則」を改正して各州廳に地方物價委員會を設置した。

斯くて公定價格は次第に其の範圍が廣められ、又一方前述の如く物價統制の徹底を期する爲に結成せられた物品販

賣業者の業種・業態別組合を通じて行はれる業者の自肅協定價格も漸次増加して來たのであるが、之のみに依つては低物價の眞の目的を達成することの困難であることが漸次明瞭となり、而も其の基底たる經濟機構が自由主義的であり、更に通貨の膨脹と物資の不足は彌が上にも増大し、「物」と「金」との不均衡の激化に依る物價昂騰の趨勢亦著しく、之等は換物的傾向に拍車をかけることとなり、其の結果賣惜み、買占め、買溜から闇取引の横行となつて價格の混亂を惹起しつゝあつたのである。此の秋に當り内地に於ては中央物價委員會は昭和十四年三月其の機構を改組擴充し、四月には「物價統制大綱」を作り、次で其の實施方針たる「物價統制實施要綱」を完成した。臺灣亦此の活動指針に依り物價の管理に從つたのである。

然るに右の大綱並に要綱に基いて如何に戰時適正價格の決定を急ぐも全面的に之を普及せしめるには尙相當の時日を要するのみならず、一方物價昂騰は依然已まず、加之第二次歐洲動亂の幕は昭和十四年九月一日獨波兩國の戰端開始に依つて切つて落され、九月三日には英佛兩國は獨逸に對して宣戰の布告があり、此の報を入れて、我國の株式商品市場は沸騰し、第一次歐洲大戰當時の夢を追つての投機思惑は旺盛となり、價格の引上げ、賣惜み、買占め等盛に行はれ、價格統制上の悪影響の危険は日に増大した。即ち放置すれば防止出來ぬインフレの昂揚である。遂に物價の一般引上停止令は發せられた。稱して價格等統制令と謂ふ。本令は地代家賃統制令及賃金臨時措置令と共に臺灣に於ては昭和十四年十月二十七日より施行せられた。事變以來物價統制上に著しき影響を與へたものに種々あるが、戰時經濟下に於ける劃期的立法たる本令の實施は其の最たるものであつた。此の結果一部特定の場合を除く外所謂價格等は總て、昭和十四年九月十八日の價格に釘付せられ、之に伴ひ特殊なる場合には例外許可を行ひ、且全面的に業者の協定價格を設定せしめて之を認可する一方、可及的速に總ての物品に付適正價格の決定を要することとなつたのである。

昭和十五年は實に此の停止令の忠實なる實施と此の法規の有する不備缺陷の是正に對する苦難の一年であつた。この停止令の實施に依り、物價統制大綱並に物價統制實施要綱は其の一部に修正を餘儀なくせしめられたのである。元來財政經濟全體の調整は、自由經濟時代に於ては主として金融政策を通じて行はれ來つたのであるが、戰時統制經濟時代に於ては主として物の統制即ち物動計畫を通じて行はれる。而も物價統制大綱は日本戰時經濟體制の常態化、恒久化の要求に對應して樹てられた生産力擴充計畫及物價動員計畫の實行綱領でもあつたのである。之が決定後半年を出でずしてこの停止に依つて全面的な再編成が要求される結果となつたのである。假令第二次歐洲動亂の影響如何に大なりとは云へ、日本戰時經濟運營の困難性の一面を茲に現はして居ると云ふも差支ないのである。

停止令は、施行後既に一年を経過した現在より之を見るときは、當初政府の考へて居たと其の效果に於て相當の喰違が見出されるが、業者並に一般大衆に與へた心理的及政治的効果の甚大であつたことは疑ひのないところである。即ち心理的には九・一八價格以上に停止令對象物品の價格が昂騰せぬと云ふ安心を與へ、賣惜み、買占め、買溜め乃至は一般思惑を一時的にでも抑止し得たのであり、又政治的には物價對策に對して斷乎たる政府の決意を示して、此の決意を實行の上に現はしたと云ふ點に在る。

第三節 物價統制に伴ふ諸困難

然るに次に述ぶる諸種の理由に依つて現在の臺灣物價は九・一八價格を遠ざかりつゝある。

(一) 逆鞘問題

前述の如く臺灣は經濟關係に於て内地依存性強く、宛然内地の一府縣の地位に在るとは云へ、地理的に遠隔な點もあり、從來よりの取引慣行もあり、又最近の船腹不足等の關係もあつて、大體二ヶ月間位の島内需要を充分に見る程

度のストックを常に持つて居るのを普通とするので、品物にも依るが内地に於ける物價の騰落が臺灣に於て一般的に現はれるのは約二ヶ月以後のことである。然るに停止令は此の點を無視して九・一八價格を以て同時に釘付政策が採られた爲、内臺間の物價、就中食料品、木材等に就き、逆鞘となり、然らざるも九・一八價格にては販賣し得ざるもの相當數に達し、又同様の理由に依り島内卸小賣商間にも同様の逆鞘問題發生し、茲に九・一八の停止線の一角は崩れんとし、停止令施行後暫らくは之が對策に腐心することとなつたのである。即ち臺灣の低物價勵行と物資供給確保との兩要請間の調整の爲に協定價格の認可を通じ、又は九・一八價格の例外許可を相當數認むることに依り、適宜の措置が採られねばならなかつたのである。

協定價格制度は停止令の中核體であり、就中當業者の協力制度の具體化したものであることに重點を置き、之が積極的活用に依り、將來適當の時期に之を公定價格に乘移らしめんとしたのであつて、其の認可方針としては、指定期日に於ける同業者の大多數のものの中庸價格を以て標準とし、州廳に於ては更に之に隣接地區、又は隣接州廳の同種の協定價格との均衡を考慮したるものを以て認可することとした。即ち九・一八當時に於ける業者の中庸價格に依り、價格の凹凸の是正される場合のみ之を認め、九・一八價格を上廻る價格を認めざるを得ざる場合には、原價計算に依る價格指定の方法を原則としたのであるが、逆鞘となれる物品に就ては事實上或程度の額の引上げを爲すの已むなきに至り、又例外許可の方針に付ては第三國に輸出せらるることの明なる物を賣買するとき及び輸入價格の昂騰特に著しき輸入品を賣買するとき以外は原則として許可せざる方針を採つたのであるが、之亦逆鞘問題の解決の爲、軍需の充足、生産力擴充、輸出の増進、島民生活安定等の爲、其の物資の輸移入を必要とする場合等は其の必要量を確保し得る價格迄は之を認めざるを得ざることとなり、斯くして從來の九・一八價格から次第に遠ざかることとなつたのである。

(二) 移入品物價の昂騰

内地に於ては暴利取締時代に於ける卸物價の毎月の騰勢平均二厘なりしものが、公定價格時代に入りて更に八厘となり、全面的價格停止時代に入るも騰勢衰へず、却て一分三厘に膨脹し來つたので、停止令下に於ける公定價格は、(一)、九・一八價格の高きに過ぎたるもの、(二)、僅か乍らも輸入原材料の引下を見たるもの、(三)、軍需品、生産擴充用品、労働者及國民生活必需品等に就き政策的に引下げをなしたるもの、(四)、生産及配給統制の強化に因るもの等、九・一八價格より引下げを見たるものを除いては、大部分のものは原材料又は製品の輸入關係を主因として價格は引上げられたのであつて、之等は何れも直接又は間接に影響して移入品たる臺灣物價をして事實上九・一八停止線に止まらしめなかつたのである。

(三) 物資不足に因る關取引

一般物價昂騰の原因たる通貨の數量關係及物資の需給關係に因る停止令下に於ける物價の昂騰、就中物資不足は、ストックの使ひ果しに依り著しく表面化し、換物的傾向益々顯著となり、内臺間の關取引即ち事實上の物價騰貴に拍車がかげられた。

(四) 内臺間の取引慣行の變化

事變前迄は一部の物品に就ては内地商品のダンピング市場として又少くとも内地各府縣と同様の條件の下に取引が行はれたのであるが、内外地各別に物品別の價格形成をなすこととなつて以來、從來生産者に於て運賃を負担し、内地同一價格で販賣して居た物品の價格を指定し、又は協定價格を認可する場合に於てすら内臺間の運賃は、當然臺灣側業者に於て負擔すべきものとなし、外地向の場合は賣主最寄港船積渡價格とするを普通とし、最も有利なものに就てすら、基隆・高雄等の移入港渡價格を以て内地並の價格とするのである。而も斯くの如きは極く稀に見る例であ

つて、此の好條件の下に於てすら基隆沖渡しとなれば、臺灣は南北に長い地勢を有する關係上相當運賃を加算する必要が生ずるのである(例へば花王石鹼)。即ち内臺間の運賃諸掛に就てのみ之を見るも、臺灣の移入品物價は少くとも之だけの値上りは已むを得ざるところであり、それ故斯かる場合從來の取引慣行を其の儘認めらるべく内外地物價懇談會開催の折には、極力臺灣側より主張せられてをるところのものでもある。尙右の外容器等の返還を求められる等(例へば醬油・清涼飲料等)取引條件は次第に悪化し、之等は何れも臺灣物價に好ましからざる影響を與へつゝあるのである。

(五) 米穀事情異變の影響

停止令實施後幾許もなく臺灣に於ける米穀事情に異變起り、之に因り輸入代用食料品に對し相當數の例外許可を認めたること。

(六) 輸入品物價の影響

關東州、滿洲及支那に於ける價格調整充分ならざる爲之等の地よりの輸入品の價格昂騰著しく之等が臺灣物價に影響を及ぼしたること。

(七) 九・一八價格不明瞭に因る取締困難

暴利行為取締規則の第四回改正に依り當該物品が法定價格の何れに該當するやを明記せしめらるゝこととなつた以前に於ては、如何なる物品が九・一八價格に依るものなるや不明であつて、取締徹底し得ず、且停止令公布當時、業者に就き九・一八價格を申告せしめたるも、嚴密なる調査行はれざりし爲取締の根底を爲すべき九・一八價格明瞭ならざりしこと。

(八) 所謂新製品の氾濫

公定價格品に就ても略々同様の事情に在るが、内地に於ては、九・一八價格を有する物品に就き求めて規格外品を造り、九・一八價格以上の價格にて販賣せんとする傾向強く、従つて之等が臺灣に移入された場合、所謂新製品と稱され市場取引の對象となつたのである。而も停止令發動當初は右の解釋に就き新製品とは極めて稀に存在するものであり、新製品と既存物品との原價に差異がなければ同一價格、新製品の方が原價が安ければ新製品の價格も引下げることとして居たのであるが、實際の場合新製品の意義不明と、この不明を利用するもの漸く多きを加へ、事實上類似品に依る九・一八價格の崩壊が始まらんとした。茲に於て新製品の意義に就き新製品とは九・一八當時存在の物品と比較し、形態、内容、効用等の點に於て商品學上本質的に差異を有するもののみを指すと極く之を狹義に解することに依つて、新製品の市場進出を極力防止したのである。

(九) 内地業者の進出

内地に於ける公定價格の利幅縮少せらるゝや、臺灣に内地業者の支店、出張所を設け、臺灣に於ける同一業種業態の者と同一の利潤を得んと希求する者増加し、而も物資の流入を確保する爲には之等内地進出業者の利潤を或る程度認めざるを得ざるに至り、斯くて一方在來の臺灣業者の利潤減を來すと共に、之に因り或る程度の最終販賣價格の引上げを認むるの已むなきに至つたのである。

(一〇) 内臺間取引段階の變化

從來製造業者より仕入れつゝあつた者は卸賣業者より、卸賣業者より仕入れつゝあつた者は小賣業者よりと内臺間に於ける取引段階の低下を見たるもの尠しとしないのである。内地自體及内臺間に於ける取引機構の改變にも因るが、取引數量及商品回轉數の減少と利潤の壓縮に因る兼業的傾向の強くなりたる爲、斯かる取引狀態の變化を招來し、臺灣の業者亦物資招致の必要に依り不本意ながら之を認めざるべからざることとなり、仕入價格は昂騰し従つて臺灣の

物價高がその範圍内に於て結果されることとなつたのである。

(一一) 内臺間運賃諸掛の増嵩

船運賃の昂騰、包装の悪化に依る商品の減損率の増大等に基因し最終販賣價格を九・一八停止線に止めしめ得なくなつた。

(一二) 事實上の價格騰貴

品質の低下、量目の減少に因る事實上實質上の價格の昂騰。

(一三) 應急處置としての協定價格の認可

昭和十五年七月第四回の改正に依り暴利行爲等取締規則は、各法定價格區分の明示を要求した爲、停止價格を以て販賣し得ざる物品に就き協定價格の認可申請をなす者一時に殺到し、拙速主義に依る處理を餘儀なくせしめられたる爲め過渡期的現象として各業者間の中庸價格に依るべき原則は一部の物品に就き假令一時的にもせよ破られたかの觀があり、従つて九・一八價格を上廻ることとなつたのである。之等は今後公定價格決定に際し逐次是正して行く必要があるのである。

(一四) 勞賃殊に日傭勞働者の勞賃不統制に因る生産費の増嵩

日傭勞働者の勞賃に就ては雇傭主相互間に於て、又は農會、農事實行組合、商工會等の團體に於て勞賃の協定を爲し、地方長官が認可することとなつて居る。而して此の協定が行はれず、又は協定不参加の雇傭主が多いときは、公定勞賃を決定し得るのであつて、其の目標は九・一八當時の賃金水準確保に在るのであるが、内地同様未だ積極的統制が實施されない爲、勞働力不足の折柄、雇傭主は被傭勞働者を失ふことを虞れ、競争的に勞賃を引上げる結果となり、勞賃は價格形式の最重要要素なる爲、之が生産費をして増嵩せしむる最も有力なる原因となつて居る。

(一五) 停止令の除外價格の過多

停止令は停止線を畫する際に相當重要なものに就き、且つ多きに過ぎる除外例を設けた。即ち生鮮食料品、土地建物、立竹木、書畫骨董等に就てあるが、之等は他の一般物價同様九・一八價格に依らしめることは物の特質上、或は技術的に困難であるとの理由の下に一應統制外に置かれたのであるが、當時は一般業者は公益優先に依る商業倫理を悟らず、従つて之等は思惑取引の對象となり或は物價悪循環の素因となり、或は原價計算の基礎を昂め、一般物價統制に甚大なる悪影響を及ぼし、九・一八價格の維持をして益々困難ならしめた。(之等に對する其の後の措置に就ては後述する。)

斯くて價格等統制令に依る九・一八停止線は一見脆くも潰えた如く見えるのであるが、物價對策の根幹たる低物價の目標は依然九・一八價格を基準として居るのである。於茲物價對策、就中現在に至る迄の低物價政策の目標の動きに就て回顧して見たいと思ふ。

第四節 臺灣に於ける低物價政策の動向

物價騰貴抑制の爲に採るべき具體的方策に就ても物價の内外地一貫性に鑑み、臺灣特殊事情に基く特殊措置を除いては凡て内地のそれに則せしむべく努められて來た。中央物價委員會は「公定價格、基準價格等の決定並に其の實施に關する方針」として「爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興及國民生活維持の爲現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講ずると共に、基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及配給統制を併せ強化し、物價の引下げを行ふこと」(徐州陥落後ノ支那事變進展ニ伴フ國家總動員上緊急ヲ要スル物資需給計畫實施ニ關スル方策)十項目ノ一)と政府の方針を明にした。即ち政府は右の趣旨を明かならしむべく物價低下の目標は支那事變前への物

價の引下げであると簡明に宣言したのである。此の時を契機として我國物價政策は、物價騰貴の抑制より積極的なる低物價の時期に入り、茲に低物價の目標が一應明にされたのであつて、此の目標は現在に至るまで三度の變遷を経過して居るのである。

第一期に於ては事變前物價への復歸を目標とした。即ち昂騰しつゝ物價を抑へて遮二無二に事變前の物價に引戻さうと云ふ努力が続けられた。此の目標は外形的表現として粗策的であるが、一般には頗る容易に理解し得られる表現方法であつたのである。唯之には自から條件が附いて居なければならぬ。即ち我が國は原材料の關係に於ては外國からの輸入に俟つ處が大であり、經濟的の自主獨立性には乏しいが、之等國際事情に關係なく、物價高の主たる原因が國內的事情のみ基づくものであるといふことが必要である。國內的事情に基いてのみの物價騰貴ならば、事變前の物價への復歸といふ事が考へられるが、必需物資の大部分が國外からの輸入に俟たなければならぬことになる。國外に於ける物價高に影響されるところ大である爲或る程度は抑へられても、絶對的に之を抑制して遮二無二に事變前の物價に復歸すると云ふ事は望めない。之は内地依存性の強い臺灣移入品物價に就いても同様のことが云ひ得られるのである。唯當時に於ては世界物價の大勢は我國のそれに比し寧ろ低下の傾向にあり、我が國の物價が高く、寧ろ世界物價は低く而も國外のそれが次第に低下する如き傾向にあつたが爲に、外國の物價に影響されることは極く僅かであることの見透しがついて居たので、事變前の物價への復歸が目標とされたのである。然るに支那事變が長期化するに伴ひ此の目標の具現化が次第に困難になり、且近代戦は消耗戦である關係上、財貨の方面より見るも日が経つにつれ益々困難性が加はつて來た。即ち事變が長期に亘る關係上戦争に依る處の効果が本質的であつて、例外的一時期的ではない、一定期間經濟事情が變態ながらも繼續して居ると、それが次の時代の經濟事情を劃して織込まれ、次の時代の素因を作る事になるので、事變前の物價への復歸と云ふ目標はその實現の困難であることが悟られ、事變動

發後約一年半にして茲にその目標を抛擲したのである。

第二期に於ては、國際物價水準への一致を目標として居る。即ち第一期の絶對的低物價方針を改變して相對的低物價方針を採用したのであつて、物價統制實施要綱は物價基準の決定に就て「現下の物價統制の目的は、現在の爲替相場を堅持しつゝ輸出を増進し生産の擴充、軍需の供給に支障なからしむると共に、國民生活の安定を圖り、戰時經濟の運営を全たからしむるに在り、而して之が爲には國內物價の安定を急務とし、其の基準は國際物價水準に照應して輸出の増進を可能ならしめることを其の目標とす」と言つて居るが、第二次歐洲大戰に原因する國際物價の動搖に依つて此の目標も亦崩れて來たのである。

歐洲の動亂が擴大するにつれて世界經濟が戰時状態になり、従つて世界的インフレの傾向が強く世界の物價高が招來されて、我國の物價の割高事情が解消されたのである。即ち第二期の低物價の目標が自然的に崩壊したのである。我が戰時經濟の最脆弱點である内外物價の跛行關係が外部の力に依つて是正された。即ち物價騰貴抑制策が茲に變化を見て、今後は、國民經濟の通常的安定對策としての低物價、生産力の擴充と最少限度の生活必需品の確保を阻害せざる事を限度とする低物價が目標となるのであつて、斯くして即ち國防經濟の確立を最終目的としての戰時適正價格の形成が要請されて居るのである。而して此の戰時適正價格形成の場合の具體的標準如何と云へば、假令九・一八價格は前述の諸種の原因に因つて一部の物品に就ては其の停止線から相當の距りを見せて居るとは云へ、依然として九・一八價格を以てすべきであらう。

第五節 臺灣物價の現状

臺灣物價の現状を先づ物價指數に就て見る。臺灣卸賣物價の基準となるべき臺北市の示す卸賣物價指數は、昭和十

二年六月即ち支那事變前を基準として、食料品（十三品）、嗜好品（七品）、衣服類（五品）、燃料（三品）、建築材料（七品）、肥料（四品）、其他（七品）の四十六品の總平均（臺灣銀行調査）は、昭和十四年九月現在に於て一二五であつたが、價格統制令實施後に於ても騰勢止まず、昭和十四年十二月末現在に於ては一二六となり、昭和十五年十月末現在に於ては一二五となつて居る。即ち卸賣物價に就ては三五〇の騰貴となつて居る。小賣物價は時間的に開きこそあれ卸賣物價の騰落に追隨するのが常であり、之と略同様の指數を示して居るのである。

而して之を種類別に見るときは（昭和十五年十月現在）

第二表

食料品	一二七
嗜好品	一三七
衣服類	一七八
燃料	一三六
建築材料	一五五
肥料	一五九
其他	一五四

となる。

事變以來生産、配給、消費の各方面に亘り適宜統制が行はれ價格操作のみならず、經濟全般に亘るあらゆる操作努力にも拘はらず、物價は上昇の一途を辿つたのであるが、最近騰勢は漸く衰へ、物價統制も昭和十五年の年末に近く軌道に乗つたかの觀がある。其の主たる原因を擧ぐれば次の如くである。

(一) 公定價格の普及

昭和十六年一月十日現在に於て公定價格を設定したる物品は、價格等統制令第七條に依り、臺灣總督の指定せるもの一六、九〇八點、知事、廳長の指定せるもの一、二七五點（纖維品）合計一八、一八三點に達して居る。之を品目別に見るときは（臺灣總督の指定に依る分）

第三表

織維品	二、七〇四
金屬品	七、二七五
化學工業品	三、六三三
食料品	九六九
木材	二九
燃料、木材製品、雜品	二、二九八

となる。又組合・團體等の協定價格に對し認可せるもの左の通りである。

第表四 協定價格認可調（昭和十五年十二月末現在）

一、總督府に於て認可せるもの	件數	點數
織維品	二	七
金屬品	三	一二八
化學工業品	五	八六九
食料品	二四	一、一二四
雜品	三	五
計	三七	二、一三三
二、地方廳に於て認可せるもの	件數	點數
臺北州	三〇八	三四二、六九三

新竹州	一八九	五六、二八八
臺中州	二〇一	四四、三六〇
臺南州	八五一	二五、三五八
高雄州	一、六八九	一〇四、四五三
澎湖廳	一四	一、六〇六
花蓮港廳	二四〇	三七、一六六
臺東廳	一一一	一一、四三五
計	三、六〇三	六二二、三五九

斯く重要生産資材並に重要生活必需品の大部分に就て價格が指定され、又は協定價格が認可され、而も最近に於ては價格の維持勵行が確保されて居るので、物價は一應落着きを見せたかの觀がある。

次に臺灣に於ける公定價格の影響及臺灣に於ける價格指定の特異性に就て述べたい。府令物品販賣價格取締規則に依り、年月日に依る價格指定及額の指定は

(一) 年月日に依る價格指定

- 一 綿、ステープルファイバー、羊毛、山羊毛若クハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル絨及人造絹絲（昭和十三年九月十二日）
- 一ノ二 綿、ステープルファイバー、羊毛、山羊毛若クハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル絨、又ハ人造絹絲ヲ原料トシテ製造シタル絨、又ハ人造絹絲ヲ原料トシテ製造シタル織物（フェルトヲ含ム）及莫大小（昭和十三年九月十二日）
- 一ノ三 綿、ステープルファイバー、羊毛、山羊毛若クハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル絨、人造絹絲又ハ前項ニ掲グル物品ヲ原料トシテ製造シタル紐、繩、綱、網、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース（昭和十三年九月十二日）
- 一ノ四 製綿（昭和十三年九月十二日）
- 二 皮革製品（昭和十三年七月十四日）

(一) 物品販賣價格取締規則に依る額の指定

金屬品

四點

を初めとして其の後價格等統制令に依り價格指定の行はれたるもの一八、一八三點に達して居ること前述の通りである。

(イ) 公定價格實施に依る影響

第一に生産方面に於ては次の如し。

- (1)、公定價格の設定普及に直接基因する業績不振、操業不能の如きもの殆どなく、轉業者又は休業者の如きも、多くは物資、殊に原材料の臺灣移入量の減少、又は物資の使用制限等の影響に因るものが其の大部分を占めて居る。
- (2)、規格外製品の出現したること。殊に移入纖維製品に就ては内地に於ける規格品の如きは一時殆ど其の影を没したのである。即ち規格外品の市場氾濫に對應し、東京、京都、大阪、愛知の四府縣に於て、業者を中心とする纖維品販賣價格査定委員會を設置し、規格外品に就き價格の査定を行ひたるもの、所謂査定價格品の移入が大部分であつて、而も何れも尨大なる數量の纖維品の價格査定に慎重を期し得られなかつた爲か、類似品たる規格品の價格を遙に上廻るもの續出の傾向に在つた。最近商工省は、地方公定價格の全面的調整に乗出して、全國一率に公定價格の統一を圖り、從來の一品宛の列舉制度に據らず、包括的價格形成制度所謂價格の枠式決定方法に據ることとなつたので、今後は規格外品の移入は減少するものと思はれる。
- (3)、製品の性質低下しつゝあること。
- (4)、内地に於ては小經營者の没落と組合組織に依る共同化を促進しつゝあり、又大企業が小規模經營を併呑し又は

合同しつゝある。蓋し同一業種業態に屬するものに就き合理的に行はれつゝある企業經營を基準とし適正利潤を決定して居るからである。然し臺灣に於ては未だ斯る現象は顯著とは云ひ難い。

第二に、配給機關方面に於ては次の如し。

- (1)、卸商が直接小賣を爲すの傾向あること。然し斯ることは、小賣の實績を有し、且小賣を爲し得る人的並に物的施設を有するものゝみに限られ、其の他は卸賣業者販賣價格を以て販賣せしめて居る。
 - (2)、從來内地卸商の販路擴張の爲にする割戻制、其の他臺灣に於ける移入業者又は小賣商優遇の慣習が廢止せられつゝあること。
 - (3)、取引の現金取引化の如く從來の商慣習に影響を及ぼしたること。
 - (4)、内地卸商の注文取派遣が廢され、却つて仕入れの爲内地迄買出しに出向きつゝあること。
 - (5)、返品、値引等が減少しつゝあること。
 - (6)、内地商人の臺灣進出(支店・出張所の開設)の傾向に在ること。
- 内地に於ては、小賣商が共同して生産者並に問屋より直接購入し、中間卸商を排除しつゝあり、又物品に依つては消費者が生産者から直接購入せんとする傾向強きも、臺灣に於ては一部の業者を除きては斯かる傾向未だ顯著とは云ひ難い。

第三に、消費者方面に於ては次の如し。

- (1)、比較的廉價な公定價格品を買漁らんとする傾向次第に顯著ならんとして居る。
- (2)、掛賣が廢止され、現金取引へ移行せんとしつゝある。

(ロ) 協定價格制度に就て

既述の如く協定價格制度は、價格等統制令の云はゞ中核體をなして居り、且當初に於ては九・一八價格の凹凸是正の目的もあつたが、先づ業者の中庸價格を採つて協定價格の認可を行ひ、出來得ればそれを公定價格に引直さんとした。重要生産資材及重要生活必需品に就ては可及的速に價格形成の必要があり、従つて價格の公定は一時停頓しても協定價格の形成、認可を多からしめんとして全力が之に傾注されたのである。就中臺灣に於ては、前述の逆鞘問題の解決に資すべく一層の努力が拂はれたのであるが、協定價格の認可方針が業者の九・一八價格の中庸價格を基準とし、仕入價格の値上りに因る眞に己むを得ざる場合にのみ九・一八價格を上廻ることを認めることとした爲、業者中他の業者より高價に販賣しつゝあつた業者は、價格の協定を喜ばず、且協定價格は事實上業者中の最高價格に近づきつゝあつた爲、業者の自治的價格形成に依る協定價格制度は現下の低物價政策に合致せざる結果となり、物價當局はこの制度に信を措き難き状態になつた。加之昭和十五年十月二十五日施行の價格等統制令改正勅令に依り、同令第二条乃至第四條の規定は昭和十六年十月十九日に至り失効することとなつたので、茲に公定價格一本槍で可及的速に公定價格を全必需物資に普及せしめざるべからざることとなつたのである。

(ハ) 臺灣に於ける價格の指定

臺灣に於ける物價は内地依存性強き爲め内地に於ける公定價格、協定價格乃至は九・一八價格を基準として運賃利潤を加算して決定するものが其の大部分を占めて居るが、就中公定價格に就ては、内地公定價格と臺灣の原價計算とを折衷して決定するもの(例之金屬品中故又は屑の鐵、食料品中醬油、菓子、生鮮食料品、細軸燐寸、洗濯石鹼等)

及臺灣に於て原價計算を行つて決定するもの(例之纖維品中雜粗纖維、黃麻、金屬品中臺灣銅、空罐、化學工業品中蠟燭、食料品中生豚、落花生、味噌、清涼飲料、木材中檜枕木、燃料中木炭、煉炭等)も相當數に達して居るのであつて、既に指定された價格に就き之を分類すれば次の如くである。	
内地公定價格に運賃利潤を加算して決定するもの	一五、七三四點
内地公定價格と臺灣の原價計算とを折衷し決定するもの	四七一一點
臺灣に於て原價計算を行ひ決定するもの	七〇三點
計	一六、九〇八點

(ニ) 臺灣に於ける高物價の原因

臺灣の物價は諸種の事情に依つて内地に比して割高であり、従つて公定價格又は協定價格を最終販賣價格に就き内地に於けるそれと比較すると可成りの開きを見るのである。高物價の原因中には從來に於けると同一事情にあるもの、内地に於ける公定價格決定の影響を受けたもの、臺灣に於て原價計算の行はれた場合の特殊的原因に依るコスト高等、必ずしも各物品に就て同一ではないが、其の主たる原因として次の如きものを挙げ得る。

(1)、業者の取引段階の多きこと、内地に於ては物品にも依るが大體生産者、卸賣業者、小賣業者の三段階となつて居り、大工業に於ても生産者の次に特約店としての元卸賣業者のみの存在であるが、臺灣に於ては移入業者の下に卸賣業者、地方に又小卸賣業者と云ふ如く一段階乃至二段階多いのを普通とする。之は將來配給機構の改革に伴ひ整理すべき性質のものであるが、現在は一應當該段階の利潤を認むるの己むなき状態に在る。之物價割高の一大原因である。

(2)、臺灣は生産地より遠隔の地に在る爲常に相當量のストックを必要とする關係上之に對する金利、保管料等を要すること。

(3)、内臺間の輸送途中の減損率大なること。

最近殊に包装の悪くなりたる爲、減損率は増大の傾向に在る。

(4)、内臺間の輸送途中の積替に依る減損率の多いこと。

(5)、臺灣向には特別の荷造費を要すること。

(6)、入荷後の高温多濕に依る損敗率の多いこと。

(7)、内臺間の輸送途中に於て破損其の他種々事故發生し、之に依る紛議生じ易く、且物資不足の折柄内臺何れに向けるも販賣價格同一なれば、特に臺灣向送荷を喜ばず、書信に依る物資の入手困難なる爲、仕入の爲内臺間の往復頻繁となり、之に要する経費も輕視し難き状態に在る。

(8)、取引は次第に現金化したること。

(9)、輸送期間の關係殊に最近の船腹不足に因り、着荷遅れ、従つて資金の回復の遅れること。即ち地元に於ける現金取引とは事情頗る異なること。

(10)、商品の回轉率の減少せること。小麦粉、醬油、清涼飲料等に就て容器を返還することとなり、之が返還に時日を要する爲に、商品の回轉率減少し従つて營業成績にも影響することとなる。又臺灣自體に於ても最近の物資輸移入減に依り、販賣數量減少し總利潤額は減少の傾向に在る。

(11)、内臺間輸送中の荷傷みに依る返品を卸元に於て引受けざること。

(12)、勞賃の昂騰率著しく且未だ統制充分に行はれざること。勞賃殊に日傭勞動者の勞賃に就き未だ統制行はれざる

爲、臺灣に於ける生産者に就き原價計算を行ふ際、コスト高を認めざるべからざることとは既述の如くであつて、工場勞務者に就ても内地に於けるそれと比較するときは、臺灣人勞務者に在りては賃金稍々低廉なるも勞働能率比較的不良なること。

(13)、工場費、經營費等割高なること。企業經營比較的幼稚なるもの多く、經營の合理化行はれず、爲に經營費、工場費等割高となり、而も之等は製品のコスト高となる場合多く内地より同一製品の移入さるゝ場合、兩者の價格均衡に就ては苦心の存するところである。

(二) 奢侈品等製造販賣制限規則の實施

現下に於ける經濟界の諸般の情勢と銃後に於ける國民生活の狀況とに鑑み、本島に於ても中央の方針に則し、昭和十二年法律第九十二號（輸出入品臨時措置ニ關スル法律）に基き、昭和十五年七月三十日府令第六六號を以て内地で謂ふ所の七・七禁令、即ち奢侈品等製造販賣制限規則が公布せられ八月一日から實施せらるゝに至つた。

本令制定の趣旨とするところは、

(一)、戰時經濟の運営に緊要な資材、動力、勞力、燃料等が、戰時國民生活上不急不要な物品、又は奢侈贅澤品等の製造販賣に充當されることを抑制して、これを直に戰時國民生活に必要な物品の生産、供給の維持確保に活用し

(二)、通貨の膨張其の他に依つて増加した國民の購買力が、戰時國民生活上不急不要な物品又は奢侈贅澤品等の購買に振向けられて居るのを抑へて、これに依る餘剩購買力を公債の消化や貯蓄の強化に轉換させ

(三)、戰時國民生活の刷新と緊張を圖り

(四)、併せて物品製造業者及び販賣業者中には利潤の追求にのみ没頭する向き多く、殊に心なき業者は、所謂停止

價格品に在りては其の規格を若干變更し、新製品なりと稱して額の吊上を爲し、又規格を定めて額の指定をすると比較的利潤の薄い公定價格品を作らず、殊更に公定規格以外のもののみを製造し、これを高價に販賣する等の脱法的行爲を敢てし、爲に市販品は新製品や規格外品を以て埋まり、公定價格品等は市場より其の影を没するに至つたので、規格外品の販賣を禁止して公定價格の維持勵行を圖らうとしたものであつて、本令に基き同年八月一日附の告示で、纖維製品、貴石類及其の製品、銀製品其の他の奢侈的製品の第一次製造販賣制限品目が指定され、更に同年十月十五日附告示第四百二十五號を以て生鮮食料品や料理等の品目が追加された。

本規則の業者及一般に及ぼした影響としては、前述の如く本令實施と同時に、纖維品を始め奢侈的製品の第一次製造販賣制限品目が指定され、此の種の物品は三ヶ月後の昭和十五年十一月一日より販賣することが出来なくなつたのであるが、販賣の禁止された物品の同日現在に於ける本島の在庫量を見るに、纖維製品のみで約三十萬點の多きに達し、他の法令に依つて製造禁止された物品其の他のものを入れると莫大な數量と金額に達するのである。従つてこれが業者に及ぼした影響は蓋し大なるものがある。

又本令公布と同時に、精動本部に於ても政府の方針に則し「贅澤は敵だ」と云ふが如きスローガンを掲げて贅澤排撃運動に乗出し、島民も亦克く本令制定の趣旨を理解自肅するに至り、銃後國民生活の刷新緊張に一段の拍車をかけるに至つた。

本規則の業者及一般に及ぼせる影響は前述の通りであるが、これが一般家庭に於ける副業を迄著しく阻害するが如きことなきを期するためと、刺繍が家庭の副業として好適なる點に鑑み、本令制定の趣旨に反しない範圍内に於て織物等に刺繍を施し、又は其の製品の製造若くは販賣をすることを認容せられることとなり、昭和十五年十月十六日附府告示第四百二十七號を以て規則第一條但書の規定に依り、知事又は廳長に同條但書の許可申請を爲し得る場合が公

示されたのである。

又同じ禁制品でも、所謂他の法令に依つて製造を禁止された物品は販賣を認めて居ると禁止を犯して製造をする不心得なものがあるので、闇製造を絶滅する爲其の販賣を禁止されたものであるから、物資活用の見地よりこれが販賣の一部例外を除くの外全部許容せられることとなり、昭和十五年十一月十四日附府告示第四百八十六號を以て、知事廳長の許可を受くべき場合として他の例外許可を爲す場合と共に告示せられた。

尙本令實施により最も打撃を受けたと思はれる纖維製品取扱業者の手持禁制品に付ては、物資活用の趣旨と業界の窮狀を救ふため、其の團體に於て在庫品中奢侈品には違ひないが、比較的奢侈的ならざるもの、即ち實用向のものを取纏めたる上一括して販賣の例外許可を申請させ、官廳に於て特に指定した認定團體をして一定の標準に基き、更に申請品が奢侈的なりや否やを認定させ、其の認定に合格したものに限り販賣を認められることとなり、在庫禁制品中約九割に販賣の許可が與へられた。

而して右許可を受けた物品に付ては、認定團體に於て一定の手數料を徴收し、其の手數料は同業者の金融や救済資金に充てられる仕組みになつて居るのである。而して本措置は、長期戦の深化と物動計畫の強化に伴ひ、戦時生活の確立を目ざして今後更に不急不要品、奢侈贅澤品として製造販賣を禁止する物品の範圍を増加し、限界價格も引下げられることにならう。

之は業者に對して深刻なる打撃を與へたが、一方一般消費者に對しては精神的に異常緊張を促したことは前述の通りであるが、之を經濟的に見ても國民の購買力を引締めることに與つて大なる効果があつた。

(三) 暴利取締令の強化

價格等統制令實施後に於ても闇取引の跳梁甚しく、法定價格の維持勵行は困難であり、其の主たる原因の一として、商品を一見して、消費者は如何なる種類の價格なりやを明に知り得ざること、及び程度の差こそあれ、同様の理由に因つて經濟警察の取締が困難視されたことを擧げ得るのである。斯かる缺陷を是正する意味に於て昭和十五年七月十一日暴利行為取締規則を改正したのであるが、其の効果は豫想外に大きく、經濟警察の取締も一段と峻烈となり、價格の維持勵行が確保されることになつた。改正の要點は次の如くである。

- 一、何人と雖も、不當の報酬を得て購買者の依頼を受けて物品購買の媒介を爲し得ざること明確に爲したること。
- 二、物品賣買の媒介は、業者間の販賣購買の媒介に止らず、苟も不當の報酬を得るものなるに於ては、通常人間の物品賣買の媒介も爲すことを得ずと爲したること。
- 三、公定價格の設定されたる物品なりや、協定價格の認可を受けたる物品なりや、又は指定期日に於て停止される物品なりや等の表示を爲さしむることとしたること。
- 四、物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量若くは數量の表示又は之に關し必要な事項を命じ得ることと爲したること。

(四) 價格等統制令の例外となつて居る物品の價格統制

價格等統制令の効果は減殺した大きな原因の一は、九・一八の停止線に除外例が多かつたことである。即ち生鮮食料品、土地建物、有價證券、取引所商品、書畫骨董の如きこれである。之等は必ずしも價格停止の必要を認めないものと、必要は認めると技術的に種々困難を伴ふものとを包含するが、殊に生鮮食料品と土地建物を除外したことは他

の一般物價にも甚大なる影響を及ぼす素因ともなつたのである。

之等除外品目は何れも投機や思惑の對象となつた。木材の騰貴は土地の値上りや思惑を招來し、建築の制限(臺灣は直接法規に依らない)は建物の値上りを呼び、書畫骨董類は盛に投機の對象となり、又之等の騰貴は反轉して一般商品の騰貴を刺戟し價格停止の勵行は著しく阻害された。

(1)、生鮮食料品は、九・一八價格より除外されたが、未だ生産及び配給の統制確然たらざること、市場機構の改正を要すること、一般商品と其の性質を著しく異にすること(鮮度に依つて動く即ち固定性なし、規格を決定し難く即ち單一性なし)等は、之が價格の公定の如き殆ど不可能視せられて居た爲に、其の價格は奔騰に奔騰を重ね、戦前に比し一〇〇%の暴騰を見て居るものも尠くなく、俸給生活者乃至は一般勞務者達の臺所の一大脅威となつて居た。その騰貴狀況は次の如くである。

第五表

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
魚介類	一〇〇	一一五	一六八
蔬菜類	一〇〇	一〇五	一五〇
果實類	一〇〇	一一一	一七一

備考 (一)、昭和十二年乃至昭和十四年の実績あるもののみ

(二)、品種は魚介類四十八種、蔬菜類七十七種、果實類三十三種とす

(三)、蔬菜類中、松茸、山葵は内地の例に倣ひ一應除外す

茲に於て當局に於ては、あらゆる困難を排除して、昭和十五年十二月に市場出廻量より見ての重要品目たる生果菜類三十三種、生魚介類一九種に就き價格を公定し、大中の値下げを斷行した。之は直接臺所の脅威を救つたばかりで

なく、一般物價統制に非常なる効果を齎したのである。

(2)、土地建物の價格に就ては、後述の如く宅地建物等に就ては價格の統制が行はれ、森林の土地及原野の價格は一般農地と共に農地等價格統制令として、又森林と共に立木が一體として賣買される場合及び立木單獨の場合に付ては森林價格統制令として目下關係方面に於て成文の準備を急いで居るので、近く發令實施せらるゝであらう。

以下既に公布を見たる宅地建物等價格統制令に就て述べんに、今次事變勃發以來生産力の擴充に伴つて工場敷地の需要が増大し、又勞働力等も都市其の他の股販産業地帯に集中した爲に住宅が拂底し、宅地や建物の價格も漸次昂騰の趨勢に在つた。而して價格等統制令が土地や建物の價格を一應除外した關係上、土地建物の投機的思惑買や、先高見越による賣惜みの傾向を生じ、更に惡質のブローカーが現はれる等種々の事情に依つてこれが價格の騰貴に一層の拍車をかけるに至つた。本島の狀況を調査するに、臺北市内は事變前と昭和十五年九月現在とで約四三%方騰貴して居り、高雄、花蓮港等の所謂新興地帯に於ては事變前の數倍に至るものも有ると云ふ状態になつた。斯かる事實は單に地代家賃の昂騰を招來するだけでなく、物の生産費も自ら割高となり、物價は更に騰貴し、國民生活の安定乃至は一般低物價政策の遂行を阻害するので、國家總動員法を發動して之が價格を統制することとなり、其の應急對策として差當り今回は最も弊害の甚しい部分即ち

(イ)、投機的思惑に依り、宅地又は建物が轉々賣買される場合

(ロ)、宣傳廣告に依つて土地思惑を煽り、地價を異常に吊上げ弊害の起り易い土地分讓の場合

(ハ)、宅地以外の土地(農地等)が住宅や工場敷地として讓渡される場合

の三つの場合の價格のみを抑制することとなり、昭和十五年十一月二十一日勅令第七百八十一號を以て宅地建物等統制令が制定公布せられ、内地は同月二十五日より、臺灣に於ては翌十一月二十六日より施行せられることとなり、同

月二十五日附府令第九十一號を以て其の施行規則が公布せられたのである。

次に地代及家賃に就てあるが、之が適否は國民生活の安定に重大な關係を持つばかりでなく、一般物價を安定せしむる上にも重要な問題であるが、今次事變勃發以來生産力の擴充に伴ひ、工場敷地等の需要頗る増大し、又勞働力も都市其の他の股販産業地帯に集中し、加ふるに建築資材の獲得難、建築費の昂騰等に依り、住宅の新築も自ら制限せられ、住家の拂底を招來し、地代や家賃が漸次昂騰するに至つた。

試みに臺北市内に於ける之が騰貴狀況を見ると、地代は事變前に比し住居地に於て約四二%、店舗地に於て約六七%の昂騰を示し、家賃は十五疊以下のもので約二七%、三十疊以下のもので約二九%、五十疊以下のもので約三八%方騰貴して居る。これは臺北市内に於ける一部の調査であるが、各地共相當騰貴して居り甚しきに至つては倍額になつて居るものもあるのである。

斯くて之が素因をなして生産費も自ら割高となり、物價騰貴に拍車をかけるばかりでなく、延ひては國民生活の安定をも阻害することになる。そこで政府は物價騰貴抑制の應急方策を實施するに當り、地代家賃も他の價格、運送賃、保管料、加工賃、賃金等と相並んで必要なる統制を加へることとなり、昭和十四年十月國家總動員法第十九條に基き、地代家賃統制令を公布し、内地は同月二十日、臺灣は同二十七日から施行せられたのである。

本令は單に借地人や借家人の保護のみを目的として制定せられたものではなく、其の目標は一般物價の安定に在つたのである。而して同令は一應昭和十五年十月二十日から効力を失ふに至つたのであるが、其の間、同法令が地代、家賃の抑制は勿論、これと緊密なる關聯性を有する一般物價の統制並に國民生活の安定に及ぼした効果は蓋し尠少なからざるものがあり、又一面我が國内外の情勢に鑑み、之が統制を更に強化する必要があるので、政府に於ては昭和十五年十月十九日に勅令第六百七十八號を以て、新に地代家賃統制令を制定公布し、内地は同月二十日より、臺灣には

昭和十六年七月一日より施行せられることとなり、新令が施行せられる迄は仍従前の地代家賃統制令（以下舊令と云ふ）が効力を有することとなつた。

而して来る七月一日より臺灣に施行せられる新令も、舊令に依る従前のそれと大體に於て同様である。即ち

（一）、昭和十六年七月一日（内地に在りては昭和十五年十月二十日）前に既にあつた地代と家賃は増額の許可を受けた場合と減額を命ぜられた場合との外は据置きとし

（二）、其の後新築其の他によつて新に定められる地代や家賃に付ても、従前と同じく一應當時者が自由に定めるところを認め、その地代や家賃の届出を爲さしめ、若し夫が不當に高額な場合に於ては知事又は廳長が減額を命ずると云ふ仕組になつて居る。

（三）、又今後新たに定められる地代家賃に就てそれが不當に高く定められることを防止すると共に、これが經營に適當な収益を得させて住宅難の今日この點からの貸家の供給を阻害せしめない爲、新に此の種の地代家賃に付てその適正標準を定めることとし

（四）、尙其の他舊令實施の經驗に徴して統制の強化徹底の爲必要な規定が整備せられ、又新令に於ては舊令のやうに有効期間を限定しないこととなつた。

（五） 間 接 對 策

以上は云はゞ直接的對策であるが、次に間接的對策の内、一般消費の調整、物資の供給確保、配給の合理化、運輸の改善、精神運動との聯繫の五項目に付て述べたいと思ふ。

先づ第一に、一般消費の調整對策としては、消費の節約、消費の合理化、購買力の吸収、代用品の使用獎勵等であるが、消費の節約及消費の合理化、代用品の使用獎勵に付ては豫算の節減を初めとし官廳自ら率先して實行すると共に一般民間の協力が要請されたのである。（例へば罐詰類の八割節約）

購買力の吸収就中貯蓄の獎勵に付ては、昭和十三年度に於ける全島の國民貯蓄目標を五千萬圓とし、官民一致の協力を要望し、昭和十四年度に於ては目標を一億圓とし、何れも豫期以上の成績を挙げ、更に本年度の貯蓄目標は一億圓となし目的貫徹に努力して居るのである。

第二に、物資の供給確保對策としては生産力の増大、輸入力の増進、廢品及不用貯藏品の回收利用等が實施された。生産力の増大に付ては内外地協力の下に生産力擴充四ヶ年計畫を樹立し、本島特殊資源の生産増大を期しつゝあるが、同時に他方生産力擴充方策の一として臨時資金調整法を運用して資金の合理的集中に努めつゝあるのである。

輸入力の増進に付ては輸出を奨励すると共に、之と併行して重要物資輸入の増大を圖つたが、更に之が根本對策として、産金法及金使用規則の施行に依り、金の増産並に確保を圖ると共に、死藏金の賣却を奨励して非常な好成绩を擧げた。

第三に、配給の改善方策としては、配給機構の組織化と配給管理とを實施すべく、昭和十三年七月以降各種配給統制に關する法規を制定公布し、夫々當該物資の圓滑なる配給を圖つて來たのである。

第四に、運輸の改善に就ては官廳の慫慂に依り、内臺間運輸の海運業者或は島内の自動車業者に於て統制が行はれて居るが、先般本島にも小運送業法、海運統制令及陸運統制令が施行され運輸の圓滑、運賃の統制に努めて居るのである。

第五に、精神運動との聯繫に就ては、既述の諸對策の實施に當つて、一面行政的活動に依るの外國民精神總動員運動との密接なる聯繫を保持し來つたのであつて、各種社會團體の活潑なる運動に依り、時局の認識を深め物心一如にある。

依る實効を擧ぐべく努力されて居るのである。

尙物價調整に當つては一般經濟界の動きを知悉する要があるので、全島主要の街に物價調査委員を置き、經濟常識の豊富なる實業團體の代表者を之に當て、知事又は廳長の指揮監督に屬せしめ、物價統制に關する實地調査に當らしむることとし、一方島内各市に於ける實地調査は臺灣商工會議所に委託されたのである。

次に島内品の積極的増産に就ては現在行はれつゝある賣惜み、買溜、闇取引等は物資の不足が主因であるので、根本対策としては之が増産を圖らねばならぬことは云ふ迄もないのであつて、臺灣の經濟は大部分内地に依存して居るが、尙一部食糧品及日用必需品等に付て相當の島内生産があるので、戦時經濟維持上必要ある物品に付ては、單に島内需要を充足するに止まらず、内地又は特殊需要方面に對しても充分なる供給を爲し得る様積極的増産計畫を樹立し、集中的に増産を圖る必要があるので、右趣旨に従ひ増産の徹底が圖られて居るのである。

(七) 物價調整に關する内臺間の連絡

次は物價調整に關する内臺間の連絡に就てであるが、既に屢々述べた如く臺灣は主要物資の大部分にして内地依存性の強い處にあつては、物價事情及之が対策も亦一部を除ては内地に於ける夫等の延長たり、模倣たり、又縮圖の如き感がするのであつて、前述の如き諸種の物價対策が如實に之を物語つて居るのである。故に物價統制實施要綱中にも要望されて居る「内外地間の物價の総合的調整」、「物價統制機構相互間の事前協議又は通報等に依る協調」等内外地間の物價調整に關する緊密なる連絡こそ目下の最大關心事でないならぬ。然るに、從來之が充分なりとは云ひ得なかつたので、既述の如き種々の不都合を生じたので、之等を是正する意味に於て、昭和十五年四月以來既に五回に亘つて内外地物價懇談會が開催されて居るのである。即ち臺灣は第一回の懇談會以來、引續いて從來内外地間の

連絡不調整の爲に内地に則應せる物價政策の具現化に困難を感じて居つた諸種の重要問題が提出され、拓務省、商工省、農林省等關係方面に其の解決方が要望されたのである。

臺灣總督府の提出事項中一般且重要なるものに就て述べれば左の如くである。

(一)、内外地間物價の総合的調整上の必要事項に付協議及通報方の件

内容——内外地に於ける物價調整に關し全く一體たるの實を擧ぐる爲には、現在の如き連絡状態にては内地の具體的實施方針又は其の方法に付内容を充分知悉し得ざるものがあり、従つて内外地同一歩調にて物價統制を實施し得ざるの憾がある。依て重要事項及外地產品の價格指定に付ては將來一層緊密なる連絡を保持せしむる爲、事前協議の方法を講ずると共に、地方廳に對する通牒、通達等實施事務に付具體的指示を爲したるものは其の都度速報する様取計はれたい。

(二)、内地物價決定の際外地物價に付考慮方の件

内容——從來生産者に於て運賃を負擔し、内外地同一價格にて販賣せる物品の價格を指定又は認可せらるゝ場合は、成るべく從來の取引慣行を變更せしむることなく外地物價の調整に付いても併せ考慮せられたい。

(三)、配給機構の調整に關する件

内容——最近内地卸賣業者の小賣兼業化等に依り内外地取引價格が最終段階の價格となる傾向があつて外地の物資必需量確保及價格維持上憂慮すべきものがある。依て配給機關(取引段階)を整理する等取引の合理化に付至急考究の必要がある。

(四)、外地必需物資の供給確保に關する件

内容——臺灣は島内消費量確保の外に、南支占領地區に於ける必要物資の輸送量を確保するの要があるが、之が爲

には内地に於て生活必需品物資に付、統制會社、共販會社等外地向出荷團體を設立せられ、外地に於ても之に對應して移入業者を一丸とせる荷受團體を設置し、右會社の直接特約店として認むる方法は以上の必要を充足せしむる爲の適切なる方策のみならず、外地必需品の移入に付手段方法を選ばざる結果生ずる闇取引の防止ともなり、物價對策上よりするも急施の要がある。

(五)、内地に於ける價格の維持取締に關する件

内容——外地に於ける必需物資中内地依存性強きものに付ては、内地に於て指定期日價格、協定價格、指定價格が維持せらるるでなければ内外地間の正常なる價格に依る取引は不可能となるので、内地に於ても此の點充分考慮の上之が維持勵行方に就き手配せられたい。

(六)、公定價格は各取引段階に付決定方の件

内容——卸賣價格と小賣價格のみ定められたる物品(例へば兵庫縣協定酢)に付、従來は生産者との間の取引であつたものも右公定により最終卸賣價格となる傾向にある。生産者價格の指定なきものに付善處せられたい。

(七)、内地に於て企圖せらるる配給機構整備の連絡に關する件

内容——本島に於ては商業組合法及工業組合法未だ施行せられざる爲、業種別、業態別の強力なる統制團體の設置せられたるもの尠く、物價調整上多大の不便を痛感しつゝあつて價格の指定或は協定價格の認可に當り、之が勵行を期せんが爲、急遽任意組合を結成せしむるの實情に在る。然るに内地依存物資に付ては、内地に於ける配給機構の態様如何に依りては本島に於ける業者が不利なる立場に置かれ、惹いては本島配給機構の整備に支障を生ずる場合が尠くない。就ては内地に於て配給機構の整備を企圖せらるる場合は、豫め外地と充分連絡を圖られ度又成案を得次第其の内容を通報せられたい。

(八)、公定價格品の引渡條件嚴守に關する件

内容——商工省公定價格中、臺灣向けの商品に付て引渡條件が買主最寄港沖渡とある場合に、實際上の取引に於ては、内地製造業者に於て臺灣迄の運賃を負擔せざる傾向顯著となりつゝある(例へば石鹼、齒磨)。之に對する取締を講ぜられ度。

(八) 官廳間に於ける物價調整機構

次に官廳に於ける物價調整機構に就てであるが、事變以來物價調整事務は總督府に於ては殖産局、商工課、州廳に於ては勸業課(澎湖廳は庶務課)の一部に於て實施し來つたが、事變の進展と共に物價調整事務は質量共に加重し來り、従來の態勢にては到底完全なる事務の遂行を期し難きに至つたので、昭和十五年二月十七日總督府は殖産局に物價調整課を設け、各州廳には勸業課の事務中物價調整、物資需給調整、勞務調整の事務を分離し、之を以て經濟統制課(臺東花蓮港廳は係)を設置し夫々定員を配置して物價統制上遺憾なきを期しつゝある。

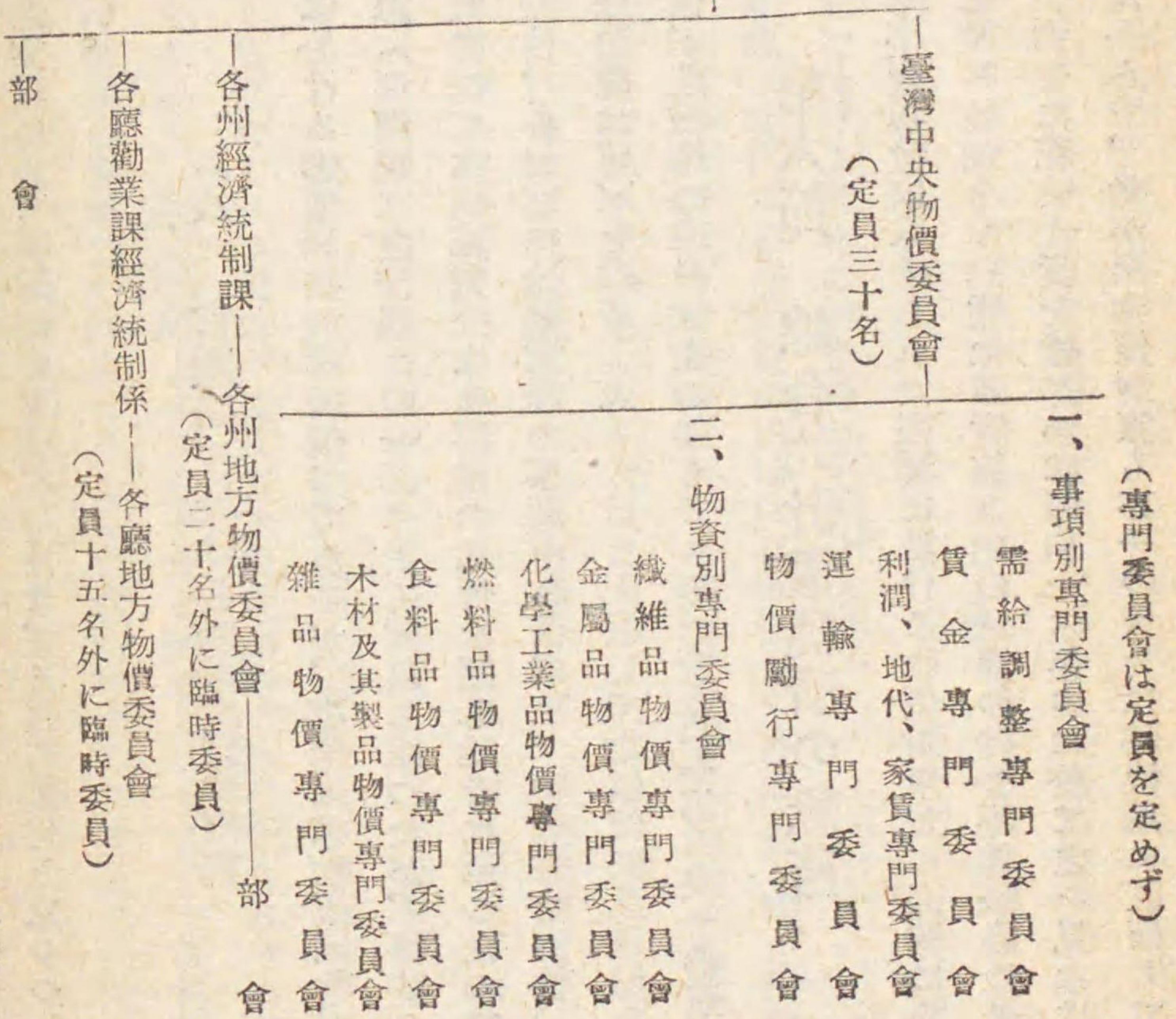
尙本島物價調整機構の現況は左の如くである。(次頁「第六表」参照)

第六節 綜合的計畫經濟の急務

以上が支那事變勃發以來採られた臺灣に於ける物價對策並に臺灣に於ける一般物價事情であるが、既述の如く昭和十五年は實に價格統制令の忠實なる實施と此の法規の持つ不備缺陷の是正に對する苦難の一年であつた。而して之等の價格操作が如何に花咲き實を結ぶかは昭和十六年中に於て之を見なければならぬのである。然し乍ら價格體系混迷の時代は未だ去らず、我が國物價對策も亦一の大きな轉換期に直面して居るのである。之を、今は無き物價對策審議

第六表

殖産局物價調整課



(専門委員會は定員を定めず)

會の第一回答申の言葉を藉りて云ふならば、「物價政策の重點は、低物價の方針に依り、必要物資の價格公定を促進すると共に、不急不要の生産に就き原材料の使用を制限又は禁止し、進んで必要物資需給の調整を圖り、以て闇取引等統制違反行為を絶滅する方途を講ずるに在る。之が爲には生産・配給・消費並に資金等、經濟全分野にわたる綜合的對策を樹立する必要がある」のであつて、物價問題も最早單なる價格の遺練ではなく、經濟全體の機構そのもの問題となつたのである。自由放恣な自由經濟が個々の統制形態を経て國家目的の單一なる至上命令の下に綜合的に運營されることが經濟新體制の歴史的使命でもある。即ち生産、配給、消費、金融、交通、貿易等の全部門、換言すれば經濟體制組織の全體を貫く綜合計畫の樹立實行が必要であり、就中適正物價の維持勵行には物資の不足と消費の増大とが物價昂騰の二大原因の排除を必要とする。

(一) 生産部門

「物價は需要、供給の關係に因つて定まる」といふことが假令自由主義時代の遺物にもせよ、物資不足が物價高を誘發することは否定し難い事實である。尠くとも現在行はれつゝある賣惜、買占、買溜、闇取引等の主因が物資の不足であれば、之を克服する強力なる政策は即ち生産力擴充策であると云ふも過言ではあるまい。臺灣の經濟は内地依存性が強いが、尙一部食料品及日用品必需品に就ては相當の島内生産があるので、戰時經濟維持上の必要物資に就ては單に島内需要を充足するに止らず、内地又は特殊市場方面に對しても充分なる供給を爲し得る様積極的増産計畫を樹立し之が實行に當るべきである。殊に英米依存脱離の經濟的影響漸く明瞭ならんとするとき又南進兵站基地としての臺灣最近の重要使命を稽ふるべきとき、更に内地依存經濟を脱却して可及的廣範圍且迅速に自主的經濟の確立の必要が叫ばれるとき、生産部門に對する最も有効且つ適切なる方策が採られねばならない。蓋し従來の統制は價格の公定、輸入管理の如き交換部門の消極的方面に偏倚して居た感がないでもないからである。

低物價政策と生産力擴充とは相矛盾する要請の如く思はれるが、高物價に依る刺戟を以て増産を圖るが如きは自由主義的な謬見であるが、只限りある資材、勞力、動力が必要生産資材及生活必需品以外の方面に逃避することを防止する基本的な方策が講ぜられねばならぬこと、及國家が必要とする生産數量を確保するに足る生産費たる意味に於ける中庸生産費を割らぬ様考慮を拂ふ必要はあらう。前者の要請を充す爲には今後奢侈品等製造販賣制限規則第四條の發動を見るであらうし、又従來行はれて居るが如き方法に依つて價格形成の際、一定の規格を定めると同時に、規格外品の價格を低位に置くことに依り、必要生産資材及生活必需品中の典型的なもの、乃至は一般普遍的な物品の増産に拍車がかけられるであらう。尙生産コストの引上げに關聯して賃金の統制と經營の合理化の問題がある。生産費の

合理化就中賃金の合理化に就ては、第一に賃金の引下げが考へられるが、之は能率を低下せしめる虞がある。殊に臺灣に於ては一般賃金及其の昂騰率は内地に比して低いが、能率の點に於て遙に劣り、之を實數を以て現すことは頗る困難とするところで、同一物品の内臺生産費の比較の際常に問題となるところのものである。次に物價高の爲に賃金の引下げ不能の場合は、生活の簡單化を通じて賃金を引下げることであるが、之は一般消費規正の問題に關聯し容易でなく、尙機械力を以て勞力に代ることは臺灣に於ては速急に實現を見ることが困難であるが、少くとも官業及民間並に民業相互間の賃金の調整は一時を争ふ喫緊の要事である。

更に眞に生産力の擴充を圖る爲には、生産資材の價格を低位に置くことの必要なことは勿論であるが、尙可及的高度の經營の合理化に因る生産コストの引下げを圖る要がある。同一物品に就ての内臺間の生産費の差著しく而も經營の合理化に依り、内地のそれに接近せしめ得るもの必ずしも尠しとしないのであるが、從來價格の形成に當り之等を素因として屢々難問に逢着して居るのである。臺灣に於ける企業經營の合理化亦解決に急を要する問題の一であらう。

(二) 配 給 部 門

臺灣の物資需要量を見るとき、南支方面に對する必需物資を臺灣より補給して居ることは見逃し得ざるところである。統計上より見る物資の臺灣移入量の減少に比し、島内に於ける物資は相當逼迫して居るが如き感がある。其の原因は、戦時日本經濟の一環として最近頗に其の經濟的内容の充實を急ぎつゝある臺灣島内に於ける需要増もあり、輸送關係の不圓滑もあるが、配給機構の整備全かざるに因る物資の偏在も亦見逃し得ない。更に又南支方面に對する物資の流出等も其の因を爲して居るのであつて、之等の數量は明にはなし得ないが、相當の數に上ることは想像し得らるゝところである。之等に就ては内外地を通じて配給機構を確立し、一元的に少くとも過去の實績に基く一定數量を

基準として責任を以て流し得る様に考慮せねばならないのである。元來配給機構は自由主義的な形態のままに止め、それから成立する價格のみを機械的に分離形成して統制の効果を收めんとする便宜主義の中に闇取引發生の一地盤があると見られる。即ち物資需給に關する機構の整備及び島内最低必需量の確保は適正物價の維持勵行上不可缺の要件である。價格の公定せらるゝや配給の不圓滑を來すもの尠くないのであるが、多くは配給統制の實施に先行して已むなく價格統制を行ふからであつて、之れ配給計畫の確立迅速ならんことを要望さるゝ所以である(例へば生鮮食料品、木炭等)。

配給統制は其の意味するところ必需數量の供給のみならず、同時に圓滿なる配給と公平なる分配でなければならぬ。殊に臺灣に在りては既述の如く取引段階多く、配給機構改善前に於ては各段階の利潤を認めざるを得ざるべく、爲之手數料其の他の經費に不合理多く、此の方面の整備改善の要緊なるものがある。而して之が實施の曉に於ては低物價政策に寄與する處甚大なるを思はしむるのであるが、其の結果として犠牲を伴ふこと多く之等犠牲者の轉失業對策其の他の救濟策に就て考慮の拂はるべきもの多く、隨つて實行に多くの困難性を豫想せられるものである。

尙業者は眞に國家の配給機關としての使命達成に邁進すべく其の根本的指導精神として公益優先に依る戦時商業道徳確立の要緊なるものがある。即ち眞に時局を見直すことに依り過去の自由主義の迷夢より醒め、營利追求の理念、自我功利の舊體制思想を放棄すべきであり又斯る指導原理の下に經營機構も改變さるべきである。

(三) 消 費 部 門

物價騰貴の主要原因の一たる購買力の抑制、消費の規正は物資不足に對する重要對策であつて、一方島民の最低生活の保障をなすつゝ、他方從來の如く單に貯蓄奨励や公債消化にのみ頼らず、又單なる末梢的な個人の消費節約の間

題として、商品規格統一、配給組織の整理等を通じて島民消費生活の均等化をも生ぜしむべく、所謂根本的對策が講ぜられなければならないのである。

既述したやうに奢侈品等製造販賣制限規則並に之に關聯して採られた國民生活の奢侈抑制の如き購買力の抑制に多大の効果があつたし、又國家總動員法に基く會社經理統制令の實施に依つて會社の利益配當金、重役及社員の俸給、賞與等に關し、強度の統制が加へられることに因る購買力の抑制に對する好影響の如きは見逃し得ざるところではあるが、之等は何れも間接的方策であり消費規正に對する根本的方策とは謂へないのである。而も今日の如くストツクは既に涸渇し、一方生産力の擴充も一定の日時と過程を要し、必要數量を急速に調達し得ざる状態に於て、單に表面的な購買力の抑制方策のみに專念するときは、將來に對する不安を生じ、制限的意味は曲解され、換物的傾向を助長し、個人的貯藏となり、買溜行為を増加せしむ等の逆効果を來す虞が多分にあるのである。従つて從來採られて居る様な消費節約も能ふる限り之を實行するの要はあらうが、眞に消費を合理化せしむる方策を樹て、根本に遡つて考慮を廻らす必要があらう。即ち目下製造使用の制限に依り、又價格の操作に依り、着々實行に移されつゝある日常生活の均等化が一段と強化されなければならない。而も之に先行し、併行して行はるべきは、商品の規格統一と配給機構の整備である。

換言すれば消費規正の問題を解決するものは全面的、計畫的なる經濟統制なりとも謂ひ得るのである。(黒澤平八郎)

第五章 事變下臺灣に於ける物資統制

序説—物資統制の積極面としての生産力の擴充—物資統制方策としての貿易統制—配給消費統制

第一節 序 説

臺灣經濟は常に帝國全體經濟の一環として考慮せられ經營せられて來た。従つて滿洲事變を契機とする所謂準戰時體制より、今次事變勃發を端緒とする戰時體制への移行も、内地經濟と同一歩調を以て進み、戰時下諸統制も殆ど其の基調を一にしてゐる。即ち去る七十一議會より七十三議會に至る期間に於て内地に於ける戰時體制は其の骨格を造り上げたと見ることが出来るが、其の期間に成立した諸戰時立法の殆ど總てを、臺灣に於ても施行し、其の戰時體制の整備に努め、就中「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」の實施に依て、非常時下最も樞要なる物に關する統制經濟の根基は樹立せられたと言つてよからう。只本島經濟は内地のそれと發展段階を異にし、其の性格に於て頗る異色を有するが爲め物資統制に於ても自ら特異性を有することは固よりである。

以下臺灣に於ける物資統制を、生産力擴充、貿易統制及び配給消費統制に分つて叙述しよう。

第二節 物資統制の積極面としての生産力の擴充

事變勃發以來臺灣は、自然的、地理的特殊性の故に、帝國高度國防國家建設上、軍事的並に經濟的に其の重要性が俄に加重せられて來た。周知の如く、領臺後最近に至る迄の臺灣の經濟的開發の根幹は、米と砂糖とを二大支柱とす

る農業に置かれてゐた。無論此の事は、臺灣其のものに内在する經濟的發展の諸條件に基いて決定せられたものであることは勿論であるが、同時に内地に於ける經濟的乃至は政治的要求に依ることも固より大きな理由となつてゐると言はねばなるまい。

然し乍ら滿洲事變を契機とする我國内外の政治的、經濟的諸情勢の激變、殊にブロック經濟建設への世界的大勢に伴ひ、帝國經濟ブロックの一環としての臺灣の經濟的地位は、其の自然的地理的條件に依て一段と其の重要性を増すに至り、之に期待せられるものは、從來の如く單に、米及砂糖のみの供給地としてではなくなつた。勿論平戰時を通じ、殊に戰時に於て食糧品の自給率の高きことは、國力の發揮上根本的問題なるに鑑み、米及砂糖の増産についても考慮するの要あることは言を俟たないが……農産資源中、熱帯地域に非ざれば供給し得ない各種特有資源の培養増殖を要求せらるると共に、原始産業段階から鑛工業を中心とする近代産業體制への移行が強く要請せらるるに至つた。

近時臺灣に於ける産業の調整又は臺灣の工業化として取扱はれる問題は、斯かる臺灣經濟の質的變化を意味するものである。斯くして滿洲事變を契機とし、臺灣に於ける産業再編成問題は計畫的に而も積極的に展開せられることとなつたのである。

曩に實施せらるることとなつた米穀管理令並に糖業令は斯くの如き意圖を最も端的に表示してゐるものと見ることが出来る。

事實之等の實施に依つて、熱帯特有作物を含めての農産物の計畫的生産が實行せられ、米糖偏倚の單純農業形態を揚棄すると共に、農産業の調整と併進して所謂工業化問題も着々として進展の途上に在る。勿論臺灣に於ける工業の發展は滿洲事變を契機として始めて問題となつた譯ではない。即ち曩の歐洲大戰の勃發に依り、世界の工業物需給關

係に重大なる變化を生じたときに、臺灣に於ても各種の工業が一時勃興し、工業の動脈たる動力資源としての日月潭水力發電問題が當時既に論議せられ、遂に着工の域迄進んだ程であつて確かに臺灣工業内容上の一段階を劃したともいへる。

然し乍ら臺灣の工業化問題が眞剣に考慮され出したのは、蓋し滿洲事變を契機とする帝國全體經濟の要請に基くものであることは今更論を俟たない。

偶々昭和九年に於ける日月潭水力發電の完成は、臺灣工業化問題に一大拍車をかけることとなり、合金鐵、アルミニウム等の新興電氣化學工業の勃興を見ると共に相踵いでパルプ工業、無水酒精工業、化學肥料製造業、マクグネシウム製造業、ニッケル製鍊業其の他の新興工業の擡頭を見るに至つたのである。

試みに最近に於ける臺灣經濟の推移を次表に依つて見ることにしよう。

第一表 産業別生産指數比較表

年次	農業	水産業	林業	其他	工業	總計
昭元	100	100	100	100	100	100
同五	八六	103	九三	九〇	133	101
同一〇	113	118	100	136	145	131
同一一	113	113	119	171	155	143
同一二	118	130	111	216	180	156
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	119	144	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	157
同一九	117	143	115	216	195	157
同一〇	117	143	115	216	195	157
同一一	117	143	115	216	195	157
同一二	117	143	115	216	195	157
同一三	117	143	115	216	195	157
同一四	117	143	115	216	195	157
同一五	117	143	115	216	195	157
同一六	117	143	115	216	195	157
同一七	117	143	115	216	195	157
同一八	117	143	115	216	195	1